

Title	宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む（三）
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 2021, 36, p. 69-118
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86883
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

= 批評 =

宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む（三）

松井 太*

本稿は、本誌前々号・前号掲載の拙評〔松井 2019a; 松井 2020〕に引き続き、宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』上・下（名古屋大学出版会、2018年2月）で扱われるモンゴル語・テュルク語資料に関連する微細な諸問題について、簡記形式でコメントを提示するものである。本稿では、本書下巻で扱われる諸問題を主たる対象とする。参照の便宜上、見出し項目の番号は前々稿・前稿から連続させ、諸言語の転写方式についてもそれらを踏襲する。

【48】^{メクリン} 瑰古 [下巻 541]

金からモンゴルに派遣された烏古遜（吾古孫）仲端の行記『北使記』（劉祁『歸潜志』所収）において、彼が経過した中央アジア地域の諸集団として^{キルギス} 紇里迄斯（Qırqız）・^{ナイマン} 乃蠻（Naiman）・^{カンクリ} 航里（Qangli）・^{トゥマト} 途馬（Tumat）・^{カルルク} 合魯（Qarluq）と並んでみえる「瑰古」に、著者は「メクリン」というカナ表記を与える。このカナ表記は、『集史』部族史がウイグリスタン（Uygūristān）の山岳民族として言及するメクリン部族（Mākrin ~ Bākrin > P. Bakrīn ~ Makrīn）〔ĜT/TS, f. 29a–29b; ĜT/Rawšan I, 141–142; ĜT/Thackston I, 76–77〕を想起させるが、しかし、瑰古の漢字音（パクパ字音は guè / γuè-gu）とは整合せず⁽¹⁾、比定の理路が判然としない。

【49】主^ト罕^ズ～速不罕^ズ～擱不罕^ズ [下巻 544, 573 (n. 73)]

モンゴルから南宋に派遣された使節として『元朝秘史』や『蒙韃備録』その他にみえる主^ト罕^ズ（<jubqan）～速不罕^ズ～擱不罕^ズは「白韃韃」すなわちテュルク系オングト族出身とされ、その人名は T. čubayan ~ čubuyan「棗」あるいは M. čobuğa「賢い」に由来すると推測されている〔村上 1976, 156–158; MNT/Rachewiltz II, 909–910; PTMD, 276〕。これに対し、著者はおそらく四庫全書版『双溪醉隱集』の表記「蘇巴爾罕」に基づいて「スブルガン」とカナ表記するが（M. suburyan「塔，仏塔」に関連させたものか）、四庫全書の改字形式を優先させる必要は無い。

ちなみに、本章の原載論文〔宮紀子 2010〕の刊行後に紹介された『双溪醉隱集』呉長元鈔本（中国国家図書館所蔵）から、「蘇巴爾罕」の改字前の原文は『蒙韃備録』と同じく「速不罕」であったことが知られる〔石堅軍・張曉非 2016, 106〕。

* 大阪大学大学院文学研究科教授（MATSUI Dai, Professor, Graduate School of Letters, Osaka University）

(1) ちなみに、Bretschneider I, 28 は「ウイグル（Uyğur）」と再構する。音韻的には著者の案より整合的であるが、『北使記』の後文に「回紇」という一般的な漢字音写表記がみえることに鑑みれば疑問が残る。

【50】 瀚海軍・高昌（西州）・伊州 [下巻 548, 586]

移刺楚才（耶律楚材）『西遊録』がベシュバリク（Beš-Baliq > 別石把；北庭）の唐代残碑にみえると言及する「瀚海軍」，および常德の『西使記』にみえるモンゴル高原西方の「瀚海」について，著者は「瀚海」というカナ表記を与える [下巻 548, 586]．このカナ表記は，おそらく M. qangyai 「広大な，宏闊な」[Lessing, 928; MKT, 539] を念頭においたものであろう．

しかし，テュルク系集団が支配的であった唐代以前の草原地帯で，モンゴル語地名が漢語話者に知られるほどに汎用されたとは想定し難い．唐代以前の漢籍を博搜した植木久行によれば，『史記』や『北史』は「翰海」を固有の湖水名（バイカル湖をさす蓋然性が高い）として用いるものの，唐代には遊牧民の拠る草原や沙漠を「瀚海」つまり「広大な海」に喩える一般名詞としての用法が定着したという [植木 1982]．一方，海野一隆も「翰海／瀚海」を M. qangyai の音写とみなすことを提唱したが [海野 1988]，その論拠は匈奴の地名についての推測に頼る点が多い．モンゴル時代の Qangyai > 杭海／亢海という音写例 [cf. 杉山 2004, 350] との相違に鑑みても，唐代の「瀚海」を M. qangyai に関連させる必要は無いと思われる．

なお，楚才が「瀚海」をモンゴル語の音写ではなく，「海」＝湖水として理解していたことは，後続の「瀚海去城西北數百里．海中有嶼，嶼上皆禽鳥所落羽毛也」という楚才の注記からも明瞭である．また，この注記は，著者のいうような「現在の瀚海についての噂話」ではなく，『史記正義』や『史記索引』による「翰海」の語釈の翻案に過ぎない⁽²⁾．

一方，楚才が高昌の別名を西州ではなく「伊州」すなわちハミとするのは，著者の言挙げするように単純な誤解かもしれない．ただし，ハミが西ウイグル王国時代に高昌（＝西州）とならぶ拠点都市となっていた実情を反映している可能性もある．

【51】 苦盞城・八普城・可傘城・芭欖城 [下巻 552-553]

これらのタラス（塔刺思）以西・シル河東岸の地名について，著者は上記のようにカナ表記するにとどまるが，先行の訳註は，苦盞 <Huğand, 八普 <Bāb, 可傘 <Kāsān, 芭欖城 = Kand-i Bādām という具体的な比定案を提示している [Bretschneider I, 18-20; de Rachewiltz 1962, 53-54; 向達・陸峻嶺（校注）『西遊録・異域志』中華書局, 1981, 8; 中野 1961, 407]．著者のカナ表記「苦盞」は，ホジェンド（Huğand, 『経世大典輿地図』および『元史』巻 63・地理志 6・西北地附録の忽璽）とは別の地名を示唆する．説明を要するだろう．また芭欖についての「八檐仁に同じ」という注記は地理的説明としては無意味ではなかろうか．

ところで，移刺楚才『西遊録』に関する先行研究として，本章では向達の校注（これには張廣達・陳得芝ら，中国国内の代表的な内陸アジア史研究者が注釈を提供している）と中野 1961 のみが言

(2) 『史記』巻 110・匈奴伝「驃騎（＝衛青）封於狼居胥山，禪姑衍，臨翰海而還【……『正義』：按，翰海自一大海名，羣鳥解羽伏乳於此，因名也】」；同巻 111・衛將軍驃騎（衛青）列傳「獲屯頭王・韓王等三人，將軍・相國・當戶・都尉八十三人，封狼居胥山，禪於姑衍，登臨翰海【……『索隱』：按，崔浩云「北海名，羣鳥之所解羽，故云翰海」】」 [植木 1982; 海野 1988, 4]．

及され、Bretschneider の旧訳（中野訳註はこれに依拠する）や I. de Rachewiltz による訳註は関説されない。ただし de Rachewiltz 訳註は、著者が本章第 6 節で特筆する古賀侗庵による宮内省本と内閣文庫本をもとりあげ、前者が後者から抄出されたことを先駆的に指摘し [de Rachewiltz 1962, 7-10]、また『元朝秘史』・『世界征服者史』などの非漢語史料と楚才自身の詩文との比較照合や、Bretschneider より後代の Barthold や Pelliot をはじめとする中央アジア史・イスラーム史研究の実証成果を採り入れている点でも、向達校注本とも併せて参照する価値がある。

【52】骨利幹 [下巻 555-556, 576 (n. 91)]

移刺楚才がキプチャク（可弗叉 < Qipčaq）族の前身とみなした「骨利幹」に著者は「グルカン」というカナ表記を与えつつ、これが西遼やケレイト・ナイマンの君主の称号（P. *gür hān* < M. *gür qan*）であると指摘し、楚才の記述を「キプチャクとグル・カンを同一と捉え、あげくのはてに似ても似つかぬふたつの単語を、発音の変化で片付けてひとつのものとする」ものと難じる。

しかし、楚才が「唐史所載」と記す通り、「骨利幹」が『旧唐書』巻 149 下・鉄勒伝や『新唐書』巻 142 下・回鶻伝にみえるテュルク系の遊牧集団である——ただし、もちろんキプチャク族の前身とは断じられない——ことは先行の訳註でも指摘されている [中野 1961, 413-414; Bretschneider I, 24; de Rachewiltz 1962, 23, 63]。また、この「骨利幹」が突厥碑文にみえる *Qurīqan* の漢字音写であることも確実である⁽³⁾。著者がこれを「骨利幹」として西遼・ケレイト・ナイマンの君主称号とみなすのは、「似ても似つかぬふたつの単語をひとつのものとする」誤りである。

【53】グル=カンと石抹氏 [下巻 562, n. 8]

本処では、原載論文に無かった「近年、遼代史の研究が流行しているが、カラ・キタイのグル・カンの娘が、石抹氏を名乗っていたことの意味について、留意する研究者はいない」という註記が追加されている。この註記は『元史』巻 125・布魯海牙伝の「太祖西征、布魯海牙扈從、不避勞苦。帝嘉其勤、賜以羊馬氈帳、又以居里可汗 (< *gür qan*) 女石抹氏配之」という記事をふまえるものであろうが、その“意味”自体は本書でも解説されないで、読者には隔靴搔痒に感じられよう。

念のため、本書の刊行と前後して、この布魯海牙伝の記事は白玉冬により検討されている [白玉冬 2018, 245-246]。白玉冬が指摘するように、問題の「石抹氏」を称したグル=カン（居里可汗）は耶律氏の西遼皇帝ではあり得ず、西遼を篡奪したナイマン王族のクチュルクをさすとみなされる。白玉冬は 11-12 世紀のイスラーム史料にモンゴル高原西部の集団としてみえる *Qāy* 部族を奚（T. *Tatabi*）に比定する劉迎勝 1990 の所説を援用し、遼金時代に石抹氏（=蕭氏）を称した奚族集団がナイマン王国の支配層が包摂されていたと推測する⁽⁴⁾。

⁽³⁾ E.g., 小野川 1943, 283, 346; 佐口 1972a, 34; 佐口 1972b, 25; 佐口 1972c, 445; User 2009, 159. なお Barthold は『集史』部族史にみえる *Qūrī* 部族を *Qurīqan* > 骨利幹の後身とするが [Баргольд 1927, 23-24; cf. Minorsky 1970, 284; ĞT/TS, f. 22a-22b; ĞT/Rawšan I, 103-104; cf. ĞT/Thackston I, 57]、当否を定めがたい。

⁽⁴⁾ なお、白玉冬 2018 はイェニセイ碑文にみえる *iQRQN* を *qür qan* と転写し、グル=カン (*gür qan* > P. *gür*

ただし周知の通り、キタイ帝国の太祖述律皇后（蕭氏＝石抹氏）もウイグルの後裔と伝えられており、漠北ウイグルにも「石抹氏＝蕭氏」が存在したことが示唆される。この点、キタイ帝室とモンゴル高原のテュルク系諸集団との関係史も含めて、なお検討すべきであろう。

【54】林牙 [下巻 574–575, n. 79]

キタイ帝国の称号「林牙 (< lāmā ~ lāmqa)」はテュルク語 *elīmya* ~ *ilīmya* の借用語と考えられる。この *T. elīmya* ~ *ilīmya* は *el* ~ *il* 「くに, 国」 [後項【64】参照] と *īmya* (< *amyā* < Chin. 押衛) 「侍衛; 財務官, 徴税官」との合成語であり、西ウイグル時代のウイグル語文書にも財務官として在証され、キタイ語にも漠北ウイグル帝国の影響下で導入されたと推測される [Menges 1968, 55; 大竹 2016, 5; 森安 1991, 89; 松井 2013, 58]。カーシュガリーは *elīmya* を「君主の書簡をテュルク文字で起草する書記 (*al-kātibu 'l-ladī yaktub marāsīla 'l-sultān bi-ḥaṭṭi 'l-Turkīya*)」と説明し、同じくカラハン朝時代に編纂された『幸与える知恵 (*Qutadḡu bilig*)』は軍司令官 (*T. sū baši*)・宰相 (*A. ḥāḡib*) に次ぐ地位として *elīmya* に言及する [CTD I, 163; 小山 1977, 46; Arat 1947, 410; ED, 158]。著者は「林牙」について『遼史』国語解に基づき「ようするにピチクチである」と概括するとどまるが、*T. elīmya* ~ *ilīmya* の用例と比較してその職掌を再検証する余地もあるだろう。

【55】『長春真人西遊記』と「禿鹿麻」 [下巻 575, n. 86]

チャガタイ＝ウルスの拠点都市アルマリク (*Almaliq*) についての『長春真人西遊記』の説明を、著者は「土人呼果爲阿里馬, 蓋多果實以是名。其城其地出帛, 目曰禿鹿麻」と引用する。評者が傍点を付した箇所は句読点を改め「是を以て其の城を名づく【以是名其城】」とすべきである。

一方、後文の「禿鹿」に対する著者の「トゥルク」というカナ表記は、非漢語の原語形式を学術的に示すものとはいえない。この禿鹿麻 (パクバ字音 *t'u-lu-ma*) を王國維は兜羅綿 (兜羅 < *Skt. tūla*) の異形とみなし、Bretschneider は 19 世紀後半のコータンで流通していた棉布の一種 *tolma* (~ *NUig. tolima*) に関連させている [Bretschneider I, 70; cf. UTIL II, 282]。著者が別の非漢語を想定しているのであれば、適切に挙証すべきであろう。

なお『長春真人西遊記』については、2010 年に本章の原載論文が刊行された後、尚衍斌・黃太勇による新校注が刊行されている。その注釈でも、「禿鹿麻」は現代ウイグル語に関連する可能性が指摘されている [『長春真人西遊記校注』中央民族大學出版社, 2015, 131–132]。

【56】曷思麥里 [下巻 575, n. 88]

この非漢語人名 (『元史』卷 120) を著者は *Hūš-mayl* と再構するが、別解として *P. Kašmīr* ~ *Kašmīrī* 「カシュミール/カシュミールの」と再構する余地もある。モンゴル時代のウイグル契にも *Kašmīrlīy* 「カシュミルリグ (“カシュミール出身”）」という人名が確認される [SUK, RH09]。

hān ~ Chin. 葛兒罕/闊兒罕/菊兒可汗/居里可汗) の称号と関連させることを提案するが、テュルク語の母音調和原則に鑑みれば無理がある。

【57】大元・大銀 [下巻 576, n. 92]

モンゴル (Mongyol > Chin. 蒙古) という集団名・国号の由来を「銀 (M. mönggü(n))」に求める『黒韃事略』の記事が信用に値しないことは拙評前稿【46】[松井 2020, 102] も参照。著者は本処で国号「大元 (バクパ字音 tay-ven)」が「大銀 (tay-njin)」との「語呂合わせ」であった可能性をも指摘するが、音価の違いに鑑みれば荒唐無稽である。

【58】薬草「阿只兒」 [下巻 583, 602 (n. 29)]

著者は『西使記』に薬草名としてみえる「阿只兒」に ‘akīr~‘ākir を再構し、カーシュガリー『テュルク語辞典』で A. wağğ に対訳される薬草 akir との関連を指摘する [cf. CTD I, 100]。このテュルク語はギリシア語 ἄκορον 「ショウブ (*Acorus calamus*)」に由来すると考えられ、トゥルフアン出土のウイグル語医学文献の在証例からも ākir ~ āgir と転写するのが正しい [Rachmati 1932, 414-415, 431; ED, 112; UWN II-2, 178; HWAU, 103]。著者の留意する薬方の相違だけでなく、音韻的にも『西使記』の「阿只兒」とは関連しないであろう。

【59】常德『西使記』 [下巻 585-588]

第 12 章の第 4 節「いざ、西へ」は、常德『西使記』の摘訳をそのまま本文として提示したものである。本書では言及されないが、『西使記』には Bretschneider の旧訳の他、張廣達・王小甫や陳得芝による分析もあり [張廣達・王小甫 1995; 陳得芝 2001; 陳得芝 2015]、著者がおそらく紙数の関係から省略した地理的考証については併せて参照する必要がある。

①乞則里八^{キジルバシ}等：著者はこの地名を『元史』巻 149・郭徳海伝にみえる「乞則里八^{キジルバシ}海」と関連させるにとどまる [下巻 586, 606 (n. 46)]。この地名は T. qizil-baš 「紅い水源」と解釈され、『元朝秘史』 (§158, 05:28:09) の「キジルバシ湖 (Qisil Baš na'ur-a (dat.-loc.) > 乞濕^{キジルバシ}巴失納兀^刺)」と明らかに同地であり、現在のウルングル湖に比定されている [Bretschneider I, 125, fn. 312; 陳得芝 2001, 6-8; 陳得芝 2015, 76; cf. 村上 1972, 83; MNT/Rachewiltz I, 582-583]。

②赤木^{チキル}兒城：この城市の地理比定についてはなお断案は無く [陳得芝 2015, 81-82]、著者のカナ表記の具体的な根拠は不明である。また常德の見聞の「有嗜酒」を、著者が「利き酒がある」 [下巻 586] と訳すのも不可解である。「嗜」は「嗅／鯢」の異体字であるから、Bretschneider I, 127 の “They have also a kind of wine with a strong smell” という旧訳が妥当ではなからうか。

③麻阿中・亦堵・契丹故居・亦運^{ベシユラン}・別石蘭 [下巻 587]：これらの地名も確実に比定されていない [陳得芝 2015, 84-87]。麻阿中について、著者は『世界征服者史』 [TĜ/Qazwīnī I, 227] にイリ河 (Ila) 流域の地名としてみえる P. Marāwīl / Marāwarīk / Marūrnk を関連させるが [下巻 606, n. 47]、語頭の Ma-> 麻を除けば音韻的に整合せず説明を要する⁽⁵⁾。「契丹故居」は文字通りには西遼の旧都バラサグンとも解せるが [e.g., 陳得芝 2015, 84-85]、著者はルブルクの旅行記にみえる Equius

⁽⁵⁾ Boyle は、Marāwīl が固有地名ではなく、「近隣」や「河岸」を意味する何らかの非ペルシア語を誤写した可能性を指摘している [TĜ/Boyle I, 272]。

という城市の近郊の廃墟に比定することを提案する [下巻 606, n. 48]. であれば, Equius をアルマリック南方の Quyās の音写とみなす先学の見解 [Pelliot 1959, 251; W. Barthold/J. A. Boyle, Čaghatay khān. EI² II, 3; Jackson/Morgan 1990, 147] にも言及してよかったであろう. 著者は Bretschneider と同様に「亦運」を河名とみるが, 陳得芝は「亦」のみを河名とする. また著者の「別石蘭」というカナ表記に適する地名は同時代のイスラーム史料には見出されず, 陳得芝はバナークット (Banākath) あるいはそのテュルク語名の Baskam に関連させている [陳得芝 2015, 87].

④里丑城・馬蘭城・納商城・殫掃兒城 [下巻 587]: 暗木河=アム河を西渡した後の常德の移動経路にも不明の点が多い. 張廣達・王小甫はモンゴル時代前後のイスラーム地理書を検討して, 里丑を Diza, 馬蘭をヘラート南郊の Mālin~Mālan~Mālān, 納商をヘラート西方の Būšang, 殫掃兒をニーシャープール (Nīšāpūr) に比定し, 陳得芝もこれに従うが [張廣達・王小甫 1995; 陳得芝 2015, 90], 反論も提示されている [沙西里・劉振玉 2018].

著者はここでも原史料のローマ字転写形式を示すことなく馬蘭・納商・殫掃兒というカナ表記を提示するが, その根拠や具体的な地理情報は不明である. 特に, 納商というカナ表記はプハラ属下の Naḥṣab (『経世大典輿地図』および『元史』巻 63・地理志 6・西北地附録の那黒沙不, 現ウズベキスタンのカルシ Qarshi) を想起させるが, これはアム河以東に在り旅程に合わない. 同名の別地を意図したのであれば, 具体的な地理情報を示して読者の誤解を避けるべきであろう.

⑥兀魯兒: 著者は『元史』巻 149・郭侃伝にこの地名がみえるといい, ロル (Lur) の音写とみなす. また語頭漢字に「兀」が用いられる理由を, 兀魯儿乃 << Rukn al-Dīn に同じく, モンゴル語では外来語の語頭の /r/ に前に母音を添加することによると推測する [下巻 606, n. 50]. しかし, モンゴル語では /l/ と /r/ とは辨別され, 語頭の /l/ は母音の前添を要しない. 実際, 語頭の L-を保つ借用語も頻見する. また, 著者の「兀魯兒」は誤記であり, 『元史』の表記は「兀里兒」が正しい. 従って, Lur への比定自体が音韻的に妥当か疑わしい⁽⁶⁾.

【60】人名「〇〇奴」 [下巻 592-593]

『儒門事親』にみえるフレグの従臣「萬家奴」を, 『集史』フレグ紀および『ワッサーフ史』の Wankyānū~Unkyānū に同定したのは, 著者の慧眼である.

著者はさらに, この人名「萬家奴」をその他の漢文史料にみえる「千家奴」「百家奴」「僧家奴」「道家奴」「金家奴」などと比較した上で, 「家奴」という人名要素はキタイ以降にしか確認されないことから, この漢語「家奴」が「僕」を意味するキタイ語を翻訳した人名要素であり, ペルシア語の banda, ウイグル語の quli [sic!] に対応するとみなす.

しかし, ウイグル語文献には, 漢字 2 字の仏教術語に「奴」を付し, それをウイグル字音で音写した人名が頻出する. このような構成パターンをもつウイグル語人名はまず P. Zieme により指摘・抽出され, その後評者もいくつかの用例を追加した: E.g., 弥勒奴 > Biligdu; 金華奴 > Kimqadu;

⁽⁶⁾ 陳得芝はこの兀里兒を『西使記』の「訖立兒」に同定し, マーザンダラーンの Kalār に比定する可能性を指摘するが [陳得芝 2001, 9; 陳得芝 2015, 93], 兀里兒/訖立兒の漢字音とは十分に整合しない.

金剛奴 > Kimqodu⁽⁷⁾; 菩薩奴 > Pusardu; 観音奴 > Qanimdu; 華嚴奴 > Qayimdu; 光明奴 > Qomidu; 三宝奴 > Sambodu ~ Samboqdu; 慈悲奴 > Sipidu; 修士奴 > Sivšidu; 禪師奴 > Šenšidu; 善法奴 > Šenvapdu; 如来奴 > Šilaydu ~ Šilaydu; 大士奴 > Tayšidu; 大悲奴 > Taypidu; 法身奴 > Vapšindu; 普賢奴 > Vukendu; 薬師奴 > Yaqšidu, etc. [Zieme 1994; Matsui 2010b, 697–698]. このうち、金剛奴・菩薩奴・観音奴・三宝奴・大悲奴・法身奴・普賢奴・薬師奴などは遼代・金代の漢文資料にも散見する。やはり遼・金代の「可汗奴」「消災奴」「楽音奴」「衆僧奴」「天下奴」といった人名の例とも比較すれば、著者の掲げる「〇〇奴」の諸例も、「万家」「千家」「百家」「僧家」「道家」「金家」など漢字2字の術語に「奴」を付して構成されたものであり、またあくまで漢語名であってキタイ語には由来しないとみなすべきであろう。

著者も指摘する通り、敦煌文書も含むキタイ帝国以前の漢文史料には、このような「〇〇奴」という人名はほとんど見出されないで⁽⁸⁾、10～11世紀にキタイ帝国と西ウイグルのいずれか、もしくは双方で発生し、両国に急速に流行するようになったと見受けられる [cf. 松井 2013, 66].

ちなみに、著者は「契丹大字・小字とアラビア・ウイグル両文字による対訳資料の発見も、中央アジア——バラサグンやキルマーンを中心にじゅうぶんありうる」と指摘する [下巻 608, n. 63]. 念のため、キタイ文字とウイグル文字の合璧文書断片は、ドイツ隊将来のトゥルフアン出土文献に見出されている [Wang 2004].

[61] Solangya と「高麗／ソロン」 [下巻 604–605 (n. 44), 633, 928]

明洪武刊本『元朝秘史』 (§274, 12:28:01) にみえる莎郎^中合思は莎郎^中合思 (< solongqas ~ M. solangyas (pl.) < solangya) 「高麗 (人), 朝鮮 (人)」の誤刻であり、その傍訳・総訳「高麗」も「高麗」の誤刻とみなすのが通説である [e.g., 村上 1976, 335–336]. 著者は本処でこれを否定し、Solongqa ~ Solangya = 「高麗」とは「遼東・渤海方面の特定地域」をさす名称であって、清代以降のソロン (索倫 < Solun) 族の呼称の淵源となったともいう。これは、ethnonym としての M. Solangya に対する従来の理解を修正する試みである。

しかし、「遼東・渤海方面の特定地域」の名称としての「高麗」は歴代正史の地理志ほか、評者管見の各種資料には見出せず⁽⁹⁾、モンゴル時代までに汎用されていたか疑問である。著者は地名

(7) 著者は金剛奴という人名を前述の金家奴と同名とするが、従えない。評者管見では、金家奴という人名は金代のキタイ系奚人やクビライ時代に反乱を起こしたナヤンの与党の人名としてみえる [『金史』卷3・太宗本紀・天会二年 (1124) 八月丁巳条; 『元史』卷119・玉昔帖木兒伝]. ウイグル字音では「家」と「華」はいずれも X' = qa と表記されるので [庄垣内 1987, 148], 金家奴はおそらく金華奴の誤記 (もしくは Uig. Kimqadu に類する非漢語人名を漢字で表記した際の誤り) であろう。

(8) 『続日本紀』卷17・天平勝宝元年 (749) 夏四月甲午朔条「天皇幸東大寺, 御廬舍那佛像前殿, 北面對像, 皇后・太子並侍焉. 群臣百僚及士庶分頭, 行列殿後. 勅遣左大臣橘宿禰諸兄白佛: 『三寶奴仕奉天命廬舍那像大前奏賜』奏. ……」によれば, 聖武天皇は自らを「三宝奴」と称したと伝えられるが, これは従来「三寶ノ奴」と訓じられるように, 固有人名としての用法とはみなせない [『国史大系』第2卷, 1897, 278].

(9) E.g., 明『遼東志』卷1・地理志; 劉鈞仁・塩英哲『中国歴史地名大辞典』第6卷, 凌雲書房, 1980, 118–120; 魏嵩山 (編) 『中国歴史地名大辞典』廣東教育出版社, 1995, 935–945.

「高麗」の例として元好問『遺山先生文集』巻16「王黄華墓碑」を掲げるが、その「高麗」とは、王黄華の先世に言及する一節「其三十二代祖烈，太原祁人，避漢末之亂，徙居遼東。曹公特徵不應，居終身。其後遼東亦亂，子孫散處東夷。十七代孫文林，仕高麗爲西部將，歿於王事」にみえる「高麗」の誤りであろう。著者はこれを「高麗」ではな」と明言するので、著者の依拠した『遺山先生文集』の写本・刊本（評者未見）では確かに「高麗」と記すのかもしれない。しかし、通行の四部叢刊版の「高麗」の刻字は明瞭であり〔図1参照〕、四庫全書や評者管見の排印本・校注本もみな「高麗」と校録する⁽¹⁰⁾。上掲引用箇所全体の文脈も、「遼東」の混乱により王一族が「東夷」の諸処に逃れ、その後裔の王文林が「高麗（＝高句麗）」で仕官した、と無理なく解釈できる。著者利用本の「高麗」も、おそらく底本の「高麗」を誤読したものであり⁽¹¹⁾、『秘史』の傍訳「高麗」を誤記とする通説の傍証とみなすべきである。

著者は M. Solangya を高麗とは別語と主張するにあたり、Sūlīnqā (~ Sūlanqā < M. solangya) と Kūlī ~ Kawlī (< Chin. 高麗) を併記する『集史』フレグ紀の記事 [ĜT/TS, f. 222b–223a; cf. ĜT/Alizade III, 21; ĜT/Rawšan II, 974]、同じく「女真 (Ĝūrġa) · Sūlāngqā (< solangya) の地域の省 (šīng < Chin. 省)」と「高麗 (Kawlī) と……の地域の省」とを区別する『集史』クビライ紀の記事 [ĜT/TS, f. 207b; cf. ĜT/Bloch, 485–486] にも注意を促す。しかし、つとに岡田英弘は、後者の『集史』クビライ紀にみえる「女真と Sūlāngqā の省」を遼陽行省、「高麗と……の省」をクビライ時代に高麗に設置された征東行省に比定した上で⁽¹²⁾、遼陽行省に Sūlāngqā < M. Solangya 「高麗」が関連させ

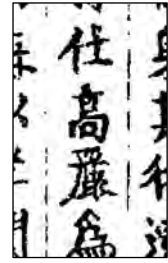


図1
「王黄華墓碑」の「高麗」
〔四部叢刊版〕

(10) 王雲五（編）『遺山先生文集（二）』商務印書館、1937、226；『全文文』第1冊、江蘇古籍出版社、1999、448；周列孫・王斌（校注）『元遺山文集校補（中）』巴蜀書社、2013、716。

(11) ちなみに、漢籍データベース「中國哲學書電子化計劃」（<https://ctext.org/wiki.pl?if=gb&chapter=154768>）も当該箇所を「高麗」とするが（2021年4月22日閲覧）、これも四部叢刊版の「高麗」の誤読である。

(12) 征東行省をさして高麗 (Kawlī) と併記される地名については、なお断案は無い。著者はイスタンブル写本の YAYKWYY (نای کوی)；Yは加点的の無い rasm) という綴字を Bāykūyī と校訂して「百濟」の音写とみるが、百 > bāy はさておき、後分の KWYY は精母の濟 (パクパ字音 zi) と整合せず妥当には思われない。『珍貴の書 (Tanksūq nāma)』でも濟は特殊文字を用いて dzīy ~ čīy と音写される [遠藤 2016-1, 64–65; 遠藤 2016-2, 283]。d'Ohsson が Oucouli としたのは ĜT/BnF209 写本の AWLWLY (اولولی) という綴字に基づき、これを Blochet は Kūkūlī (كوكولى) と校訂して「高句麗」の音写とみなした [ĜT/Bloch, 486]。本文に言及する岡田の考証は d'Ohsson の仏訳と Blochet 校訂に依拠し、Rawšan 校訂や Thackston 英訳もこの Kūkūlī < 高句麗を採る [ĜT/Rawšan II, 907; ĜT/Thackston II, 443]。Boyle はこれに対し、他写本の綴字との相違を考慮して、Blochet 校訂を訳出に採用しない [ĜT/Boyle, 281]。Pelliot も、モンゴル時代の漢籍における「高句麗」の用例の有無から Blochet 校訂に疑念を呈しつつ、問題の地名が高句麗・高麗をさす梵語の mukuri あるいはチベット語の mug lig と関連する可能性を示唆した [Pelliot 1959, 234–235]。前者の mukuri は 8 世紀末の『梵語雑名』で「高麗」に対訳され、後者の mug lig は高句麗の後継国家としての渤海に対する「テュルク人 (dru gu)」による呼称として、8 世紀中葉の敦煌出土チベット語『北方誌』(Pelliot tibétain 1283) に在証される。ちなみに、このチベット語『北方誌』では、百濟も 18beg tse と音写される。また時代的にやや先行する突厥碑文は、高句麗を Bök eli 「Bök (< 貊?) の国」と称する [森安 2015, 80–81, 125–126]。『集史』イスタンブル写本の YAYKWYY をこれらの Tib. mug lig / beg tse や T. bök eli と関連させるには、語形の相違や転訛の過程を適切に説明する必要がある。一方、モンゴル時代に高麗を「高

られる背景として、オゴデイ時代から遼陽行省の二大中心都市である遼陽・瀋陽（瀋州）に高麗人コロニーが形成されていた——ゆえに当地の衙門名も多く「高麗」の語を冠する⁽¹³⁾——ことを指摘している [岡田 1959, 533–535, 541; cf. 北村 1972, 112–117; 村上 1976, 335–336]. この遼東方面の高麗人集団を治めた洪重喜（洪福源の孫；洪茶丘の長子）は至元二十九年（1292）に「總管高麗女直漢軍萬戸」に任じられ、至正十二年（1352）の「瀋陽路城隍廟記」碑陰にも同じく「總管高麗女直漢軍都萬戸」の官銜をもつ者が散見する⁽¹⁴⁾. これらの「高麗・女直」を併記する官名も、『集史』クビライ紀が遼陽行省を「女真と高麗（Sūlāngqa < Solangya）の省」と称することと明らかに照応する [河内 1986, 96–99]. 著者が掲げる『集史』フレグ紀の Sūlīnqā wa Kawlī 「Solangya と高麗」も、高麗人（Sūlīnqā）集団の居住地域としての遼東方面と彼らの本国たる「高麗（Kawlī）」＝朝鮮半島とを総称した類語重複（hendiadys）と解釈でき⁽¹⁵⁾、M. solangya から「高麗（人）」の語義を除く根拠にはならない。著者は別処でも P. Sūlāngqa に「高麗」の訳語を与えるが [下巻 633, 928], やはり妥当とは思えない⁽¹⁶⁾.

さらに著者は、『続増華夷訳語』人物門 [HYYY/Beijing, 167] の M. solungy-a (~ solangya) > 莎籠哈＝高麗や、『登壇必究』（巻 22 所収「訳語」）の高麗＝瑣瓏革 (< M. solangya) の対訳例をも訳記と断じる。しかし、それぞれ明王朝の翻訳官養成や軍事情報の集成という実用的な目的と関連して編纂されたこれらの語彙集が、外国名の誤訳を残したとは考え難い。これらの対訳例も、『元朝秘

句麗」と称する例は、例えば程鉅夫『雪樓集』巻 18「大慶壽寺大藏經碑」にも確認される：「東南海濱之國高句麗，古稱詩書禮義之邦，奉佛尤謹。皇元之有天下，聞風來附」。やはり Blochet 校訂を支持し、イスタンブル写本の綴字は Kāwkūlī (كاوكولى) < 高句麗などと修正すべきかもしれない（蕭韻が -AW とベルシア音写される例としては鈔 > ČAW = čaw が知られる）。

- (13) 『元史』巻 59・地理志 2・遼陽等處行中書省・瀋陽路；『站赤』上，廣文書局，1972, 64, 「〔至元二十五年（1288）正月〕安撫高麗總管府，周歲元額鈔三十錠。瀋州高麗總管府，周歲元額鈔一十五錠」；同，84, 「〔至元二十九年（1292）五月〕是月，中書省委瀋州高麗總管府蒙古教授明安答兒（Mingyandar），管押箭紙，入站運運，赴遼陽等處行省交納」；同下，18–19, 「遼陽等處行中書省，所轄總計一百二十處。……安撫高麗總管府，所轄站二處，馬七十匹，車七輛，牛七十隻。……瀋州高麗總管府所轄馬站二處，馬七十匹」。
- (14) 『元史』巻 154・洪萬（重喜）伝；同巻 17・世祖本紀 14・至元二十九年二月乙亥条；『滿洲金石志稿』第 1 冊，南滿洲鉄道株式会社，1936, 206–208。
- (15) 著者も指摘するように、『集史』イスタンブル写本はクビライ紀の「女真と高麗（Sūlāngqa）の行省」＝遼陽行省の治所を Hūngū (حونجو) と表記する。これを Ğūngū (جونجو) ~ Čūngū (چونجو) と校訂する点で先学はおおむね一致するが、その原語について、Blochet は大寧路の川州とみなすのに対し、Boyle は高麗西北辺の定州（Chōngju）とみなしつつ、実際の治所である遼陽と合致しないことを指摘する [ĜT/Blochet, 485; ĜT/Boyle, 281; ĜT/Rawšan II, 909; ĜT/Thackston II, 445]。これについても、遼陽にしばしば僑治した瀋州（パクバ字音 > im-jiw）の不正確な音写とみなした岡田・河内に従うべきである [岡田 1959, 534, 543; 河内 1986, 99]. 『珍貴の書』では深撰舒声はおおむね -im (~ -im) で表記されるので [遠藤 2016-1, 100–101], 問題の Hūngū ~ Ğūngū ~ Čūngū も本来は ČM ĞW (چم جو) = Čim gū (< 瀋州) など綴られていたかもしれない。なお、D. M. Robinson は岡田 1959 論文を参考文献として掲げ、『集史』の「女真と Sūlāngqa の行省」を遼陽行省とみなしながらも，“This and other passages related to Koryō require further research in terms of contemporaneous perceptions of Liaodong and Koryō” と説明するにとどまる [Robinson 2009, 34, 297, 307].
- (16) ただし、本書第 20 章 [下巻 1030, 1032] では『珍貴の書』序文の Sūlāngqa を「高麗」と訳し、索引にも「高麗」および「ソロン」は無いなど、著者の処理は一貫しない。

史』の「高麗」を誤刻とみなす傍証となり得よう。つとに那珂通世も指摘するように、明らかに「高麗」をさす「肅良合／莎郎合 (<M. Solangya)」の用例は元代漢籍にも散見し⁽¹⁷⁾、カルピニ・ルブルクほかのラテン語史料にみえる Solanga~Solangi (<M. Solangya) も、高麗 (人) をさすものとみなして問題は無い⁽¹⁸⁾。『世界征服者史』もキプチャク (Qifcāq<Qipčaq)・ブルガール (Bulgār)・チベット (Tubut < T. töpüt ~ M. töbüd) と並ぶ地域名称として Sulangāy (<M. Solangya) に言及する [Tǒ/Boyle I, 190]。これらの諸言語資料にみえる M. Solangya の借用形式も、遼東の高麗人集団も含んだ呼称と考えられよう。

ちなみに、『五体清文鑑』・『蒙文総彙』など清代のモンゴル語辞典類は、solangya~solungya (>pl. solungyud~solungyus)「虹；金鼠；高麗 (人)」と solun「ソロン (索倫) 族」を別語として扱う⁽¹⁹⁾。通行のモンゴル語辞典でも、solungyus (pl. <solungya~solangya) は「虹；貂，イタチ」とともに「(北) 朝鮮 (人)」と説明され、「ソロン族」の語義は与えられていない [Kowalewski III, 1401; Lessing, 726; MKT, 941]。著者の所説を容れるためには、13-14 世紀に「高麗／ソロン」をさした M. solangya が後代に「高麗，朝鮮」に転義した一方、solangya からの転訛形式 solun に“原義”の「高麗／ソロン」が残されたと想定する必要があるが、そのような蓋然性は著しく低い⁽²⁰⁾。

「民族」名・集団名・地域名のような術語の解釈は歴史再構成とも直接に関わる。通説に対する批判的な検証を一概に否定するものではないが、諸種の lexicon や先行研究の知見を適切に把握することは最低条件であろう。また、漢文史料の利用にあたっては底本の選択に注意を払い、単純な誤字・誤記に基づいて奇を衒った解釈を導かないよう肝銘したい。

【62】 ジャウト=クリ [下巻 608-609, n. 64]

前々項【60】の「〇〇奴」という人名構成に着想を得て、著者は、金朝がチンギス=カンに与えた称号 ja'ut quri > 札兀^楊忽^舌里 ~ ča'ut quri > 察兀^楊忽^舌里 (『元朝秘史』 §134, 04:15:05; §179,

(17) 『元史』巻 46・順帝本紀 9・至正二十五年 (1365)「十二月乙卯，詔立次皇后奇氏爲皇后，改奇氏爲肅良合 (Solangya) 氏」；同巻 114・后妃伝 1「完者忽都 (Öljei-Qut) 皇后奇氏，高麗人。……(至正二十五年 (1365) 十二月) 帝乃授之册寶，其册文曰：『……咨爾肅良合 (Solangya) 氏，篤生名族，來事朕躬』」；同巻 196・朴賽因不花伝「朴賽因不花 (Sayin-Buqa)，字德中，肅良合台 (Solangyadai) 人。……遷翰林學士，尋升承旨，賜虎符，兼巡軍合浦・全羅等處軍民萬戶都元帥」。那珂 1907, 628-629 参照。

(18) Carpini/Risch, 400; 護 1965, 5, 20, 50, 52, 78-79, 205, 327; Jackson/Morgan 1990, 159; 海老澤・宇野 1995, 32, 34; Underdown 1997, 390-393.

(19) 『五体清文鑑』Nos. 205, 16061 (solangya), 1157, 11970 (solangyud), 10662 (solangyus), 3984, 3998 (solun); 栗林 2010, 471. 乾隆 45 年 (1780) の『三合切音清文鑑』では、solungya は「虹；金鼠」とのみ解され、「高麗」は solyu (<Ma. solho) という別形式とされるものの、やはり solun「ソロン (索倫)」とは区別される [栗林・呼日勒巴特爾 2006, 507, 508]。19 世紀前半に編纂された I. J. Schmidt のモンゴル語辞典も M. solangya を「北方の朝鮮 (人)」とともに「ソロン人」とも解するが [Schmidt, 369]，那珂通世はこの「ソロン人」という訳解を牽強附会として斥けている [那珂 1907, 628-629]。

(20) モンゴル語で高麗・朝鮮 (人) が「貂；イタチ」と称された原因を、Ledyard は、モンゴルが朝鮮半島からの土産・貢納として貂皮・獺皮を珍重したことに求めている [Ledyard 1964, 17-19; 村上 1976, 336]。一方 Vovin は、『三国史記』や『三国遺事』にみえる新羅の古名「斯蘆」・「徐羅」を M. solangya~solungya の原語と想定するが [Vovin 2013]，そのような音韻上の転訛があり得るか、評者には判断できない。

06:37:03) ~ P. *gāwūt qūrī* (ĠT/TS, f. 72b; cf. ĠT/Rawšan I, 338) ~ 察兀忽魯 (『聖武親征録』) についても、「百家奴」あるいは「金朝の僕」と解釈することを提案する。

しかし、著者が後分の *quri* を「奴、僕 (T. *qul*)」と関連させるのは、テュルク語・モンゴル語における /r/ と /l/ の辨別を無視した牽強附会である。この *quri* については、『金史』巻 55・百官志や国語解で「總帥；統數部者」と説明される女真語「忽魯／胡魯」に対応させる愛新覺羅烏拉熙春 2006, 55–56 に従うのが妥当に思われる⁽²¹⁾。

一方、著者と同様に、前分の *ja'ut* を「百家／百戸・百人隊 (M. *jaγud* (pl.) < *jaγun*)」もしくは「金朝 (M. *jauqud* ~ *jaqud* > P. *gāwqūt*)」、さらには漢語の「招討」に関連づけることも、つとに諸先学により提案されてきたが、いずれも種々の難点から否定されている [e.g., TMEN I, Nr. 152; MNT/Rachewiltz I, 490–491]。著者の新規性は『通鑑統編』巻 19「以功授太祖皇帝爲察兀禿魯，猶中國之招討使也」の引用にあるが、これも既知の『聖武親征録』「就拜上爲察兀忽魯 (< *ja'ut quri*) 【若今招討也】」の情報と大差無く、従来の考証を進展させるものではない⁽²²⁾。

【63】 *tuqtā'ül* 「旄纛を持つもの／旗本たち」 [下巻 611]

著者は『ワッサーフ史』にみえる *TQṬAWL* = *tuqtā'ül* という語彙を「旄纛を持つもの／旗本たち」と解釈する。これは T. *toy* ~ M. *tuy* 「旗、纛」との関連を想定した語解であろう。

しかし、語末の *-ül* は deverbial noun の *-'ul* ~ *-γul* の反映とみなされ、一方 T. *toy* ~ M. *tuy* 「旗、纛」から派生し「旗を持つ」という意味を持つ *toyta-* ~ *tuyta-*, etc. という動詞は同時代のテュルク語・モンゴル語には確認できない⁽²³⁾。本処以外に P. *tuqtā'ül* ~ *tuqtā'ül* という借用形式は確認されないようなので、著者自身も註記するように M. *todqayul* > P. *tutqā'ül* ~ *tutqā'ül* 「トトカウル、駅伝監察官」の誤記とみなすべきであろう [下巻 625, n. 2; 松井 2019a, 78–80]。

(21) 『金史』巻 55・百官志 1「其官長皆稱曰勃極烈 (*bögila*)，故太祖以都勃極烈嗣位，太宗以諳版勃極烈 (*amban bögila*) 居守。諳版，尊大之稱也。其次曰國論忽魯勃極烈，國論言貴，忽魯猶總帥也。……其部長曰孛堇，統數部者曰忽魯」；同・国語解「胡魯勃極烈，統領官之稱」。なお、愛新覺羅烏拉熙春 2006, 55–56 はこの忽魯／胡魯 < **quri* ~ *quru* を西遼・ケレイトなどの称号 *グル=カン* (葛兒罕 ~ 菊兒罕, etc.) に関連させるが、これも『元朝秘史』から想定されるモンゴル語表記 *gür qan* や『集史』のアラビア文字表記 *gür ḥān* に鑑みれば妥当とはいえない。前項【52】・【53】を参照。

(22) 著者は『通鑑統編』の「察兀禿魯」という表記から **jaut'ul* というテュルク・モンゴル語称号を推定し、これを漢語「招討」の語源ともみなすことも提案する。しかし、「招討 (使)」の官名は唐後半期には確実に用いられており (例えば『全唐文』巻 648・元稹「加裴度鎮州四面招討使制」など)、非漢語に由来するとは考え難い。なお愛新覺羅烏拉熙春 2006, 56–57 は、『秘史』の *ja'ut* を *jauqud* 「金朝」と同語とみなし、さらにこれがキタイ語で「漢兒・漢人」をさす *dziaugui* ~ *dziaugur* (< Chin. 趙國) に由来するもので、金朝時代には「女真族以外の諸民族の総称」に転義していたと推測する。このような転義は、しかし、十分に論証されていないと見受けられる。一方、最近あらためてこの *ja'ut quri*, etc. を扱った A. Vovin は、前分の *ja'ut* ~ *ča'ut* がキタイ語の *čaj* ~ *čaur* 「軍隊」に由来する可能性を指摘している [Vovin 2021]。

(23) M. *toyta-* には「定める、決定する」の語義があり [Lessing 815; Kowalewski III, 1873]、ジョチ=ウルス当主トクタミシュ (*Toqtamiš*) の名もそのテュルク語借用形式 (*v. toqta-*) に由来する [TMEN I, Nr. 141]。なお「旗持ち」をさす術語としては T. *tuyčī* > P. *tügčī* ~ *tūqčī* が在証され [TMEN II, Nr. 973]、これに由来する人名は漢文史料中で禿赤 ~ 禿忽赤と音写される [Hambis 1954, 145, 147; 杉山 2004, 217]。

【64】 *il~el* 「手下」 [下巻 615–616, 628 (n. 24)]

モンゴル時代のペルシア語史料において、*T. el~il* 「ひとびと；くに，国」を借用した *P. il~il* は「帰服・帰附したもの，臣民，属民；国土，属領」の意で頻用される [TMEN II, Nr. 653; 杉山 2010, 17]. 著者も多く「仲間，附属，藩臣，臣民，藩属」などと訳すものの [下巻 636, 925, 927, 930]，本処 [下巻 615–616] では「手下」という訳語を与える。実態として「手下」は確かに「臣民，属民」に含まれるものではあるが，一般的な語感にてらせば *T. el~il* の適訳とは思えない。

著者は *Rasūlid Hexaglot* が *T. el~il* に「手（翼）」と「邦土」の両様の訳を与える述べるので [下巻 793–794, n. 325]，本処の「手下」はこの理解に基づく訳語かもしれない。しかし，「手」を意味する *T. āl~el~il* は，古層の *ālig~ilig* という形式から主に西方のテュルク語諸方言で 13–14 世紀までに転訛したものである [ED, 121, 140–141; CTD III, 21, 22]. 実際，*Rasūlid Hexaglot* に収録されるテュルク語彙は，多くキプチャク方言・クマン方言など西方テュルク語の形式を反映する [cf. RH, 18–19]. すなわち，同書で *A. al-yad = P. dast = M. qar (< ʔar)* 「手」に対訳される *T. il~il (< āl~el~il)* の 2 つの用例 [RH, 105, 207] は古形の *ālig~ilig* からの転訛であって，*A. mutī* 「属民」や *A. al-wilāya / al-buldān = P. wilāyat~wilāyat-hā* 「諸国，邦土」= *M. ulus* 「ひとびと，国民；国」に対訳される計 3 例の *T. il (= el~il > P. il)* 「ひとびと；くに」 [RH, 79, 144, 248] とは別語とみなさねばならない⁽²⁴⁾。

【65】 ウイグル語の月名 [下巻 623, 632 (n. 47)]

1325 年頃の『イル=カン司天台の教理に基づく御前学者の天文表 (*al-Ziğ al-muḥaqqaq al-sulṭānī‘ alā uṣūl al-raṣad al-Ilhānī*)』にみえる漢語・アラビア文字表記ウイグル語の月名対照から，著者は「十二月」をさすウイグル語を *ĠĠŠABAR* (چغشاپار) = *čaqšhabür* [sic!] と提示するが，これは *ĠĠŠABAD* (چغشاپاد) = *čagšāpād* と校訂して *Uig. čxšapt~čaxšapat* を再構すべきである。この *Uig. čxšapt ay > P. čaqšāpāt āy, etc.* 「戒月 (= 第十二月)」は，モンゴル時代イランの暦文化におけるウイグルの影響を示す指標となる [松井 2020, 65, fn. 26].

また同書の *ĀRAM ĀY = aram ay* 「正月」について，著者は『畏兀児館訳語』時令門の正月 = 昆養愛 (< *kün yang(i) ay*) / 正旦 = 昆養亦泥愛 (< *kün yangi-nī(ng?) ay*) [cf. 庄垣内 1984, 121; HYYY/Beijing, 599] を参照させつつ⁽²⁵⁾，「この語が『集史』ほか，モンゴル時代のペルシア語史料において *kiyünüklāmishī* と表記されるテュルク語のものであることは，明白である」と註記する [下巻 632, n. 47]. この *kiyünüklāmishī* については，本田實信も *Sanglāh* に基づいて「モンゴルの新年の宴会」と解釈するとどまったが [本田 1991, 445, 456]，つとに *P. kün-yangilāmīšī < T. kün yangilāmīš* 「新年の祝い」としていた Doerfer の明解 [TMEN III, Nr. 1690] を参照すべきである。『畏兀児館

(24) *Rasūlid Hexaglot* には古形の *ālig~ilig* 「手」を反映する *ALYK = ilig < T. ālig~ilig* も収録される：*sāg ilig* (< *say ālig*) 「右手」，*sül ilig* (< *sol ālig*) 「左手」 [RH, 207].

(25) ちなみに，著者は本処で *Rasūlid Hexaglot* の *T. yangī ay* も併記するが，これは「新月」を意味する表現であり [RH, 199]，「正月」に関する語彙として参照させる必要は無い。

訳語』のウイグル語は『高昌館訳語』よりも新しい特徴をもち、アラビア語・ペルシア語語彙の借用も進んでいる [庄垣内 1984, 159–166]。Uig. kün yangi ay 「正月」も後代に西方から導入された表現であろう [cf. HWAU, 863, yangi yil başi “der Beginn des Neuen Jahres, Neujahrsbeginn”]。

【66】『心神の娯楽 (*Nuzhat al-Qulūb*)』にみえる天体名 [下巻 624]

標記のペルシア語類書にモンゴル語・テュルク語・ペルシア語・アラビア語・ギリシア語・ヒンドゥ語・漢語の天体名（七曜）の対訳を見出し、モンゴル時代の天文学知の東西交流を証する例として摘示したのは、本書の重要な貢献である。

これに関して、モンゴル語の表記が月（第一の天体）・金星（第三の天体）・太陽（第四の天体）のみに与えられ、また金星をさす M. ČWLPAN=čolpan が T. HWLPAN=čolpan (H は加点の無い rasm, 本来は Ć と校訂すべき) と同形であることは注目に値する⁽²⁶⁾。モンゴル語の九曜（七曜と羅睺・計都）や二十八宿の形式が多くウイグル語に由来すること [庄垣内 1990, 163–164, 172] に鑑みれば、本処で火星・水星・木星・土星のモンゴル語表記が示されないのは、テュルク語/ウイグル語と同形式のために省略された可能性があるのではないか。著者利用のパリ写本・ベルリン写本ではテュルク語・インド語・漢語の語彙は多く空缺（著者は■■で示す）とされるので、今後、善本の発見によって検討が進められることを期待する。

著者が示すように、パリ写本は第三の天体＝金星のヒンドゥ語を BKNAS (بکناس) とアラビア文字表記する（ベルリン写本では空缺）。梵語の「金星」は śukra であるから、これも本来は *ŠKRAH (شکراه) = *šukrah ~ *ŠKRH (شکره) = *šukra のように綴られていたのかもしれない。

また第四の天体＝太陽のヒンドゥ語について、著者はパリ写本の表記 HWEWRWD [sic!] (正しくは HWRWRWD هورورود) に従う。ただしベルリン写本の SWRWWD (سورورود) を採れば、語頭の SWR- を梵語の sūrya 「太陽；日宮；日天子」に関連させて、*SWRYH DWH (سوریه دوه) = sūrya diwa < Skt. sūryadeva 「日天；宝光天子」などと校訂する余地もあるのではないか。

漢語表記の原語を著者が「日頭」と再構するのは卓見である。しかし、著者の žutou というペルシア語形式は、バクバ字音 zi-thiw やパリ写本の ŽYTW (Y は加点の無い rasm)・ベルリン写本の ŽYTW という綴字に鑑みれば、žitū (~ žitiw) と微修正すべきであろう。

【67】「東仙洞記」のモンゴル語添書 [下巻 664, n. 133]

山西省古交市（モンゴル時代には太原属下の交城県）の閣上郷の東仙洞に現存する標記「東仙洞記」は、上載に辛丑年（1241）十二月二十九日付の太原府筭付を碑刻化する。この筭付は、チャガタイ家の太原投下領支配に関する重要史料となり得る [党寶海 2019]。

⁽²⁶⁾ 本処の M. čolpan は文語の čolban ~ čolman ~ čolmun に相当する [Kowalewski III, 2208; Lessing, 197]。この語は『至元訳語』にはみえないが、*Rasūlid Hexaglot* には A. kawkab al-subḥ = P. sitāra-yi rawšan = T. (..)L(..)Y yūldūz (< yulduz) = M. ġūlbān (< čolban) 「明星」と在証される [RH, 199, fol. 198A11]。『高昌館訳語』は Uig. čolpan > 喘班 = 明星という対訳例を示す [HYYY/Beijing, 61; Ligeti 1966, 153–154]。



図2 「東仙洞記」上載

この箭付末尾の年月日の直前にはウイグル文字モンゴル語 1 行が添書される。これを著者は *gümji manu-dur ot=qui bičig* 「鈞旨の←^{われらの} 我的 ^{うちにいっところのかきもの} 裏去 的 文字」と判読するが、この訳文から添書の意図を具体的に理解することは困難である。M. *gümji* < Chin. 鈞旨 という借用形式も、既知の在証例とは整合しない⁽²⁷⁾。そもそもモンゴル語の後置人称代名詞属格は、格語尾に先行する名詞を修飾する場合、その格語尾に後置されるので、「鈞旨 (*gümji*)」と与位格 *-dur* の間に後置属格 *manu* 「^{われらの} 我的」を挿入する著者の解釈は文法的に失当であり、判読自体の再考を要する。

公刊された拓影 [図2 参照] によれば⁽²⁸⁾、この添書は *gevcing-tür odqui bičig* 「交城 (>K'VČYNK = *Gevcing*) に行く (=行される/発給される) 文書」と判読できる⁽²⁹⁾。箭付の通知先として交城県のダルガチ・管民官が言及されることとも整合する。

(27) カラホト出土モンゴル語文書 F14:W16 には *günji* < Chin. 鈞旨 が在証される [MDQ, 85]。ただし、MDQ 編者らが註記する藤井有鄰館所蔵モンゴル語文書第 5 行の用例は *KWYNSY = gönsi ~ günsi ~ könsi ~ künsi* と判読され [Franke 1965; Ligeti 1972, 235]、既知の令旨 > *lingji*、懿旨 > *iji*、法旨 > *faji* と比較すると「旨」の音写形式が異なるので、別語と考えるべきである。

(28) 李文清 (編) 『三晋石刻大全・太原市古交市卷』三晋出版社, 2012, 8-9 参照。同書の閲覧には松川節 (大谷大学) 氏のご協力を頂戴した。特記して深謝する。

(29) 『蒙古字韻』によれば交城のバクバ字音は *gew-sin* であるが、『珍貴の書』でも成の禅母は *ᠰ* と特殊文字の *ᠰ* [ᠰ] の双方でアラビア文字音写されており、これは方言差の反映とみなされている [遠藤 2016-1, 73-74, 141]。中原音韻でも城の音価は [tʂʰiəŋ] と推定され、また城と同音の成/誠/丞 (『蒙古字韻』のバクバ字音はいずれも *šin*) とモンゴル語の /čing/ ~ /jing/ が対応する例もすでに確認されている (e.g., *činggis* ~ *jinggis* > 成吉思; *čing* < 誠; *čingsang* < 丞相)。

【68】「冀寧監郡朝列公禱雨感応頌」碑のモンゴル語添書 [下巻 665, n. 134]

この碑文の冒頭の題記の直下にはウイグル文字モンゴル語 1 行が添書されており、井黒忍・松川節により gi-ning cölge-yin daruγači tayaitemür-ün ariγun sayin yabu[da]l-un siltayabar bii taš balyabai 「冀寧路のダルガチであるタガイ=テムルの清廉かつ善良な行ないの故に、碑石を建立した」と解説されていた [井黒 2008, 162; Мацүкава 2010, 122–123. いずれも一部誤植を修正]. 著者はこれらを参照せず, ji ning cölge-yin darugači [sic!] Daqai-Temür-ün ari'un sayin yabun-ta šiltay-iyar bii tas beleg=bei 「冀寧路的達魯花赤塔海帖木兒的潔淨的好い行いの緣故の裏に碑石を贈った」という独自の転写・訳文を提示する。

しかし、公刊された拓影 [図 3] からは⁽³⁰⁾、井黒・松川らの判読がおおむね支持される。

①冀寧 >gi-ning の語頭の KY=gi の筆致は明瞭である。著者の ji は冀の現代漢語音 /ji/ を意識したものかもしれないが、パクバ字音 gi とも齟齬する。見母の舌面音化については拙評前々稿 [松井 2019a, 64, fn. 4] も参照。

②人名要素 Daqai を Tayai (<T. tayay 「叔父」) と改めるべきことについては、拙評前稿 【24】 [松井 2020, 53–54] も参照。

③著者の yabun-ta šiltay-iyar 「行いの緣故の裏に」は綴字に適合しない。確かに yabu[da]l 「行ない、行動」は語中の -da=-D'- を缺いて Y'BWL=yabul と刻字されており、v. yabu- と deverbial noun の -l による *yabul という語形成を想定することも不可能ではないが、本碑以外には在証されない。単なる誤刻とみなすべきであろう。草書体ウイグル文字の -T'=-ta と -WN=-un の判別はしばしば困難であるが、本処の属格 -un=-WN の綴字に疑問は無い。SYLD'Q'B'R=siltayabar 「～の故に、～の理由で」も明瞭である。

④末語 B'LQ'B'Y=balyabai の綴字にも -K- 字は見出されないので、著者の belegbei には従えない。そもそも、M. beleg (~T. bäläk) は動詞語幹ではなく「贈物」という名詞であり [Kowalewski II, 1115; Lessing, 97; MKT, 449], これに過去終動詞語尾 -bei を後続させて「贈った」とする著者の解釈は文法的に荒唐無稽である。ここでは B'LQ'B'Y の語頭の B'- を BW- の誤刻とみて B(W)LQ'B'Y=bolyabai 「製った (<v. bolya-)」と解釈しておく⁽³¹⁾。

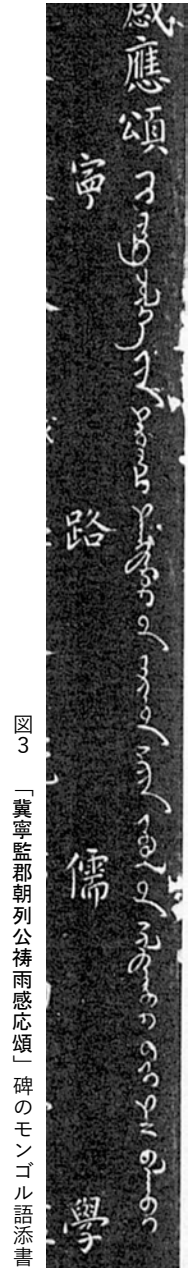


図3 「冀寧監郡朝列公禱雨感応頌」碑のモンゴル語添書

(30) 苗元隆 (編) 『三晉石刻大全・太原市尖草坪區卷』三晉出版社, 2012, 5. 本書の閲覧についても、松川節氏にご協力いただいた。重ねて謝意を表す。

(31) Мацүкава 2010, 122 がこの末語を bayiyulbai (<v. bayiyul-) 「造った; 建立した」と解釈したのは、既知の漢蒙碑文の末文の用例に鑑みたものと思われる [e.g., Cleaves 1949, 68; Cleaves 1951, 56; 松川 1997, 90]. ただし、本碑の刻字は B'YYQWLB'Y=bayiyulbai の誤刻とみなすには明らかに字画が足りないので、別語を想定すべきであろう。

【69】「回回」の語源 [下巻 674, 749 (n. 3)]

著者は「回回」すなわち M. sartaʕul (~sartaʕul) について、その“直接の語源”を『回回館訳語』人物門にみえる P. sawdāgar > 嫂搭革兒 = 商に求め、これが「ソグドの薩宝に行き着く」と述べ、さらに『高昌館雑字』人物門の Uig. sadīyčī > 撒的只 = 商人 [cf. HYYY/Beijing, 79] と関連させる。また漢語としての回回については「ふつうムスリムを指すが、最初は商賈の民として、ウイグルやユダヤ教徒、ネストリウス派キリスト教徒をも含む広義の意味で用いられた」と解説する。

しかし、著者の提案する P. sawdāgar > M. sartaʕul (~sartaʕul) という借用関係は、音価に鑑みれば無理がある。また、著者の言及する「薩宝」はソグド語 sʕrtpʕw 「隊商のリーダー」の漢字音写であり [吉田 1989, 170]、やはり P. sawdāgar への直接的な転訛は考えられない。一方、Uig. sadīyčī ~ satīyčī は satīy 「商売、売買 (<v. sat- 「売る」) から派生した nomen actoris であり [Ligeti 1966, 193]、Sogd. sʕrtpʕw, P. sawdāgar, M. sartaʕul のいずれとも借用関係にはない。

M. sartaʕul に関する主要な先行研究 [e.g., Pelliot 1949, 34; 田坂 1964, 81–108; ED, 846; PTMD, 718; MNT/Rachewiltz I, 561–563] の知見からは、M. sartaʕul はほぼ確実に T. sart 「商人」に由来し⁽³²⁾、その T. sart は梵語 sārtha- 「商人、隊商」からおそらくソグド語 sʕrt 「隊商」を経由して古代テュルク語に借用され⁽³³⁾、後代には「商人」から「(商業で優勢となった) イラン系定住民」さらには「(イラン系を中心とする) ムスリム」へと語義を拡張したと考えられている。ただし、T. sart から M. sartaʕul および同義語の M. sartaʕ (> sartaʕčīn ~ sartaʕtai) への借用経路や語形の転訛は、なお十分には説明されていない。

また漢語としての「回回」の正確な理解のためには、対訳資料を含む用例を博搜した田坂興道の分析結果 [田坂 1964, esp. 104] とこれを発展させた森安孝夫の考証 [森安 1997, esp. 1232–1229]、およびそれらで引用される諸文献を参照することが望ましい⁽³⁴⁾。

【70】高昌王世勲碑ウイグル文 [下巻 706, 778 (n. 188)]

モンケ即位時、ムスリム虐殺計画に加担したウイグル王の処刑を、高昌王世勲碑ほか現存のウイグル王家側に由来する資料が記録しないのは、著者の指摘する通りである。ただし、その出典として著者が言及する高昌王世勲碑ウイグル文面 [Geng/Hamilton 1981] では、当該時期に関する記事

(32) 特に *Muqaddimat al-Adab* の M. sartaʕul kelebe 「サルタウル (語) を話した」 = T. sartča sözlādi 「サルト語 (sartča < sart) を話した」という対訳例 [Pionne 1938–1939, 319] を参照あ。

(33) 最近、Wilkens はソグド語 sʕrt は「隊商」であって「商人」ではない(「商人」をさすソグド語は ɣwʕkr ~ whʕkr ~ xwʕqr [Gharib, 171, 406, 435]) ことに注意を促し、梵語からテュルク語へはトカラ語 sārth が介在したとみなした [HWAU, 587]。しかし、ウイグル語「牟羽可汗マニ教改宗始末記」マニ教文献 (U 73 + U 72) でマニ教徒 (nyoşaklar) とともに言及される sartlar 「商人たち」はマニ教徒のソグド商人であったと考えられ [森安 2015, 70; 森安 2015b, 13]、またテュルク遊牧民とソグド商業民の経済的・文化的関係の歴史に鑑みても、漠北ウイグル時代(あるいはより早く突厥時代)に、ソグド商人からソグド語 sʕrt がテュルク語に sart と借用され、「隊商」から「商人」に転義していた可能性はあろう。

(34) 森安 1997 では代田 1992 が参照されていない。田坂が『遼史』の回回をセルジューク朝ではなくカラハン朝に比定したのに対して、代田 1992, 45–43 はあらためてセルジューク朝に比定する可能性を指摘する。

があったはずの部分は原碑自体が欠損しているのので、虞集の撰文にかかる漢文面のような意図的な忌避・湮滅の事実は、厳密には確定できない。

【71】Türkän ~ 忒里蹇 [下巻 714, 781 (n. 232)]

著者は『遼史』巻 116・国語解で「遼皇后之稱」とされる「忒里蹇」を「トゥルケン」とカナ表記して、キルマーンのカラキタイ王家の女性君主 Türkän hätün⁽³⁵⁾の名 Türkän に関連させる。

しかし、『遼史』の「忒里蹇」（巻 71・后妃伝では賊俚蹇）に相当するキタイ語形は *tergēn* であり [大竹 2016, 5], これは T. *tärkän* 「君主に次ぐ者に対する美称；后妃，女王，貴婦人」の借用語（もしくはテュルク語・キタイ語共通語）と考えられるので [TMEN II, Nr. 889; cf. 松井 2013, 57–58], 著者がこれを「^{トルケン}忒里蹇」とカナ表記して TWRKAN=Türkän というアラビア文字表記に対応させるのは不正確である。人名 TWRKAN=Türkän については、劉迎勝 1990, 91–93 も参照。

【72】「高昌の神」と *nacygai ~ natigai* [下巻 757, n. 29]

張昱「輦下曲」（『張光弼詩集』巻 3）にみえる「高昌之神」を、『高昌館訳語』で Chin. 神に対訳されるウイグル語「乃凹洗几」に同定しつつ、このウイグル語を *naiwasigai* と再構する。さらにこのウイグル語をマルコ=ポーロ『世界の記』がモンゴル固有の神格・地祇として伝える *nacygai ~ natigai* と同一語とみなし、「ウイグルの信奉していた竈の神様」とする。

しかし張昱は「高昌之神」を「戴殺首，仗劍騎羊勢猛烈」と描写しており、これは「竈の神様」の形容にはそぐわない。また『高昌館訳語』の *naiwasigai* は著者の誤読であり、N'YV'SYKY = *naivasiki ~ naivasike* と判読するのが正しい [Ligeti 1966, 184; HYYY/Beijing, 77]。このウイグル語は Skt. *naivāsika* 「住人；宅神，地神」からトカラ語を経由して借用されたものと考えられ、従って仏教文化的な背景をもつと理解される [TT VII, 111; TT X, 57; Bailey 1957, 50; HWAU, 484; cf. ED, 775]。Uig. *naivasiki ~ naivasike* と *nacygai ~ natigai* という語形式の相違に鑑みても、これらを同一のものともみずのは「似ても似つかぬふたつの単語をひとつのものとする」誤りであろう。

また『世界の記』の *nacygai ~ natigai, etc.* も、「高昌の神」のような「殺首を戴き，劍を携えて羊に騎る」という特徴は知られない [cf. 高田英樹 2013, 144–149]。なお Pelliot は、この *nacygai ~ natigai, etc.* をカルピニの伝える *itoga* と同一とみなし、さらに古代テュルクの地母神 *ötükän* とも同源とする [Pelliot 1929, 219; Carpini/Risch, 78; 山田 1989, 70; Pelliot 1963, 791–792; 護 1965, 15, 92]。

【73】人名 Nālīqū > 納里忽 [下巻 809, n. 407]

著者は漢文資料で納里忽、『集史』や『五分枝』で Nālīqū と記録されるクビライ時代の将相の人名をモンゴル語 *nargiqu* < *nargi-* に関連させるが、ここでもモンゴル語の L/R 音の辨別に注意しておらず、従えない。

(35) 彼女は Qutluy-Tärkän と称される [Biran 2005, 167]。

【74】第15章「ユーラシア東西における度量衡統一の試み」[下巻 832-859]

モンゴル時代のユーラシア東西の度量衡については、まず前田直典が、Chin. 錠 = M. süke = T.-Uig. yastuq = P. bälis (≒ 2.0 kg) を中心とする貨幣単位 (= 銀の重量単位) 体系の統一を解明した [前田 1973, 19-39]。また本田實信は、『集史』ガザン紀第3部第21話の伝える1302年の度量衡改革について、そのイラン通史上における画期性と後代への影響を簡潔に論じた [本田 1991, 333-341]。一方、評者はカラホト出土蒙漢合璧文書断簡 F214:W1 の解読を通じて、モンゴル語の穀物計量単位 *tayar* と *šim* がそれぞれ漢語の石 (≒ 84 l) ・斗 (≒ 8.4 l) に相当することを初めて明証した [松井 1997]。ついで上述の前田・本田の成果をふまえつつ、中央アジア出土のウイグル語・モンゴル語の諸種文書、官制の計量器具の管理・普及策に関する『元典章』の通達(「禁私斛斗秤尺」・「斛斗秤尺牙人」)や『至正直記』・『大元海運記』などの漢籍、オドリコ修道士 (Odorico da Pordenone) の報告などを用い、モンゴル政権が東トルキスタン・イラン地域・旧南宋領にも容量単位・穀物計量単位としての *M. tayar* (~ T.-Uig. *tayar* > P. *tagār* ~ Lat. *tagar*) を導入し、各地の在来の度量衡もこれに体系的に統合されたことを明らかにした [松井 2004, esp. 158; Matsui 2004b, esp. 200]。

本書で新たに書き下ろされた本章は、如上の先行研究には一切言及しないが、カラホト出土蒙漢合璧文書や『集史』チンギス紀、『元典章』「禁私斛斗秤尺」・「斛斗秤尺牙人」や『至正直記』、オドリコの報告など評者が主拠した史料は参照され、また漢籍を中心にさらに多くの情報を集めている。その上で、「クビライ・チンキム父子ならびにその部下たちが編み出した制度をいかにガザンたちが忠実に踏襲しているか明らかにするため」[下巻 839]、前述の『元典章』「禁私斛斗秤尺」・「斛斗秤尺牙人」および本田が検討した『集史』ガザン紀第3部第21話 [ĜT/TS, f. 324a-325a; cf. ĜT/Ali-zade III, 495-499] の日本語訳を提示する。

ところで、拙稿でも示したように、*M. tayar* = Chin. 石の対応関係はオゴデイ時代には成立していたと考えられる [松井 2004, 163]。特に『経世大典』站赤門は、太宗オゴデイ元年(1229)十一月時点で、駅に常備されるべき食糧の量が石・升 (≒ 0.84 l) ・斤 (≒ 640 g) などの度量衡を用いて定められたことを伝える⁽³⁶⁾。モンゴル帝国がユーラシア各地に駅伝制を拡大するのに伴い、これらモンゴル基準の「石 (= *M. tayar* > P. *tagār*)」・「斤 (= Uig. *batman* ~ M. *badman*)」などの度量衡も各支配地域に導入されたであろう [e.g., 松井 2004, 165-164]。フレグ=ウルス治下のイランでも、遅くともアバガ治世期までに度量衡としての *M. tayar* (> P. *tagār*) が導入・実用されていたことは、プーリ=バハ (Pūr-i Bahā) の詩にみえる「100 *tagār* の砂糖を貢物 (*sāwurī*) として納めよ」という文言からも示唆される [Minorsky 1956, 267; 後文③も参照]。

一方、ガザン勅令そのものは元制に言及せず、あくまでフレグ=ウルス宮廷の本拠地であるタブリーズの度量衡を基準とさせているので [本田 1991, 282; 下巻 845-847]、そこで意図されていた

(36) 『站赤』上、廣文書局、1972, 9-10, 「太宗皇帝元年己丑十一月十五日、聖旨戒飭諸牛鋪馬站、大意若曰：『……各站俱起米倉、站戸毎年一牌内納米一石。……』。是月制曰：『……皇帝訓諭下項。……一、使臣人等、每人日支肉一斤・麪一斤・米一升・酒一瓶、仰如數支破。』『元朝秘史』卷12の駅伝設置の記事 (§§279-280) は、おそらくこの『站赤』記事と関連する [e.g., 村上 1976, 361-365, 369-372; 後項【79】⑥も参照]。

のはアバガ期までにイランに定着していたモンゴル基準の度量衡体系への収斂・統一であって〔松井 2004, 159〕, 殊更にクビライ政権下の制度を「踏襲した」ものとは言い難いのではなからうか。著者が各種傍線を付して示す『元典章』の条文とガザンの度量衡勅令の“共通性”も、前近代における度量衡・計量器具の公的管理のための技術的限界を考慮すれば、「所詮ひとの考えつく犯罪・抜け道は、古今東西似たようなもので、その対策・解決方法も自然、共通することになる」〔下巻 881〕という著者自身の言によって説明することも可能に思われる。

著者は、ガザン勅令が権錘・分銅を「八角形 (šakl-i muṭamman)」に定めていることに着目し、「八角の形状の錘は、それ以前には存在しなかった。明らかに大元ウルスの六稜の権錘と連動している。ぎゃくにいえば、こんにち伝来する八稜の錘は、フレグ・ウルスの制度を踏襲、影響を受けたものといえることができる」とも断言する〔下巻 838〕。しかし、著者〔下巻 851, n. 29〕が参照させる Sezgin 所掲のイスラーム世界の八角形の分銅は、大元ウルスの六稜の銅権とは大きく形状を異にしており、両者の「連動」は“明らか”とはいえない。さらに、同様の八角形の分銅はルーム=セルジューク朝で遅くとも 12 世紀後半には使用されているので〔Tekin, O. 2013〕, これをガザン期の発明とみて元制に連動させる著者の所説は根拠を失う。ガザン及びフレグ=ウルス政権が大元ウルスの度量衡政策を「忠実に踏襲した」とまで論じるには、別に傍証が必要であろう⁽³⁷⁾。

なお『集史』ガザン紀第 3 部第 21 話のうち、本田實信はガザン勅令本文のみ訳出し、先行部分〔ĜT/TS, f. 325a, lines 3–16; cf. ĜT/Ali-zade III, 495–496〕は部分引用・要約の提示にとどめていた〔本田 1991, 334–335〕。この点で、本章は第 21 話全体を訳出して読者に便宜を提供している。ただし、蒙文直訳体の術語の多用によって、ガザン勅令の本田による訳解〔本田 1991, 334–338〕をどのように改善したのかは不明瞭である。ペルシア語資料を扱う専門家の検証に委ねたい。

以下、本章のやや細かい内容について、気づいた点を備忘しておく。

①漢字・バクバ字・ウイグル字・アラビア字合璧の銅権の実例に関する情報がなぜか提示されない〔下巻 834, 848 (n. 7)〕。この点については、拙評前々稿【16】〔松井 2019a, 73–74〕を参照。

②チャガタイ=ウルスにおける度量衡統一が「ウイグル商人たちの活動、大元ウルスの西北方面を根拠地としていたもうひとつのチャガタイ家によって」進められたという推測〔下巻 839〕は根拠を缺く。『集史』オゴデイ紀はウイグルスタン (Üygüristān) を含む東西両トルキスタンの統治がマスード=ベク (Mas'ūd-Beg) に委任され、税収 (amwāl) が国庫 (ḥizāna) に送納されていたといひ〔ĜT/TS, f. 155a; ĜT/Rawšan I, 705; ĜT/Boyle, 94; 川本正知 2000, 45〕, また西暦 1259 年までに銀納の人頭税クプチル (Uig. qupčir < M. qubčiri) がウイグルスタンに導入されていたこともウイグル語行政命令文書から確証される〔松井 2015a, 61–66〕。「もうひとつのチャガタイ家」すなわちチャガタイ系チュベイ一族を中心とする勢力の東遷は 1282 年前後と推定されているが〔杉山 2004, 301–

(37) もちろん、著者が推測するように枢密副使ボラド (Bolad > P. Pūlād ~ Chin. 孛羅) がフレグ=ウルスに帰した結果、大元ウルスの諸制度・システムが西伝した可能性は否定できない〔下巻 838〕。また評者の旧稿でも、ガザンの度量衡改革が大元ウルスとの交易・経済的関係を念頭に置いていた可能性は指摘しておいた〔松井 2004, 157〕。

302], それ以前から元廷はウイグルスタンで検地や駅伝制の整備を実施している [松井 2002, 89–91; 松井 2004, 165–164]. 庚辰年=至元十七年 (1280) のウイグル契には, 元の官名である按察使 (>ančaši) も言及される [梅村 1977, 04; SUK II, 130]. 前述したように, モンゴル基準の度量衡の浸透については, このような税役制度・駅伝制・官制の導入に伴い, 徴収・徴発される物資の計量の必要から各地に浸透したという側面を念頭に置くべきであろう⁽³⁸⁾.

③『集史』ガザン紀 [ĜT/TS, 324a; ĜT/Alī-zade III, 495] に taġār-hā ki ba-laškar wa sāwuri dādand 「軍勢 (laškar) と sāwuri に納入される糧食 (P.taġār)」とみえる P.sāwuri (<M.sa'uri(n)~sayuri(n)) に, 著者は「位下」の訳語を充てる [下巻 843]. これは『元朝秘史』の sa'uri(n)=Chin. 位/位子/坐位という対訳 [栗林 2009, 421] に基づく類推であろう. ただし, M.sayuri(n)~sa'uri(n) の原義「座席, 座所; 住地, 宿所」や, そこから派生した「(君主の) 玉座; 王位, 地位」 [Kowalewski II, 1300; Lessing, 659; MKT, 866] とは乖離する⁽³⁹⁾.

この M.sayuri~sa'uri を借用した P.sāwuri は「(君主・王族の) 玉座; 王位」に加えて「(君主の座所への) 貢納, 贈物」としての語義を派生した [Minorsky 1956, 267; TMEN I, Nr. 211; cf. 本田 1991, 433–434, 456]. 『集史』露訳・中訳・英訳は, この「貢納」の語義を採用して, 本処記事の P.sāwuri を音訳するにとどめる⁽⁴⁰⁾.

一方, 本田は laškar wa sāwuri を併せて「軍隊」と訳す [本田 1991, 334]. これを参照しつつ, また M.sayuri~sa'uri の原義「座席, 座所; 住地」にも鑑みれば, 本処の sāwuri は「(軍団の) 駐屯地, 拠点, 基地, 物資集積地点」と解釈するのが文脈からみて妥当ではないか. 実際, モンゴル時代の漢籍にも, 同様に用いられた sayuri(n) > 掃里/掃鄰の例は散見する⁽⁴¹⁾.

④著者は重量単位 P.mann と Chin. 斤を単純に対応させるが [下巻 843, 846, 856–857 (n. 80)], 実態面の考察からは多くの問題を残す. 拙評前々稿【16】 [松井 2019a, 73–74] を参照.

⑤ガザン勅令の通知先の筆頭にみえる šihnaġān (pl. <šihna) 「軍政官, 総督」を著者 [下巻 844]

(38) 各種のウイグル語文書や 14 世紀のチャガタイ=ウルス発行駅伝利用許可証にみえる使臣や官吏への糧食支給額がオゴデイ時代以来の糧食支給規定と整合することも参照に値する [松井 2004, 166–163; 松井 2017b, 301, 302–303].

(39) チンギス王族およびその属下の集団・権益地としての「位下」に相当するモンゴル語表現は uruγ (>P.ūrūq) 「種; (チンギス=カンの) 子孫」であろう. 松川節は, 1352 年チャガタイ=ウルス当主トゥグルクテムル命令文書にみえる M.uruγ aimay を「位下・投下」と訳出する [松川 1995b, 117].

(40) ĜT/Arends, 273, “[в виде] савери”; ĜT/Chin. III, 472, “以撒維里 [形式]”; ĜT/Thackston III, 723, “as savuri.”

(41) 『山居新話』巻 3 「皇朝設内八府宰相八員, 悉以勳貴子弟爲之. 祿秩・章服, 並同二品, 例不受宣. 唯奉照會禮上, 寄位於翰林院官掃鄰 (<sayurin) 【即宮門外會集處也】; 『經世大典』市糶糧草「大德五年 (1301) 二月……臣等昨日與臺・院蒙古臣僚一同集議, 衆人以謂, 苦寒之地, 更別有甚孽畫. 惟令各部下準備掃里 (<sayuri), 作站赤通運」 [『永樂大典』卷 11598, 15a]. Cf. 方齡貴 1991, 240–241. さらに『成憲綱要』所収の至大四年 (1311) 正月十六日付の直訳体聖旨の一節「いま, 各官庁や駅伝にいる者が整治を行なうべき任務を, 嚴重に通知せよ. 盤問に用心しない脱脱禾孫や拠点 (掃隣 <sayurin) の頭目たちは断罪して杖刑七十七とし, その拠点には別人を任命せよ【如今, 各衙門裏・各站裏の整治用着的勾當, 嚴切省會者. 不用心盤問的脱脱禾孫・掃隣裏頭目毎, 断七十七罪過者. 掃隣則委付人者】」 [『站赤』下, 廣文書局, 1972, 169–170] も参照.

が「達魯花赤每」と訳出するのは、M. daruŋači ~ daruŋa = T. basyaq > P. basqāq = šiḥna という対応関係 [e.g., TMEN II, Nr. 691; PUM, 75–76] からみれば誤解ではないが、ペルシア語原文から乖離するという点では文献学的な慎重さを缺く。本勅令のその他の通知先の訳語選択や、ペルシア語・モンゴル語術語の恣意的な置換に関する問題については、後項【75】④⑧・【78】も参照。

⑥『元史』巻93・食貨志・税糧の「至元十九年（1282）……其輸米，止用宋斗斛」という記事について、評者は、宋の文思院の升斗の形状（入口部分が狭い）を公式に採用するという制度改変を明初の『元史』編纂官が「止に宋の斗斛を用う」と伝えたものと解釈した [松井 2004, 160–159]。一方、著者はモンゴルによる度量衡統一を想定する——これは評者と同様である——視点から、「宋の斗斛を用いるを止む」と訓ずることを主張する [下巻 849, n. 13]。

しかし、『元史』の他処では、「止用○○」の句作りはすべて「止に○○を用う」と解釈されるので⁽⁴²⁾、本処においてのみ「○○を用いるを止む」と訓ずるのは不自然である。また、旧王朝の制度の廃止は「止む」ではなく「罷む」・「廢す」などと表現されるのが、古典漢文としては一般的ではなかろうか⁽⁴³⁾。この点、真に漢文読解に通じた専門家の示教を仰ぎたい。

⑦著者 [下巻 854–855 (n. 76)] が「仞；丈」と訳す P. qullāg は、T. qulač 「両手を広げた長さの長尺単位」の借用語である [TMEN III, Nr. 1502]。ウイグル語訳『玄奘伝』には Chin. 一幅白絹 = Uig. bir qulač enlig böz 「1 qulač の広さの布」という対訳例もみえる [Raschmann 1995, 98]。

⑧『続増華夷訳語』[cf. HYYY/Beijing, 161] で漢語の「升」に対訳されるウイグル文字モンゴル語形式を、著者 [下巻 856, n. 78] が šingsai とするのは誤読であり、šingsi と転写して漢語の「升子」の借用語とみなさねばならない [松井 1997, 42–43; 松井 2004, 158]。この šingsi は容器としての「升」だけでなく、容量単位・穀物計量単位「升」(ca. 0.84 ℓ) としても用いられたことがカラホト出土モンゴル語文書から確認される⁽⁴⁴⁾。

(42) 卷12・世祖本紀9・至元十九年（1282）九月「辛巳，勅各行省止用印一」；卷18・成宗本紀1・至元三十一年（1294）六月「御史台臣言『先朝決獄，隨罪輕重，笞杖異施，今止用杖，乞如舊制。不允』」；卷28・英宗本紀2・至治二年（1321）十月「戊辰，享太廟，以國哀迎香去樂，修廟工役未畢，妨陳宮懸，止用登歌」；卷53・曆志5・授時曆議下・定朔「唐人弗克若天，而止用平朔」；卷74・祭祀志3・宗廟上「（至治二年秋八月，太常院官）又言：『太廟興工未畢，有妨陳宮縣樂，請止用登歌。』從之」；卷84・選舉志4「凡封贈之制，……正從六品封贈父母，父止用散官【母・妻並恭人，正從七品封贈父母，父止用散官】，母・妻並宜人，……封贈者，一品至五品並用散官勳爵，六品七品止用散官職事，從一高」；卷103・刑法志2・職制下「諸朝廷軍情大事，奉旨遣使者，佩以金字圓符給驛，其餘小事，止用御寶聖旨。諸王公主駙馬亦為軍情急務遣使者，佩以銀字圓符給驛，其餘止用御寶聖旨」；卷164・楊恭懿伝「漢太初，止用平朔法」。

(43) 『元史』巻8・世祖本紀5・至元十年（1273）十二月「壬戌……大司農司請罷西夏世官，括諸色戶，從之」；巻9・世祖本紀6・至元十三年（1276）二月「辛丑……伯顔（Bayan）令張惠・阿剌罕・董文炳・左右司官石天麟・楊晦等入城，取軍民錢穀之數，閱實倉庫，收百官誥命符印，悉罷宋官府，散免侍衛禁軍」（「罷宋官府」という表現は巻127・伯顔伝，巻156・董文炳伝にもみえる）；巻11・世祖本紀8・至元十七年（1280）六月「戊戌……江淮等處頒行鈔法，廢宋銅錢」；巻59・地理志2・襄陽路「襄陽守臣呂文煥降，罷宋京西安撫司，立河南等路行中書省，更襄陽府為散府」；巻62・地理志5・撫州路「錄事司，至元十四年，廢宋三廂立」；巻93・食貨志・秋稅・夏稅之法「初，阿里海牙（*Arīy-Qaya）克湖廣時，罷宋夏稅，依中原例，改科門攤，每戶一貫二錢，蓋視夏稅增鈔五萬余錠矣」。

(44) 至正二十三年（1363）放糧簿殘片（Or. 8212/764 (i.gg)）には ɳnayan qo[ɳar]? tayar qoyar šim tabun šingsi 「82(?)

⑨カラホト出土蒙漢合璧文書 F214:W1 について、著者は李逸友『黒城出土文書』掲載図版を典拠として掲げつつ、「小麦」をさすモンゴル語をすべて bu'udai と転写する [下巻 856, n. 79]。しかし、原文書で BWQWD'Y=buyudai と記されるのは 1 例 (評者の第 12 行) のみであり、他処 (第 4, 8, 17 行) では BWQD'Y=buydai というウイグル語借用形式 (<Uig. buyday) が用いられ [松井 1997, 29]、既刊行の図版から bu'udai という形式を導くことはできない。

【75】第 16 章「ジャライル朝の金宝令旨より」 [下巻 860-915]

本章は、773/1372 年サファヴィー教団教主サドルッディーン宛てジャライル朝君主シャイフ=ウワイス発行ペルシア語命令文書を、「大元ウルス治下の漢文資料を参照しながら読み直し」すことを目的とする [下巻 864]。本文書のペルシア語テキストが初めて日本語に訳出されたことは有益であるが、しかし上巻第 10 章および前章と同様、蒙文直訳体の術語をふんだんに採用した訳文は日本語として難解であり、評者にはその正確性は判定し難い。

さて、各種の古文書資料の訳註作業では、当該文書テキストの内容を正確に理解し、その歴史的価値を闡明することが目標とされる。本ペルシア語文書の校訂テキストは、著者が頭書する先行研究により提示されているものの——なお、著者は先行研究における「解説の誤り」を指摘しつつも [下巻 861]、実際には末尾の祈願句のみ修正を明記する [下巻 891, 語積 21]——、その歴史的背景や史料的价值については、従来の初期サファヴィー教団史・ジャライル朝史研究でも十分には闡明されていない⁽⁴⁵⁾。ただし、Herrmann によるアルダビール発現ペルシア語命令文書群の文献学的研究では、本文書も頻繁に比較に供されている [PUM, *passim*]。これに対して、著者は「原則として先行研究が言及しない点、訂正を要す点のみ解説、註を施す」という方針を採り [下巻 864]、アルダビール発現ペルシア語文書群に対する先行の検討成果を具体的には説明しない。その結果、本ペルシア語文書に対する従来の知見を「漢文資料を参照しながら」どのように「読み直し」改善したのか、という点は不明瞭である。拙評前々稿【14】で指摘したように [松井 2019a, 72]、本文書の発令者に関する原載論文 [宮紀子 2014] の誤りが修正されていないのも惜まれる。

以下には、評者が気づいた若干の疑問を備忘しておく⁽⁴⁶⁾。

石 2 斗 5 升」というウイグル文字モンゴル語添書がみえる [cf. 松井 2004, 161; 沙知・呉芳思 (F. Wood) (編)『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻 (非佛經部分)』上, 上海辭書出版社, 2005, 232]。また穀物消費貸借契 MDQ, No. 009 には *4asiy-iyān sšara būri nigen šim-tur nigejīd 6šingsi yabuqu bolba* 「その利息を、月毎に 1 斗につき 1 升とすることになった」という在証例が確認できる (MDQ 編者は *snigejīd* を *nigečiten* 「単位をもつ」と読解したが [MDQ, 60-61]、これは *nijeged* 「一つずつ」 [Kowalewski I, 666; Lessing, 587; MKT, 384] の誤記もしくは *metathesis* とみなすべきであろう)。ハ斯巴特爾は卑見を批判して後者の *šingsi* を *Chin.* 行息の音写とみなすことを提案したが [ハ斯巴特爾 2015, 3]、バクバ字音 (*hein / ɣan-si*) とも整合せず従えない。またハ斯巴特爾は、前掲 Or. 8212/764 (*i.gg*) の用例や、*Chin.* 升子を借用したウイグル語形式 *š(i)ngsi ~ šingsi* が「(計量用の) 升ます」としてウイグル契 SI 3124 (= Kr I/147) にも在証されることを看過している [松井 2004, 161]。

(45) 本文書は Gronke による初期サファヴィー教団史研究でも断片的にしか利用されず [Gronke 1993, 57, 297, 316]、また近刊の P. Wing のジャライル朝史研究でも言及されていない [Wing 2016]。

(46) 一部、本章の原載論文 [宮紀子 2014] について、評者らの旧稿 [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017] で

①印文中央の正文の判読を、先行研究 [Massé 1938, 466; Qā'im-Maqāmī AHS 1347, 2] から変更した点が註記されていない。第 6 行の muḥammad → muḥammad wa 'abd は妥当な修正であろうが、第 4 行の al-'azīz → al-'uzayr は無用に思われる。

②泰定帝からフレグ=ウルスの重臣チョパンに与えられた「翊国公」印の印鑑を 726/1326 年のチョパン発行ペルシア語命令文書に確認したことは四日市康博の功績である [四日市 2012, 321-322, 345, 348]。著者が文書の解題 [下巻 866-867, 900-901 (n. 51)] に際してこの点に言及しないのは失当である。

また著者は同処で、上述のチョパン発行文書と本シャイフ=ウワイズ命令文書にみえるアラビア文字朱方印と、725/1325 年アブー=サイード発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書のアラビア文字金泥印とを比較し、印寸や形態上の相違を論じる [下巻 866-877]。しかし、アブー=サイード文書（および 759/1358 年シャイフ=ウワイズ発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書）にみえる金泥印は財務案件に限定して用いられる「財務小型金印 (P. altūn tamgā'ī kūčik)」であり、またフレグ=ウルス君主は勅令・命令の機能・目的に応じて諸種の印璽を使い分けていた [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 87-98, 118-120]。印璽の形態の相違を考える際には、単純に時代差に結びつけず、それらが捺された文書自体の機能面を考察する必要もあるのではないか。

③ペルシア語文書の日本語訳文 [下巻 877-878] において、關鍵の地名アルダビール (Ardabīl) がすべて Aīdabil と誤記される。

④現存第 1 行の ḥukkām (pl. < ḥākim) は「大小官員^{たち}毎」、nuwwāb (pl. < nā'ib) は「各枝児^{アイマフ}の頭目^{たち}毎」と訳出される。これは著者が語釈 [下巻 879-880] で示す東西各地のモンゴル語・ペルシア語の命令文の通知先にみえる各官職の対応関係、すなわち(1) M. daruḡa = P. basqāq (< T. basyaq) = Chin. 達魯花赤, (2) P. malik 各投下官人／管軍官, (3) ḥākim (総管府諸衙院) 大小官員／管民官, (4) qāḏī イスラーム法断事官, (5) nā'ib 各枝児^{アイマフ}の頭目, (6) mutašarrif 来往する科差^{ものたち}的毎／管課官という序列に基づく訳語であり、前章のガザンの度量衡改革勅令 [下巻 844] や、同じくガザンによる法官の委任勅令 [下巻 905, n. 94] の通知先の序列も同様に訳出される。

しかしイラン史の視点では、ペルシア語資料から別出されるこれらの諸職の実態をふまえつつ、(1) M. daruḡa = T. basyaq (> P. basqāq = šiḥna) はモンゴル支配層から任命・派遣される「代官・総督、軍政官」⁽⁴⁷⁾, (2) malik (> M. melig) は非モンゴルのイラン在地勢力の君主・代表をさして「王、土着諸侯、君侯」と訳されている。また(3) ḥākim と(5) nā'ib はアルダビール発現ペルシア語文書でしばしば連続して言及され [PUM, Nos. 14, 15, 19, 21, 22], malik 「諸侯」や ḥākim 「知事」の配

指摘した内容と重複する。

(47) 720/1320 年アブー=サイード発行モンゴル語命令文書では、通知先の筆頭に bidan-a tūsigdegsed「我らに（より）任命された者たち」が配され、諸侯 (meligūd (pl.) < melig < P. malik)・副官 (nayibud (pl.) < nayib < P. nā'ib)・徴税官 (mutasaribud (pl.) < mutasarib < P. mutašarrif) に先行している [Cleaves 1953, 28, 59]。著者 [下巻 879] は注意しないものの、これがモンゴル王家から直接に任命される M. daruḡa = T. basyaq > P. basqāq に相当する表現であることは確実である。このような、命令文の通知先としてのモンゴル支配層の代理者と現地勢力・住民の代表との関係については、Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 56-57 も参照。

下に *nā'ib* 「副官, 代官; 属吏」が置かれたと解釈される [以上, Cleaves 1953, 60; Herrmann/Doerfer 1975, 4, 13–16; PUM, 76–77; 本田 1991, 314, 652–656; cf. Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 58, 60–61]. 著者の(2)「各投下官人/管軍官 (*malik*)」・(3)「大小官員每 (*ḥukkām < ḥākīm*)」・(5)「各枝児の頭目每 (*nuwwāb < nā'ib*)」という訳語は, 如上の通行の訳語とは明らかに概念・範疇を異にする. また(2)・(5)をそれぞれ「投下」・「枝児」(いずれも *M. aimay* の漢訳として用いられる)にあえて関連づける根拠も示されない. そもそも, 諸言語のモンゴル命令文で言及・列挙される通知先は, 発令者の権限や命令の対象範囲に応じて可変的である. 個別の命令文書の歴史的背景を閑却して, 単に言及される順序から諸種の術語を対応させるのは, 実態から乖離するのではないか.

⑤著者は第7行の *mutawaḡḡihāt* を「諸科差税」, 第12行の *māl* を「錢糧」と訳し, 語釈 [下巻 881, 906 (n. 95)] では *mutawaḡḡihāt* を「税」, *māl* を「正税; 錢糧」とする本田實信の語解に言及する. しかし, 前者の訳語を「諸科差税」と改める理由は説明されない. また, 本田の語解への説明も, 読者の理解のためには不十分である⁽⁴⁸⁾. 特に *māl* 「正税」については, 本章の原載論文 [宮紀子 2014] 刊行後に渡部良子が再検討しており [渡部良子 2015], 参照を要する⁽⁴⁹⁾.

なお, 本文書の *mutawaḡḡihāt*・*māl* については, ディーワーン (*dīwān*, 財務省) の徴収する「国税; 正税」を総称する類語重複としての *māl wa mutawaḡḡihāt* (~ *mutawaḡḡihāt wa māl*) の例とも勘案すべきではないか [本田 1991, 267; PUM, 107, 126, 142, 153, 175, 179, 184]. 725/1325年アブー=サイド発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書も, *M. mal* (< *P. māl*) と *P. mutawaḡḡihāt* とを対応させており, 両者が相互置換的に用いられたことを示唆する [Herrmann/Doerfer 1975b, 318, 341, 345; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 73, 109, 113]. 本文書でも *māl* / *mutawaḡḡihāt* が峻別されていたか, ジャライル朝の税役制度自体とともに検証する必要があるらう.

ちなみに, 著者は語釈 [下巻 881] で, これら *māl*, *mutawaḡḡihāt* が「モンゴル語の *alba* 差税とは微妙に異なる, あるいは *alba* では表現しきれない用語とみなされた」と説明するが, *M. alba(n)* は厳密・狭義には *P. qalān* (< *T.-Uig. qalan*) と同じく夫役・強制労働をさし, *māl* が地租を中心とするのとは明瞭に異なる⁽⁵⁰⁾. 825/1422年ティムール朝君主シャルフ発行ウイグル文字テュルク語

(48) 本田は, *māl* が「税, 貢納」一般をさすとともに, 特に「地租(地稅)」と同義ともみなす. また *mutawaḡḡihāt* も「税」一般をさすが, 「元額に付加して課せられる税; 付加税」を意味する例もあるという [本田 1991, 267]. 一方 Herrmann は, *mutawaḡḡihāt* が特に「現金税, 錢納税」をさすとしつつも, やはり現物税を含めた「税」一般をさす用例をも見出している [Herrmann/Doerfer 1975b, 323; PUM, 102, 104, 125, 128, 158].

(49) 本田がナスィールッディーン=トゥースィー『財政論』に基づき正税 (*māl*) に地租 (*ḥarāḡ*) と商税 (*tamḡā* < *T.-M. tamya*) を含めるのに対し, 渡部は13世紀後半以降の財務簿記資料の分析から, 商税が正税 (*māl*) に含まれなかったとみなす [本田 1991, 283–287, 308–309; 渡部良子 2015, 22–25].

(50) *M. alba(n)* と人頭税クブチル (*qubčiri*) が熟した *alba qubčiri* は蒙漢合璧資料で「差発科斂; 差発課程; 雜泛差役」などと漢訳される. 一方, テュルク語・モンゴル語では地税をおおむね *tsang* ~ *sang* (< *Chin. 倉*), 商税を *tamya* と称し, これらは各々 *P. ḥarāḡ* 「地租」と *tamḡā* 「商税」に対応する. モンゴル支配下の一般定住民がこれら地税 (*T.-M. sang* = *P. ḥarāḡ*)・商税 (*T.-M. tamya* > *P. tamḡā*)・「差発科斂 (*M. alba(n) qubčiri* ~ *T. qalan qubčir* > *P. qalān wa qūpčür*)」のすべてを課されたのに対し, 仏教・道教・キリスト教・イスラーム教などの宗教教団は「差発科斂」を免除されていた [以上, 松井 2004c, 15–21; Matsui 2005, 75–78; 川本正知 2013, 161–162]. なお, 『集史』ガザン紀第3章第14話にペルシア語訳されて引用されるガザン勅令

命令文書からも、T. mal (< māl) 「正税；地税」と T. yasaq alban (< M. ĵasay alban) 「差発」とが範疇を異にしていたことがうかがえる [Matsui 2005, 77; 小野 2006, 38].

⑥第9行冒頭の yarlıg nafād yāfād bāfād bāfta [sic!] は校訂の誤りであり、yarlıg nafād yāfta 「勅書が発行された」と改めるべきである。

⑦第10行 tā zaḥmat-i ra‘āyā‘i iṣān na-bāšad 「他^{かれら}毎への諸の庇護^{めいあう}に生受が無いよう」は、「彼らの属民たち (ra‘āyā (pl.) < ra‘īyat) の困難が生じないように (せよ)」と訳すべきではないか⁽⁵¹⁾。

⑧第16-17行 umarā’ wa āyanda wa rawanda ba-ḥānahā bar iṣān wa murīdān-i iṣān nuzūl na-kunand は「^{ノヤン}官人^{もの}毎、^{エルチ}往來的^{もの}毎 (使臣^{エルチ}毎) は、房舎を以て他^{かれら}毎並びに他^{かれら}毎的^の信徒^{たち}毎^の根^の底^の休^の安^の下^の者」と訳出される。ここで umarā’ (pl. < amīr) を M. noyan 「ノヤン、官人；(モンゴルの) 遊牧貴族」に置換し、また āyanda wa rawanda 「往來する者」について原文に無い「使臣^{エルチ}」(T.-M. elci > P. ilci ~ ilci) の語を補充するように、著者は本書において、ペルシア語原文で用いられていないテュルク=モンゴル語彙をしばしば訳文に挿入する。これは、モンゴル支配層の命令に由来するテキストにおいて「根底のモンゴル語を常に意識する」という著者の見識 [上巻 501] に基づくものであろう。

しかし、本文書の発令者シャイフ=ウワイスが西暦 1358 年・1360 年にサファヴィー教団に宛てた命令文書 2 通は、モンゴル語を正文としつつ、並行して起草されたディーワーン発行ペルシア語文書を合璧するものであった [Herrmann/Doerfer 1975; Šayḥ al-Ḥukamā’i・渡部・松井 2017]。そのシャイフ=ウワイスが 1372 年の本文書でモンゴル語を使用しなかった背景としては、ジャライル朝の支配層とその文書官房における言語的環境の通時的变化が想定される [Šayḥ al-Ḥukamā’i・渡部・松井 2017, 130-131]。その分析には、当然、ペルシア語命令文中におけるテュルク=モンゴル語の借用形式の有無自体を適切に把握する必要があり、これは逆説的にモンゴル命令文の「根底のモンゴル語を常に意識する」作業そのものともいえる。翻って、ペルシア語原文の用語を先験的・恣意的・機械的にモンゴル語に置換することはイラン地域の遊牧テュルク・モンゴル系集団の言語文化の変容を見失わせるのではないか⁽⁵²⁾。この点は拙評前稿【28】②③④⑥⑦および【42】

も、「チンギス=カンの大聖旨の勅命 (ḥukm-i yarlıg-i buzurg-i Ğīnkkīz ḥān) は『イスラーム法官たち (quḍāt)・ムスリム識者たち (dānišmandān)・アリー裔 (‘alawiyān) は夫役・人頭税 (qalān wa qūpčūr) を支払うな』というものであるから、我らもその通りに命じて、彼らを免税 (mu‘āf wa musallam) とした」といい [ĞT/TS, 306b; ĞT/Ali-zade III, 427; cf. TMEN III, Nr. 1503; 下巻 905, n. 94]、フレグ=ウルスでも宗教教団の夫役・人頭税 (qalān wa qūpčūr) = 「差発科斂」を免除する原則が採用されていたことが知られる。

(51) 『回館語訳』人物門の P. ra‘īyat > 勒額提忒=民という対訳も参照 [HYYY/Beijing, 529; cf. 劉迎勝 2008, 569]

(52) 前項【74】⑤・本項【75】④で指摘したように、アルダビール発現ペルシア語文書の通知先において、モンゴル支配層の任命する総督・軍政官はもっぱら P. bāsqāq (< T. basyaq) と称されるが、780/1380 年ジョチ=ウルス当主トクタミシュ発行テュルク語命令文書、804/1401 年ティムール発行ペルシア語命令文書はモンゴル語借用形式 dārūgā (< M. darūya) を用いる [小野 2012, 67, 70; Fekete 1977, No. 3]。さらに、878/1473 年オスマン朝メフメト 2 世発行ウイグル文字テュルク語命令文書や、15 世紀後半のクリム=ハン国テュルク語命令文書・ティムール朝スルタン=フサイン発行ペルシア語命令文書も通知先として T. darūya ~ P. dārūgā (< M. darūya) に言及する [小野 2000, 122, 142; Özyetgin 1996, 112, 115; Mahendrarajah 2018]。ちなみに、別のスルタン=フサイン発行文書では P. dārūgā を ḥukkām に後続させる [Mokri 1975, 77]。また、

①②⑦⑧でも指摘したが [松井 2020, 62–67, 96–97], 本処についていえば, P. amīr と M. noyan とが常に相互置換可能ではない(全ての amīr が noyan と称されたわけではない)ことや, āyanda wa rawanda 「往来する者」にはモンゴル政権から派遣される使臣 (T.-M. elči > P. ilči~ilči) の他に商人や軍人が含まれ得ること⁽⁵³⁾も注意を要する. なお, 後項【78】も参照.

⑨第 18 行の barīn ġumla rawand 「這ノ jumlah 言語ヲ以テ行クベシ」は, 「すべてこの通りに行なえ」と改めるべき. 拙評前稿【42】⑧を参照 [松井 2020, 97].

⑩第 21 行の祈願句を, 著者は rabbun aḥmadu bi'l-ḥayr wa'l-ḥusnā 「主ヨ, 祝幅ト吉祥以テ讚エアレ」と訳出する [下巻 871, 878]. さらに語釈 21 では, Herrmann が rabbi iḥtim bi'l-ḥayr wa'l-ḥusnā 「主よ, 善と最善(なるもの)により終わらせたまえ」と判読してきたアルダビール発現ペルシア語文書群に頻出する祈願句も, 同様に修正することを提案する [下巻 891]. しかし, 著者がその論拠とするマムルーク朝アラビア語文書の祈願句は aḥmadu allāh wa-aškuru-hu 「私は神を讃え, かの方に感謝します」というもので, かつ末尾ではなく文書第 3 行に記入される [Richards 2011, 21, 44]. 使用語句・記入位置の相違だけでなく, 文書そのものの歴史的背景の相違に鑑みても, 著者の修正案は古文書学的な根拠を缺く. なお Herrmann 説を支持すべきであろう⁽⁵⁴⁾.

⑪ P. 6yarliġ (<T. yarliġ~M. jarliġ 「おおせ, 聖旨」) の語釈 [下巻 880–881] では, これを「^{かきもの}文字」と解する傍証として *Rasūlid Hexaglot* の A. kitāba “writing, record” = P. miṭāl “royal mandate” = T. yarliġ (<yarliġ) という対訳例 [RH, 202] が挙げられるが, この点は著者に先んじて評者も指摘していた [松井 2008a, 16; 松井 2008b, 28, fn. 4]. また著者は, M. jarliġ~P. yarliġ を「^{かきもの}文字」と解釈するため, 本文書その他のアルダビール発現ペルシア語文書裏面のモンゴル語添書や 758/1358 年シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書からも煩瑣な論証を試みるが, この合璧命令文書モンゴル文の 13ene jarliġ に後続する kerü 「裏面 (<T. kārū)」 [Herrmann/Doerfer 1975, 74] に注意すれば, この jarliġ が「裏面」を有する「勅書, 勅許状, 証書」であったことは自明である.

798/1396 年ティムール朝王子ミーラーンシャー発行ペルシア語命令文書は, アルダビール発現ペルシア語文書で頻用される P. ḥākīm (> pl. ḥukkām) に換えてモンゴル語借用形式の tūšimālān (pl. < tūšimāl < M. tūšimel) を通知先に用いる [Fekete 1977, No. 1].

(53) 拙評前稿【31】⑥でとりあげた『集史』クビライ紀は, 「来往のものたち (āyanda wa šawanda)」を「使臣たち (ilčiyan)・商人たち (bāzargānān)」と併記する [松井 2020, 73]. また西暦 1271 年アバガ発行モンゴル語命令文書 (r.467/s.25886) にも 9,19–20,27dabariṣad čerigūd 「移動する軍人たち」, 720/1320 年アブー=サイード発行モンゴル語命令文書にも dabariqun mongyol čerigūd ilčīn (...) šibaçučīn barsučīn busud kedber bolju kücü buu kūrgetügei 「移動するモンゴル軍人たち, 使臣たち, ……、鷹匠たち, 豹匠たちのほか, 誰であろうと力をふるうな」という表現が在証される [cf. Doerfer 1975, 191, 193; Cleaves 1953, 30]. Doerfer はアバガ文書の M. dabariṣad <v. dabari- を “die Macht ausübend” と解釈するが, アブー=サイード文書との平行関係からも単に「移動する」と解釈してよいだろう. なお Doerfer はアバガ文書を A1・A2 の 2 断片として扱ったが, 現在は直に接合することが確認されている [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 122, fn. 84].

(54) 正確には, Herrmann は本文書の祈願句を rabbi iḥtim bi'l-ḥayr wa wa'l-ḥusnā 「主よ, 善と……と最善(なるもの)により終わらせたまえ」と判読していた [Herrmann/Doerfer 1975, 49]. ただし, これは頻出の rabbi iḥtim bi'l-ḥayr wa'l-ḥusnā に改められる可能性がある. 祈願句後半の bi'l-ḥayr wa'l-ḥusnā を Mu'in wa Ġiyā' al-Dīn と判読してスルタン=アフマドの laqab と解釈していた著者の旧案 [宮紀子 2014, 23] の問題点と併せ, 評者らの検討を参照されたい [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 65, fn. 16].

なお、文書化された「勅書、証書」としての T. yarlıy の用例はテュルク語命令文にも確認される [松井 2015a, 59–60; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 69–71].

⑫著者 [下巻 881–882] が引用する『集史』ガザン紀第 3 部第 16 話については、評者らの検討 [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 88–91] とも比較参照されたい。なお著者が「諸地契は哈的^{カヘディエ}毎^{カヘ}、地主毎、民戸毎の手に」と訳した箇所 [下巻 882] の「哈的^{カヘディエ}毎^{カヘ}」は、出典とされるイスタンブル本の原文 [ĠT/TS, 317b] では *tunnāh* 「[自作農の] 住民たち」であり、著者の訳語は不可解である。これは原載論文 [宮紀子 2014, 26] も同様であり、修正を要する。

⑬語釈 8 [下巻 883] では、P. sawgāt ~ sawgā ~ sawga ~ sawqāt の語に特に註記して、*Šihāḥ al-'aḡam* の「ホラズムの言葉で *rāh-āvard* 旅の土産をいう」という語解を示し、その他は *Rasūlid Hexaglot*, また『元朝秘史』の *sauqa* > 掃花 = 人事という対訳例や『元典章』の用例を示すにとどまる。ただし、P. sawgāt ~ sawgā ~ sawga ~ sawqāt > Chin. 撒花 / 撒和 / 掃花 「(被支配者から集められる / 強取される) 贈り物、貢物」についてはつとに Pelliot・Doerfer らの検討があり [Pelliot 1936; TMEN I, Nr. 222; cf. 村上 1970, 209–210], また方齡貴もより多くの漢籍の用例を収集している [方齡貴 1991, 29–35]. 適切に註記すべきであろう。

念のため、本文で著者が引用する『世界征服者史』・『集史』記事の原文では、P. sawgāt ~ sawgā の語そのものは用いられていない [TĠ/Qazwīnī I, 171–172; cf. TĠ/Boyle I, 214–215].

⑭フレグ=ウルス支配下イランで頻用された支払命令書バラート (P. barāt > M. barad) に関連して、著者 [下巻 884] がオルジェイトゥ期の財務術指南書『幸運の書 (*Sa'ādāt-nāma*)』から訳出するバラート書式は、部分的に修正・情報追加を要する。(1)著者が「通行の金貨」とした *zar-i rā'ig* は、ガザンの貨幣制度改革によって会計上・価格表記上の基準貨幣単位となったディーナール銀貨とみなされる；(2)著者が■ ■ とのみ示した ∨ 字様の記号は、実際に発行される文書では欄外に抬頭されたはずの *yarlıg* 「勅書」の本来の位置を示す；(3)著者の「50 脚子」のペルシア語原文は 50 *dast* であるが、この *dast* は「脚子」⁽⁵⁵⁾ではなく猛禽の量詞「～羽」とみなすべきである；(4)末尾の *tawqī'-i mubārak* を著者は「洪福ナル [カンの金] 印」とするが、ペルシア語文書行政用語としての *tawqī'* は一般的には「印、印鑑」ではなく「宸筆、署名」を意味するので、「吉兆なる宸筆」

(55) 著者は *dast* 「脚子」に註記して「テュルク語、モンゴル語の *köl* に同じ」といい、トゥルファン出土のモンゴル語駅伝利用特許状 2 通 [BT XVI, Nrn. 72, 74], 『元典章』・『飲膳正要』に肉の計量単位としてみえる「脚子」の用例を掲げる [下巻 908, n. 111]. 著者の掲げるモンゴル語文書の *köl* 「脚」が『飲膳正要』の「脚子」に対応し、漢語の斤 (ca. 640 g) におおむね相当する重量単位と考えられることは、評者も指摘したことがある [松井 2004, 154, n. 6; Matsui 2004b, 200]. 一方、評者管見の限り、テュルク語の *köl* (~ *kül* ~ *göl* ~ *gül*) はおおむね「湖、沼」を意味しており、著者のような「脚」をさす用例は見出されない [e.g., VWT D II, 1267–1268, 1465; ÖTS III, 3443; HWAU, 401, 438; cf. RH, 245, A. *al-ğadır* “pond” = T. *kül* < *köl* = M. *nā'ūr* < *nayūr*]. 著者の所説の史料の根拠を知りたいところである。

ちなみに、一般に「脚」を意味する T. *adaq* が肉の計量単位としても用いられたことは、モンゴル時代のウイグル語行政命令文書から確認できる [松井 2003, 72]. さらに、P. *sāq* 「脚」を借用した *saq* を肉の計量に用いるウイグル語文書の例も知られる [松井 2002, 108–109; 松井 2017b, 306]. Cf. HYYY/Beijing, 83, *adaq-ï* > 阿荅黑 = 脚; Ligeti 1966, 125; RH, 212, A. *al-riḡl* “foot” = P. *pāy* = T. *aḡāq* ~ *ayāq* = M. *kül* < *köl*.

と修正すべきである。以上、Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 62–64, 100–102 も参照。

また、著者〔下巻 885–886〕がアルダビール発現ペルシア語文書のうち、731/1331 年ディルシャード=ハトン命令文書および 754/1353 年マリク=アシュラフ命令文書をバラートとみなすのも妥当ではない〔Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 61, fn. 10〕。

さらに著者は、「太宗オゴデイ時代以降、華北においても barat 支払いが普通だった」と述べてつ、官費支出や官物調達に関連する大元ウルス時代の諸種文書類を漢籍から摘示してバラートと同一視する〔下巻 886–890, 910–911 (nn. 124, 129, 132)〕。しかし、フレグ=ウルスのバラートは、中央ディーワーンで発生した経費を各徴税区に割り付けて徴収・調達する支払命令書であり、ウルス君主やディーワーン宰相らの承認のもとで発行されるものであった〔本田 1991, 222; 渡部良子 2015, esp. 34–45; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 98–99〕。これに対して、著者の掲げる諸例のうち、至元十四年 (1277) 工部呈〔下巻 886〕にみえる「符文」は軍器・武具の調達を指示する政府内部での行政通達、また至治改元詔の一款〔下巻 911, n. 132〕にみえる「文契」はおそらく管軍官が民間と締結した契約（それゆえ「^{よみたおし}翻倒」の対象とされる）、同じく「管軍官印署公文」は死没兵の葬儀手当（「焼埋中統鈔」）の支給手続に関わるものである。これらを一括してフレグ=ウルスのバラートと機能的に同一視することが妥当か、評者には疑問である。また『青崖集』に俸給の引換券としてみえる「支帖」について、著者は「茶引や塩引と同様、それらに続く比較的高額の貨幣と化してしまっているこの支帖こそ barāt 手形／為替に他なら」ないと述べるが〔下巻 888〕、であればイラン地域のバラートについても高額紙幣として取引された事例の有無を示す必要があろう。なお、官物・公金を支出する際に証明書・命令書を必須とする規定はモンゴル時代に特有ではなく、唐代・宋代にも確認される⁽⁵⁶⁾。上述の漢文文書の諸例、および著者の示す「朝省明文」・「白帖子」〔下巻 888〕についても、まずは中華的文書行政の文脈から、前後の時代との共通点や特異点を把握する必要があるのではないか。その上で、モンゴル時代という共時的枠組みから、地理的に懸隔のあるイランのバラート制度との連動・共通点を見出せるかを検証すべきであろう。

⑤裏面のウイグル文字モンゴル語添書の検討〔下巻 891–892〕に際し、bičig inu「その文書」という文言の類例として歴代フレグ=ウルス当主発行モンゴル語国書・命令文書の裏面添書を取りあげ、Mostaert/Cleaves 以来 üjig「副署（~üsüg < Uig. üsüg ~ užik < Sogd. 'wjk）」と読まれてきた語を öčig「奏事、奏上（< v. öči-）」と修正したのは著者の卓見である。ただし、著者が傍証とした『高昌館訳語』の奏=九尺 < Uig. üjig (= 'WYČYK) はウイグル文字の誤読であり、'WYČYP = öčip と改め v. öči- の副動詞形「奏上して」と解釈すべきである〔HYYY/Beijing, 103; Ligeti 1966, 189〕。なお、著者の修正した「奏上」とフレグ=ウルス宮廷における勅書発行過程との関係については、

(56) 『大唐六典』卷 19・司農寺・太倉署令「給公糧者，皆承尚書省符」；『天聖令』倉庫令（宋 15）「諸倉庫給用，皆承三司文牒。其供給所須及在外軍事要須速給者，先用後申。即年常支料及諸州依條合給用者，不須承牒」。さらに日本養老令・倉庫令にも「倉藏給用，皆承太政官符。其供本所須，及要速須給，并諸国依式合給用，先用後申」とある〔武井 2008, 130〕。その他の例として、『宋会要輯稿』職官 69・黜降官 6・徽宗・宣和三年 (1121) 正月「十八日，詔：『司農寺稽滯諸軍馬料支帖，少卿李文仲・羅選，特降兩官』」も参照。

評者らの検討も参照 [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 122, fn. 85].

また、このモンゴル語添書で言及される人名について、著者は「シャイフ・ウヴァイス、もしくはスルタン・アフマドの首脳部」とみなしつつ、第1行末の Najibadin Maḡmad を『書記典範』や『集史統編 (*Dayl-i Ġāmi' al-Tawarīḥ-i Rašīdī*)』にみえるシャイフ=ウヴァイスの筆頭ワズィール Nağīb al-Dīn Muḡammad に同定するにとどまったが [下巻 892], ここでも Herrmann が提案していた同定案を参照すべきであった：① Š-a Maḡmud < (Muzaḡfar al-Dīn) Šāḥ Maḡmūd はシャイフ=ウヴァイスの駙馬、② Šamsadin Sakariy-a < Šams al-Dīn Zakariyā (著者が Sakariy-a < P. Zakariyā を Šaburiman? < Shahrman? とするのは誤読) はシャイフ=ウヴァイス時代の有力アミール、③ K' WWZ = Kawus < Kā'ūs (著者の QWC' = Qoja < P. Ḥwāḡa は誤読) はシルヴァーン方面の有力者、④ Najibadin Maḡmad < Nağīb al-Dīn Muḡammad の同定でも Herrmann は著者に先行し、かつ② Šams al-Dīn Zakariyā の兄弟であることも指摘する。第2行の⑤ Šayīy Ali < Šayḥ 'Alī も、『集史統編』にみえる同名のイスラーム法官に同定される可能性があるという [Herrmann/Doerfer 1975, 49-50].

さらに著者は、720/1320年アブー=サイド発行モンゴル語命令文書裏面のウイグル文字モンゴル語添書について、「Shaykh Zāhid ^の修道場^毎根底 waqf 寄進行。他的子は知者、説了^の文字。Firuz が写い^か来^た」と引用する [下巻 892]. この添書は Cleaves 以来, šiy saqid-un qayas-a vaḡb-i köbegün inu medetügei kemegsen jarliḡ birus bičibeī 『『シャイフ=ザーヒド (šiy saqid < P. Šayḥ Zāhid) 所有のワクフ (vaḡb < P. waqf) を、彼の息子が管轄するように』と言う勅書 (である). ピーローズ (Birus < P. Pīrüz ~ Fīrüz) が書いた』と判読されていた [Cleaves 1953; Ligeti 1972a, 263]. Cleaves の「所有物, 私有財産 (qayas-a < A.-P. ḡaṣṣa)」 [Cleaves 1953, 69-71] を著者が「修道場^毎根底」と改めたのは、ウイグル文字を Q'NQ'Z' = qanqas-a と判読し、*qanqas (pl. < *qanqa < P. ḡānqāh) 「修道場」に与位格語尾 -a が後続しているという解釈であろう。しかし、qayas-a の語は文書のオモテ面にも ₁₂qayas-a-yin v[ay]bud 「所有の諸ワクフ (vaḡb < P. waqf)」および ₂₇qayas-a-yin suwra 「所有の食卓 (suwra < P. sufra)」として在証される。モンゴル語では属格語尾 -yin は語末に母音をもつ名詞に後続するので、qayas-a が単一の名詞「所有物, 私有財産」であることは明らかである。

⑩裏面の2箇所のアラビア文字書押 ('alāmat) を、著者は tāl'aat [sic!]^{おわんぬ}「一見し了」、aṭala'at [sic!]^{おわんぬ}「拝見いたしました」と判読して、『元典章』にみえる「対読; 対同」に関連させる [下巻 892-893]. ただし、行政文書に書押を記入する慣行はモンゴル以前のイスラーム諸王朝にもみられ [e.g., Stern 1964, 123-175], 単純に同時代のモンゴル系政権という文脈のみに基づいて東方の漢籍と比較するのは、考証として非歴史的ではないか。やはり、アルダビール発現ペルシア語文書群に記入された各種の書押についての Herrmann の所説 [PUM, 28-32] をふまえる必要があろう。

例えば、本文書の書押が本命令文書の受領者サドルッディーンにより記入されたとする先行研究を著者が否定すること自体は妥当であるが、著者はその書押の記入者について考察しない。一方 Herrmann は、著者が本文書および 775/1373年シャイフ=ウヴァイス命令文書 [PUM, No. 25]・780/1380年スルタン=フサイン命令文書 [Herrmann 1973, 136, 138] の計3通から抽出する muṭāla'a karda šud 「読んだ」、tāla'tu 「私は読んだ」、iṭṭala'tu 「私は閲覧した」、muṭṭāli' šud 「理解した」などの書押を、

文書内容の確認・了解を示す「了承書押 (Kenntnisnahme-Vermerke)」として分析を加え、発令者の側近もしくは政権高官により記入されたと推定している。

【76】至元四年（1267）長清靈巖寺宛て蒙文直訳体漢文クビライ聖旨碑 [下巻 895, n. 14]

蒙文直訳体漢文の正確な読解における蒙漢合璧資料の重要性 [cf. 下巻 862] を示す例として、著者は標記聖旨碑の「俺每不曾分撥名姓の聖旨没也道投下裏推稱者和尚根底休索要甚麼者」という一文をとりあげる。著者は、船田善之の「われらが名姓を分配しなかった聖旨はない、と言って投下においてかこつけて、仏僧らに対していかなるものも求めるな」[船田 2007, 12]、高橋文治の「われらカアンが〔投下の〕名分を分かち與えていないもので、〔投下であることを証明する〕聖旨が〔今は〕ないと言って投下を詐稱するものが、和尚から何物も求めてはならない」[高橋文治 2011, 20–21] という訳解を批判しつつ、終南山重陽万寿宮の蒙漢合璧聖旨碑 2 通との比較に基づき「俺每が曾て名姓を分撥しなかった^{もの}的が『聖旨は没い也』道投下の裏に（既に頒行されたと）^{いいな}推稱着、和尚根底甚麼を休索要者」と読解すべきことを“自明”と主張する。

しかし著者は、比較対象の蒙漢合璧碑のパクパ文字モンゴル文には『元朝秘史』を参照して漢語の“傍訳”を逐語的に付し、原碑の直訳体漢文の移録と併記して提示するにとどまる。テキスト解釈の相互検証のような問題に際して、「論拠となる重要資料について自身の解釈を公開するのは最低限の作業」という方針 [上巻 71] を採らず、モンゴル語資料を日本語に訳出しない理由は解し兼ねるが⁽⁵⁷⁾、結果として、著者の所説の妥当性は“自明”とまでは判断し難い。そこで、著者引用の蒙漢合璧聖旨碑 2 通のモンゴル語原文を以下に訳出して再検討しておく。①は至元十七年／二十九年（1280/1292）クビライ聖旨、②は延祐元年（1314）アユルバルワダ聖旨である。

- ① ²⁴basa ²⁵bidan-ač'a qaqaqai jarliq üge-ün bö-et'ele aima-ud-²⁶da ala šilt'aju senšhiḡud-dač'a ya-ub ba quyuju bu abt'u-²⁷qayi 「また、我らからの明白な聖旨が無いにもかかわらず、『(自分たちは) 投下にいるものだぞ』とかこつけて、道士たちから何かを求めて奪いとるな」=更没俺每的明白聖旨、推稱諸投下、先生每根底不揀甚麼休索要者 [照那斯圖 1991, 22–23; 呼格吉勒圖・薩如拉 2004, 40–41; Tumurtogoo 2010, 19; cf. 松川 1995, No. 5]
- ② ²⁷basa ²⁸bidan-ač'a qaqaq neres anu oroqsad ²⁹jarliq bö-et'ele aima-ud-dač'a ala šilt'aju senšhiḡud-eč'e ya-ud ba quyuju bu abt'u-³⁰qayi 「また、我らからの明白に彼らの名前を記入した聖旨が（道士たちの手許に）あるにもかかわらず、『(自分たちは) 投下から（の者）だぞ』とかこつけて、道士たちから何かを求めて奪いとるな」=更咱每的明降聖旨既有呵、推稱着各枝兒投下、于先生每根底、不揀甚麼休索要者 [照那斯圖 1991, 54–56; 呼格吉勒圖・薩如拉 2004, 156–157; Tumurtogoo 2010, 55; cf. 田中謙二 1964, 63–64; 松川 1995, No. 20]

これら①②のモンゴル文が問題の靈巖寺聖旨碑の一節とおおむね平行するという著者の見解は妥当に思われる。従って、①を参照して靈巖寺聖旨碑の「俺每不曾分撥名姓的」を「俺每が曾て

⁽⁵⁷⁾ 松井 2020, 61, fn. 15 も参照。

名姓を分撥しなかつた的が」とする著者の解釈（これは高橋訳と共通する）は正しいであろう。

一方、「聖旨没也道」に対する著者の解釈（『聖旨は^{ジャルリク}没^ない^{とて}也』道）は、船田・高橋とも本質的に同一である。ただし、平行モンゴル文の bö'etele (~bö'et'ele ~ M. bügetele) 「～であるのに、～にもかかわらず」の語感と文脈を考慮すれば⁽⁵⁸⁾、「聖旨が^{ない}い^{にも}かかわらず (jarliq üge-ün bö'et'ele ~ M. jarliq ügegün bügetele)」と解釈できるのではない⁽⁵⁹⁾。

また後続の「投下裏推稱着」も、平行モンゴル文の ala (~ M. ele) 「～ぞ（強調の助辞）」に鑑みるなら、「『投下裏（所属して）いるもののだぞ』と^{かこつけ}推称て (aima-ud-da ala šilt'aju ~ M. aimayud-ta ala šiltaju)」と解釈・訳出すべきであろう⁽⁶⁰⁾。とすれば、著者の「投下の裏に（既に頒行されたと）^{いひなげ}推稱着」よりも、高橋の「投下を詐稱する」が実態的には適訳といえる。なお、著者が参照させる『龍虎山志』所収命令文の平行表現も①②と同じく「投下／枝兒 (= M. aimay)」を「推称」に後置するが、これらも『（モンゴル王族・貴族の）投下（の成員）だ』と^{かこつけ}推称て」と訳出できる⁽⁶¹⁾。

(58) 『元朝秘史』の bö'etele (~ M. bügetele ~ bö'et'ele) > 李額帖列「～であるのに、～とはいえ」の解釈については小澤 1984, 106-107 も参照。

(59) とはいえ、孤例の「也道」という用語の解釈は定めがたく [cf. 船田 2007, 12], また漢語として「～であるのに、～にもかかわらず」という語気があったか、評者は文献上の用例を知らない、本文の解釈はあくまで臆測に過ぎない。元代漢語に通じた専門家の批正を乞う。

(60) 上掲バクバ文字モンゴル語原文の ala を田中謙二 1964, 63 が「～など」と傍訳するのは誤り。著者は a=la'a と転写して「有来」という漢語訳を施すので、v. a- に近過去終動詞の -la'a (~ M. -laya ~ -luya) が後続するものと解釈したのであろうが、バクバ文字原文の綴字 a-l = ala が ala'a ~ M. alaya を反映するとは考え難い。Tumurtogoo に従い、強調の助辞 ele の異形または誤記と解釈すべきである [Tumurtogoo 2010, 19, 55, 148]。1305 年懷寧王ハイジャン令旨にも同様の表現がみえる： 29ede basa 30bič'igt'en ala k'e'ejü 「この者たちもまた『自分たちは』証書をもつ者だぞ』と言って」[栗林・松川 2016, 87]。一方、『元朝秘史』・『華夷訳語』はこの助辞を額列と漢字音写するので [栗林 2009, 158; 栗林 2003, 76-77, 80-81, 94-95]、音価としては女性母音をもつ ele が示唆される。つとに Street は、バクバ文字形式の a-l = ala について、語頭の /e/ を 2 つの aleph で示すウイグル文字形式（通常は /a/ と読まれる）に由来する可能性を指摘した [Street 1986, 197]。実際、少林寺聖旨碑（第 2 截第 34 行、第 3 截第 41 行）の平行する文脈にも、'L' = ale (~ ala) というウイグル文字形式が在証される [中村・松川 1993, 37, 44]。

(61) 『龍虎山志』丹青圖書有限公司, 1983, 174, 「俺每明降聖旨無呵, 推稱諸色投下」; 同, 177, 「俺每的明降聖旨無呵, 推稱諸色投下」; 同 179, 182, 「俺每的明降聖旨無呵, 推稱着諸色投下」; 同 189, 「咱每的明白聖旨無呵, 各枝兒推稱着」; 同 193, 「咱每根底既無明白的聖旨, 却推稱着各投下」; 同 211, 「咱每根底既無明白的聖旨, 却推稱着各投下」。なお、著者は「咱每根底無明降聖旨, 諸色投下推稱事故」[同 185, 207] の後半部を「諸色投下に事故を^{いひなげ}推稱着」と訳出するが、これも『『諸色投下だ』と、^{かこつけ}事故に推称て」と修正すべきではなからうか。「推稱事故」で「口実をもうける、言い訳する」を意味する用例は、直訳体だけでなく吏読体の元代漢文資料にも散見する：『站赤』上, 廣文書局, 1972, 12-13, 太宗九年丁酉（1237）八月二十三日「回回使臣到城, 多稱不食死肉, 須要活羊。又不肯於館驛內安下, 止欲於達魯花赤管民官家內止宿, 如此刁蹬, 公事了畢, 推稱事故, 不肯起發」; 同, 118, 至大四年（1311）「三月十三日, 樞密院特奉潛邸聖旨：『各處行省并各枝, 推稱事故給驛來者, 多有之。此間, 各衙門, 推稱事故給驛差出者, 亦有之。……』」; 『南台備要』振拳台綱制「一：諸被問官, 不得推稱事故」; 同・振拳憲章制「被問之際, 推稱事故, 欲道官刑, 近侍人員因而題說宣喚, 不揀是誰休奏者」; 同・整治鈔法「及有庫官庫子人等, 通同將關到鈔本, 推稱事故, 刁蹬百姓, 不行依例倒換」; 同・公差人員「各地に錢糧などの案件のため派遣された者のなかに、鋪馬利用のための聖旨・^{しょうめいしよ}差^さ 符^ふを交付されたのに、^{かこつけ}事故に推称て、去くのを肯^{がまん}じないものもいた有る【各處爲錢糧等事被差の人, 關訖鋪馬聖旨差割, 推稱事故, 不肯去的也有】」[王曉欣（点校）『憲台通紀（外三種）』浙江古籍出版社, 2002, 191, 197, 230, 240]; 『至正條格』卷 3・斷例・職制・巡塩官軍違期不換「（至元元年九

【77】永昌王ジビク=テムル令旨 [下巻 896, n. 17]

著者は本処で、至元十四年（1277）永昌王ジビク=テムル発行ウイグル文字モンゴル語令旨碑の第 17 行の一節を *emčüs bolqa=n üje=kün [h]aran-i ese quriya=n qa'ul=ju* と引用するが、やはり日本語訳ではなく「梯已 做 見 人口-行 不曾 収 被剥着」という漢語の“傍訳”のみを添え、また合璧された直訳体漢語訳の相当箇所が「差発の人梯已休隠占者」であることを指摘するにとどまる。本処の叙述から、このモンゴル文と漢語訳とが逐語的な対訳関係にないことはうかがえるものの、それを著者自身がどのように評価しているのかはわからない。

松川節による訳註 [cf. 松川 2002, 57, 58] を参照しつつ、あらためて当該のモンゴル文を転写・訳出すれば、*amčüs bolyan üjekün aran-i ese quriyan qayulju* 「[孫志久らの道士たちは]（自己の）私有民（*amčüs ~ emčüs* (pl.) < *emčü* = Chin. 梯已）と見做す人々を（自分の許に）集め剥ぎ取ることなく」となる。合璧された直訳体漢文「差発を負担すべき人を私有民として隠占するな【當差發的人梯已休隠占者】」と比較すると、「當差發的」がモンゴル語原文には無い補足であり、また *M. quriyan qayul-*「集めて剥ぎ取る」は漢語の「隠占（不法に自己の隷属民とする）」に相当する表現であったと推測できる⁽⁶²⁾。

【78】『オルジェイトウ史』 [下巻 903, n. 63]

本処で引用される『オルジェイトウ史』記事 [TU, f. 224b] は、*M. jarliy* (> *P. yarliġ*) 「おおせ、聖旨」の語に反映されるモンゴル皇帝の権威・唯一性が 14 世紀初頭のチャガタイ=ウルス治下で希薄化していたことを仄示する [松井 2008b, 27–28; 松井 2015a, 59–60]。

なお、著者の「*kö'üt* 大王^{太子}の *üge* 言語は *lingji* 令旨と称されて有る」という訳文のペルシア語原文は *farmān-i pīsarānrā līnggī gūyand ya'nī farmān-i pīsarān* 「王子たちの命令は令旨 (> *P. līnggī ~ M. lingji*) という。（それは）すなわち“王子たちの命令”（の意である）」であり、著者の *kö'üt* (~ *M. köbegüd* (pl.) < *köbegün*) と *üge* は、それぞれペルシア語原文の *pīsarān* (pl. < *pīsar*) 「息子たち、王子たち」と *farmān* 「命令」を置換したものである。前項【75】⑧でも指摘したように、著者はおそらく「根底のモンゴル語を常に意識」して、ペルシア語原文に存在しないモンゴル語の転写形式をしばしば訳文に挿入するが、読者が引用原典を確認する上では *misleading* である。特に、モンゴル時代のペルシア語史料中の *P. kā'ūn ~ kū'ūn ~ kūn* < *M. köbegün* (~ *kö'ūn*) はチンギス家の「王子」を特にさすことが知られ [TMEN I, Nr. 321; 杉山 2004, 235–236]、このモンゴル語借用形式を本書が用いないこと自体に留意する必要もあろう [cf. 杉山 2004, 353]。

月初三日) ……河南省兩淮巡鹽千戶安尚禮所招：『兩淮巡鹽官軍，明有都省并樞密院文書，二年壹次交替，不合推稱事故，遠期不師交換，……』。

(62) 1352 年チャガタイ=ウルス当主トゥグルクテムル発行モンゴル語命令文書は、*aran-i qaruyulju silayulju* 「[離散した] 人々を剥ぎ取らせ、抜き取らせ」ることを有力者に対して禁止する [BT XVI, Nr. 70]。松川節は、この *v. qaruyulju silayul-* 「剥ぎ取らせ、抜き取らせる」について、人身を人質・年季奉公 (*tutuy*) に取り込むことを意味する文言と解釈したが [松川 1995b, 116–117]、ジビクテムル令旨碑の *quriyan qayul-* 「集め剥ぎ取る」との類似に鑑みれば、これも離散民らを「隠占する」ことを示す語彙とも考えられる。

【79】 仏王フィリップ4世宛てオルジェイトゥ国書 [下巻 941, n. 27]

歴代フレグ=ウルス当主がローマ教皇やフランス王国との通交のために発した各種のモンゴル語国書は、まず Abel-Rémusat により概要が紹介され、その後 Kotwicz・Haenisch・Pelliot・Mostaert・Cleaves らの研究を通じて、その史料的价值が認識されてきた。特に、704/1305 年仏王フィリップ4世宛てオルジェイトゥ国書は、モンゴル君主自身が東西のチンギス諸王家の和合を西欧世界に闡明したものとして貴重である。

このオルジェイトゥ国書については、Mostaert/Cleaves 1962 による周到な文献学的考察が提示されている。また日本語訳としては、Mostaert/Cleaves 1962 に基づく佐口透の訳文が、概説書『モンゴル帝国と西洋』により広く知られている [佐口 1972a, 208-210]。ただし佐口は、Mostaert/Cleaves 1962 の刊行に先んじて、特に東西モンゴルの和合を闡明する第 1-2, 20-35, 40-42 行のテキスト転写・和訳および部分的なモンゴル語註解を、I. J. Schmidt や Н. А. Ключин らの研究によりつつ提示している [佐口 1942, 158-162, 170-171]。

著者は本処で、Mostaert/Cleaves 1962 に言及しつつ、佐口 1942 が扱ったのと重なる部分（第 21-34, 40-42 行）について、やはり蒙文直訳体の訳語をふまえた日本語訳をあらためて提示する。ただし佐口 1942 と異なり、著者はウイグル文字モンゴル語原文のローマ字転写を提示しないので、モンゴル語原文との対応関係を確認し難い。そこで、以下にモンゴル語原文に基づいて著者の新訳を検証しておきたい。モンゴル語の転写テキストは Ligeti 1972, 252-254 におおむね準拠し、原文の台頭にも留意しつつ上段に配し、次に著者の訳文を示して逐語対照させる。また、佐口 1972a の訳文を最下段に添え、参考に供する。下線部①~⑩は後文での検討のために付したものである。

- 21 dur-a qočarulčaju bülegei edüge
 【…著者訳では省略…】 如今，
 心 背きあい いたり。いまや
- 22 tngri-te sedkil ögtejü
 天 行 心を①可与され着
 天 に 情けを 施され
- 23 temür qaγan toγtoy-a čabar duy-a terigüten
 帖木兒皇帝， 脱黒脱阿， 察八而， 朶瓦を②頭と為す的每，
 テムル-ハガン， トクトガ， チャバル， ドガ をはじめ
- 24 bida
 咱每
 われら
- 25 činggis qaγan-u uruy-ud döčin tabun od-ača inaysi-
 ③成吉思皇帝的 子孫每は 四十五 年自り 以来
 チンギス-ハガンの一族の 四 五 年 この

- 26 -ta čimadul-čaysan-i edüge
 ④相怪責し了的行 如今，
 かた，誹謗あえるを， いまや
- 27 tngri-te ibegdeju būrin aqa degü joqilduju naran
 天 行 護助被れ着， 衆くの哥哥・兄弟が 相和し着 日頭の
 神 に 護られ 兄弟一族すべて 睦み合い⁽⁶³⁾ 旭日
- 28 uryuqui nangyiyas-un γajar-ača abun dalu dalai-tur
 出る 的 ⑤南家思 的 地面 従り 要め Dalu 海の裏に
 昇る ナンキヤス(中国)の地より 占め， ダルー海(カスピ海)に
- 29 kürtele ulus barilduju jamud - iyan uyayulbai
 到り ⑥国を 共に拿し着， 站毎(←自らの)行 看せ教め了。
 いたるまで， 国を 統べて わが驛路をば 結ばしめたり。
- 30 bidan-u jāyur-a ken busi sedkibesü būriyer anu deger-e
 咱每的 間に 誰か ⑦別を想了呵， 衆く 他的 上に
 われらのなかに だれか 異 心あらば， かれらの上にもろとも
- 31 ömerin bayiy-a kemen üge baraldubai edüge
 党護每が直到するぞ」麼道， 言語を共に議定し了。 如今
 襲いて あらむ とぞ 語り合いたり。 いまや
- 32 manu sayid
 俺的 好き
 われらの良き
- 33 abüge sayid açige sayin aqa -tur amralduysan
 祖每， 好き父每， ⑧好き哥哥の裏に寧息せ教め了 的
 祖父， 良き父， 良き兄 に 和み合いたる
- 34 yosu tanu ker talbiquñ kemeju ađe mamaly tūmen qoyar-i
 体例を 你的 怎生 放つ的有らん」麼道， 【…………著者訳では省略…………】
 貴王の道理を いかんぞ 棄てん といいて， これら ママラク， トマン 二人を
 【…………第 35–39 行は著者訳では省略…………】
- 40 tngri medetügei bičig manu doluyan jāyud dörben od-
 【著者訳では省略】 文字(←俺的)は， ⑨七〇四年(A.H.)
 天， しろしめせ。 われらの書簡は， 七〇四年

(63) 「神に護られ兄弟一族すべて睦み合い」は佐口 1972a では誤脱されている。ここでは佐口の旧訳[佐口 1942, 161]を援用した。

41 -tur moyai jil junu terigün sara-yin naiman
 裏に、蛇兒の年の夏の頭の月の八
 に巳の年夏の始月の八日

42 qayučid-ta alivan -a бүкүй-түр биçibei
 旧(1305年5月1日)⑩ Alvand に有る時分に写し來。
 旧に、アリヴァンに在るとき記せり。

こうしてモンゴル語原文および佐口訳と対比させると、著者訳の下線部①～⑩には、日本語として理解したい表現や、あるいは Mostaert/Cleaves をはじめとする諸先学とは相当に異なるモンゴル語解釈が見受けられるので、以下に検討しておく。

① 22ögtejü に対する「与えられて、施されて (<v. ögte-<v. ög-)」という従来の解釈を著者は「可与され着」と改めるが、「可与する」という日本語訳は奇怪である。確かに、『元朝秘史』 (§203, 08:28:04) には ökdegüy-e > 斡克迭古牙 = 可與的行という表現もみえるが、これは「与えられる可きに行して」と解釈しなければならない。M. ögte- の傍訳としては、『秘史』 (§156, 05:25:09) の ökdeksen (~ M. ögteksen) > 斡克迭克先 = 被與的も参照。

② 著者は 23terigüten (pl. <terigütei) を「頭と為す的毎、」と訳出し、次行の bida「咱毎」と並列させるが、モンゴル文の解釈としてはやや不自然である。本処の terigüten「～を頭とする」は、bida 以下を直接に修飾するとみなしてよい [cf. Mostaert/Cleaves 1962, 56].

③ 13-14 世紀のモンゴル語・ペルシア語史料のほとんどが初代皇帝チングスの称号をカン (Q'N = qan > P. hān ~ Chin. 汗) とするのに対し、本文書は明瞭に 26Q'N = qayan「カアン (> P. qān ~ qā'an ~ Chin. 合罕, パクパ文字表記 qa-an)」と記す。本処および『元朝秘史』以外にもチングスを qayan ~ qa-an と称する同時代の実例は確認されている⁽⁶⁴⁾。モンゴル帝国史理解の上で M. qayan / qan の区別が重要な意義を有すること [e.g., 杉山 1996, 249; 杉山 1997, 86-88] に鑑みれば、著者が本処原文の qayan を「皇帝」とカナ表記するのは慎重さを缺く。

④ 26čimadul-čaysan-i (<čimadulčaysan < v. čimadulča- < čimad- 「非難する、とがめる、誹謗する」 [Kowalewski III, 2167; Lessing, 184]) を「相怪責し了的」と訳すのは、『元朝秘史』 (§177, 06:31:07) の čimatba > 叱馬髡罷 = 怪責了という傍訳を参照したのであろう [cf. Haenisch 1949, 233; 栗林 2009, 113]。これは誤訳とはいえないが、現代日本語の訳文としては難解であり、「怪み責める」などとして読者の理解を助けるべきではないか。

なお Mostaert/Cleaves は、čimadul-čaysan に後続する -i を対格と解釈し、著者・佐口ともこれに従って訳出するが、Street は nominative の人称語尾とみなすことを提案している [Street 1963, 268].

(64) 本文書の用例は、杉山 2004, 382-383 および松川 2002, 63 では言及されない。近年の新発見資料として、カラホト出土モンゴル語文書 SI G 114 には 3cinggis qayan ese törügsen 4bügesü「チングス=カアンが生まれていなければ」[Kara 2003, 14]、また敦煌莫高窟北区出土のパクパ文字モンゴル語文書断片 (B168:4) にも jingis qa-an-u「チングス=カアンの」という文言がみえる [DMBS III, 418 & pl. 103-4].

⑤本処の ²⁸abun については、著者の「^{もと}要め」・佐口の「^と占め」とも適訳とはいえない。つとに Mostaert/Cleaves が詳細に検討したように、「(～から) 始めて (beginning with; from; since)」と解釈し、これに後文の「Dalü 海に到るまで (dalü dalai-tür kürtele)」が照応するものとみなすべきである [Mostaert/Cleaves 1962, 74; cf. Lessing, 2].

なお、佐口がカスピ海と解した「Dalü 海 (²⁸dalü dalai)」については、他に黒海・地中海・ウルミエ湖への比定が提案されてきたが、いずれも根拠は十分ではない。ただし、この dalü dalai とは黒海の形状を「肩甲, 肩胛骨 (dalü)」に喩えた呼称であり、黒海に臨むジョチ=ウルスが駅伝路の西端となる歴史状況 (後文⑥参照) とも整合するという de Rachewiltz の想定は一定の説得力をもつと思われる [MNT/Rachewiltz III, 39–40]. さらなる在証例が俟たれる。

⑥²⁹barildūju (< v. barildu-) に対する著者の訳語「共に拿し着」は、『元朝秘史』 (§254, 11:23:05) の対訳例 qoyar jaqa-ča barildūju > 中豁牙^舌児 札^中合察 把^舌鄰^勤都周=兩箇領行共拿着「(ジョチ・チャガタイの^{ふたり} 兩箇は^{えり} 領を互いに^{つか} 拿んで) を参照したのかもしれないが、本処の文脈にはそぐわず、「結びつける, 接合する, 接続する」[cf. MKT, 440] と解釈すべきである。Mostaert/Cleaves 1962, 74 も指摘するように、『秘史』 (§279, 12:50:04–06) には、v. barildu- の使役形 barildu'ul- (~ M. barilduyl-) が、帝国広域における駅 (jam) 敷設を太宗オゴデイに提案したチャガタイの文言として在証される: bi endeč jamut esergü barildu'ulsuqai > 必 額^你迭徹 札木^爾 額^薛兒古 巴^舌鄰^勤都兀^勤速^中孩=我 自這裏 站每 迎着 相接我「私はここから駅を(オゴデイの設置した駅に) 対して接続させよう」, Batu ber esergü jamud-iyān barildu'ultuqai > 巴秃 別^兒 額^薛兒古 札木^的顔 巴^舌鄰^勤都兀^勤秃^中孩=人名【=巴秃】也 迎着 站每自分的行 教接者「バトゥも(これらの駅に) 対して自らの駅を接続させるように」[小澤 1989, 528–529, 538–539; cf. MNT/Rachewiltz I, 215]. 本オルジェイトウ国書の v. barildu- は、モンゴルの駅制度に関わる点で、『秘史』の v. barildu'ul- の在証例と照応する⁽⁶⁵⁾。

一方、文末を ²⁹WY'QWLB'Y = uyayulbai 「結ばせた (< v. uyayul- < uya-)」としてきた従来の先行研究の解釈も妥当である。著者はこれを「看せ教^め了」と訳出するので、ウイグル文字モンゴル語原文を 'WYĈ'KWLB'Y = üjegülbei < v. üjegül- 「見させる」と判読したと推測されるが、筆致にも文脈にも適さない誤読である。

⑦³⁰busi sedkibesü を「別を想^た了^ら呵」とする著者の新訳に比して、モンゴル文の意図は佐口訳「異心あらば」に明瞭に示される。busi=別という蒙漢対訳例に拘泥するなら、「別えようと想う」などとするのが読者には readable であろう。

後続の訳語「衆^おく^{かれ}他の上^のに党^た護^ち毎^が直^ち到^るぞ」は日本語として意味が通じず、また対訳資料との比較も不正確である。本処の文脈においては、³⁰büriyer ~ büri-yer の直訳には甲種本『華夷訳語』の「衆同 (tous ensemble)」が相応か [HYYY/MRI, 45]. 著者が ³¹ömerin を「党^た護^ち毎^が」と訳すのは『元朝秘史』の傍訳 (§78, 02:12:01, ömergü > 幹^茂兒古=黨護) に基づくのだろう。しかし、ömerin

(65) 『華夷訳語』の相接=巴^舌鄰^勤都忽 (< barilduqu) ・巴^舌鄰^勤都灰 (< barilduqi), 接=巴^舌鄰^勤敦 (< barildun) という傍訳も参照 [栗林 2003, 64–67, 94–95; HYYY/MRI, 39].

は v. ömer- (~ ömere-~ ömöre-)「集まる，結集する」[Mostaert/Cleaves 1962, 77] の副動詞形であり，これを「党護^{なち}毎」と訳して後続の voluntative の ³¹bayiya の主語とする著者の解釈は文法的に不適切である。著者が v. bayi- を「直到」と訳すのも『秘史』傍訳を参照したのだろうが，本処と同形の bayiya に対する「立咱」，また相互形 v. bayildu- に対する「対陣，対戦」といった傍訳例 [栗林 2009, 59-60] もある。本処全体は「衆^{みなとも}同に他^{そやつの}的に^{だんげつ}党護して立ちむかおう」などと訳せらるう。Mostaert/Cleaves の仏訳 “tous ensemble, contre eux nous liguant, nous nous dresserons” も参照 [Mostaert/Cleaves 1962, 56-57]。

⑧本処で ³³aqā-tur を「哥哥^{うち}の裏^{うち}に」と訳すように，著者は本書全体を通じて，モンゴル語の与位格語尾 -dur/-dür をおおむね「～の裏^{うち}に」と訳出する [cf. 松井 2019a, 72]。しかし『元朝秘史』は，与位格語尾 -dur/-dür (~ -tur/-tür) について，(1)動作の行なわれる時点，(2)動作の向かう方向，(3)動作の行なわれる場所，という意味・用法の相違に即して漢字音写・傍訳語を区別する：(1)突兒 = 「時分/時」，(2)途兒 = 「行」，(3)圖兒 = 「裏」[栗林 2002]。歴代フレグ=ウルス当主とフランス王との和親関係を述べる本処の文脈では，与位格 -tur は上記(2)の意味に解されるので，直訳体の表現をふまえるなら「(我が父祖・兄)に行^なして」と訳出すべきではないか。

佐口が「和^{なご}み合いたる」とした ³³amralduysan < v. amraldu- (~ amaraldu- < amara-) を，著者のように「寧息せしめる」と改める必要は無い。『秘史』では v. amraldu- はおおむね「相親愛」と傍訳される一方，「寧息」は別語の v. amurli'ul- (~ M. amurli'ul-) > 阿木^{アム}兒里兀^{アム}の傍訳に用いられる [栗林 2009, 26]。通行の現代モンゴル語辞典では v. amara- (~ amura-) と v. amurli- にはいずれも「安んじる，静穏となる」という語義が与えられるが [Kowalewski I, 99, 112; Lessing, 36, 40, 41]，『秘史』の在証例からは，先古典期における v. amara-「愛する，親しくする」(> amaraldu-; cf. T. amra-) と v. amurli-「休息する」(> amurli'ul- ~ M. amurli'ul-) とは別語と解される [小澤 1993, 296, 298]。

次行の ³⁴yosu tanu に対する「体例^{なんじらの}を^你的^的」は，第 40 行の方式に倣って「体例^{なんじらの}を^你的^的」を示されるべき。単純な脱字であろう。

⑨先古典期モンゴル語文献で日付表記に用いられる ⁴²qaučid (pl.) < qaučin ~ qayučin 「旧」については，各月の後半（十六日～三十日）・下旬（二十一日～三十日）のどちらをさすとみるか，さらにそれぞれ十六日／二十一日から開始するか，あるいは月末日から遡って数えるか，確定されていなかった。これに対して，評者はスィヴァス (Sivas) 発現の 670/1272 年アラビア語・モンゴル語合璧ワクフ文書の対応関係に基づき，下旬（二十一日始まり）とみなすことを実証した [Matsui/Watabe/Ono 2015, 62-63; cf. Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, fn. 94]。従って，本文書の日付「(ヒジュラ) 七〇四年，蛇年夏のはじめの月 (= 四月) の旧八日 (naiman qaučid)」は大徳九年乙巳四月二十八日 = 西暦 1305 年 5 月 21 日に比定できる⁽⁶⁶⁾。著者の西暦表記「1305 年 5 月 1 日」は大徳

(66) 佐口が本文書の「旧八日」を「二十三日」と注記したのは「旧，下旬 (qaučid)」を月の後半とする解釈に基づくもので，現時点では従えない。また，この「四月二十三日」を（西暦 1305 年）5 月 28 日とするのも換算の誤りである（正しくは 1305 年 5 月 16 日）。Melville は「704 年の蛇年四月二十三日」を正しく換算しているが，qaučid ~ qaučin を月末から計算している点は修正を要する [Melville 1994, 94, 98]。

九年四月八日に対応するので、モンゴル語原文の日付表記「旧八日」とは整合しない。「5月21日」の脱字か、あるいは M. qaučid 「旧」を sine 「新；初旬」と勘違いして西暦に換算したものかは知り得ないが、修正を要する。

⑩発令地の ⁴²Alivan = LYV`N の筆致は明瞭であり、著者の Alvand に改める余地は無い。この地名は P. Aliwān に由来し、アルダビールから北方約 60 km に位置しムーガン (Mūgān) 地域に属するバルザンド (Barzand) に比定されている [Minorsky 1954, 518; Mostaert/Cleaves 1962, 85]。これをあえて Alvand に修正するのであれば、適切に歴史地理上の根拠を示すべきであろう。

このオルジェイトゥ国書その他、歴代フレグ=ウルス当主が西欧に発行したモンゴル語国書については、Mostaert/Cleaves によりほぼ定本といえる校訂テキストが提示されており、文意・文脈もおおむね確定されている [Mostaert/Cleaves 1952; Mostaert/Cleaves 1962; Ligeti 1972, 241–255]。佐口 1972a はこれらの和訳を包括的に提供して便利であるが、あくまで概説書という性格から、その訳文には文献学的な註釈は付されていない⁽⁶⁷⁾。その点、蒙文直訳体を採り入れた著者の訳文には一

(67) オルジェイトゥ国書に先行する西暦 1289 年に、同じく仏王フィリップ 4 世に宛てられたアルゲン国書については、四日市康博が二次にわたり和訳を提示している [四日市 2010; 四日市 2015, 266–267]。しかし、いずれも紙数の関係から十分な註釈を抜き、また誤解も散見する。特に四日市 2010 が初学者・一般読者を対象とする資料集に掲載されていることに鑑み、この機会に誤解を訂正しておく。

①第 4 行の宛先を、四日市 2010 は「イレド・バラング」とカナ表記して「ルイ・フランクのこと」と注記し、また四日市 2015 では「イレド=バラング ired burany (=フランス王 Roi de France)」と転写・解釈する。しかし、モンゴル語には -NQ=-ny という語末の閉音節は存在せず、ウイグル文字の綴字からも既存の `YR`T B`R`N`Z = ired barans 「フランス王」が支持される。『集史』フランク史など同時代のイスラーム史料はフランス王を ray da-frans (رى دفرانس) ~ raydāfrans (ريدافرانس) ~ ray-i frans (رى فرانس) などとアラビア文字表記し [ĠTF/JahnF, 2; ĠTF/JahnD, Tafn. 42, 51, 52, 53, 58; ĠTF/Rawšan, 182; cf. Pelliot 1923, 19; Pelliot 1932, 162], また 805/1402 年仏王シャルル 6 世宛てティムール発行ベルシア語国書も宛先のフランス王を malik ray da-frans (ملك رى دفرانس) 「ray da-frans 王」とする [Silvestre de Sacy 1822, 473–474, 476]。語末に /s/ をもつこれらのベルシア語表記は、明らかにアルゲン国書の ired barans およびオルジェイトゥ国書の ²YRYD`V`R`N`Z = iridavarans 「フランス王」と同一のラテン系原語に由来する (ired ~ irid- の語頭の i- は /t/ への添加母音。ウイグル文字モンゴル語では外来語の /f/ 音は B/V/W の三様で表記され得る)。Kotwicz はその原語について、当時の地中海交易におけるイタリア商業都市の重要性を念頭に置いてイタリア語 re di Francia を想定したが [Kotwicz 1933, 23], 上掲のベルシア語・モンゴル語形式には Jahn の提案した古フランス語形式 rey da Frans のほうが整合する [ĠTF/JahnF, 15; ĠTF/JahnD, 19; cf. W. von Wartburg, *Französisches etymologisches Wörterbuch*, Vol. 10, 1962, 366; T. Matsumura, *Dictionnaire du français médiéval*, Paris, 2015, 2775, 2812]。

② smar bar ⁶savma sayur-a ⁷terigüten elčīn は「マール=パール=サウマ巡察官をはじめとする使臣たち」と訳すべきである。M. sayur-a terigüten に対する四日市訳「首班とする；席次において頭目となる」は、sayur を「席次」、-a を与位格語尾と解釈したものと思われるが、sayuri(n) 「席次；坐位」 [Kowalewski III, 1300; Lessing, 659; MKT, 866; cf. 栗林 2009, 421 (sa`uri ~ sa`urin)] と sayur-a ~ sayura < Syr. sã`orā 「巡察官 (visitor)」 は別語である [Kotwicz 1933, 12; Mostaert/Cleaves 1962, 26]。なお、P. G. Borbone は sã`orā を “administrateur” と訳すことを提案している [Borbone 2008, 174, 308]。

③四日市は ⁸öčijū iler-ün を「行き遣わした時に；行って派遣した時に」、¹²öčijū ilegsen-i čīnu を「お前が [使者を] 派遣してきたのに対し」と訳す。しかし、v. öči- は直訳体漢文資料では「奏」に対訳される [田中謙二 1964, 66, 67; 栗林 2009, 341–342; 前項【75】⑮も参照]。『元朝秘史』 (§275, 12:28:09–10) も v. öčijū ile- を「奏着来」と傍訳する：Batu Kibčaqčīn ayan de`ere-čē Ögödei qahan-na elčīn-ečē öčijū ilerün > 巴舌 乞

定の意義を認められるものの、先学の解釈が十分な根拠無く改悪されているのは遺憾である。念のため、Mostaert/Cleaves や Kotwicz・Heanisch らのモンゴル文献学的分析は、『元朝秘史』・華夷訳語類や *Muqaddimat al-Adab* などの多言語対訳資料の利用においても先行しており、現在でも価値を失っていない。直訳体資料からの訳語選択に際しても、これらの先行研究の見解を適切に参照すべきこと、肝銘したい。

【80】『踪跡と生物 (*Āīār wa ahyā'*)』にみえる諸術語 [下巻 961–963]

第 18 章では、ラシードウッディーンのパルシア語農書『踪跡と生物 (*Āīār wa ahyā'*)』に記録される漢語の農作物・食品・薬草の名やその産地名を、本草類その他の漢文農書との比較検討を通じて再構する。これらの漢語術語のパルシア語音写表記は、『踪跡と生物』の成書後まもなく二次写本が作成された段階から誤写・誤記が重ねられたはずであり、I. Afšār の校訂テキストもそれらをほとんど改善していない。それらの術語から漢語原語を再構することは、漢籍・パルシア語資料の双方に通じた著者ならではの離れ業といえ、その学識に深甚の敬意を表したい。

ただし本章では、おそらくアラビア文字の字形に関する読者の知識を前提としているためか、

ト察黒臣 阿顔 迭顔⁵列徹 幹歌歹 中合罕納 額勳赤捏徹 幹赤周 赤列⁵命=人名【=巴秃】 種名【=乞ト察黒臣】 征進 上處 名【=幹歌歹】 皇帝行 使臣行 奏着 来时「バトゥが、キプチャク族遠征の途上からオゴデイ=カアンに、使臣を通じて奏して来るには」[Mostaert/Cleaves 1962, 27; cf. 小澤 1989, 485–486]. 本処の öčijü ile- も、直訳体の「奏將來」という表現に対応するものとみなし、「奏上して [書簡・文書を] よこす、来奏する」と訳せるだろう。

④ 17dimišyi bayuy-a は「ダマスカス (Dimišy < A.-P. Dimišq) に下営しよう」と訳すべきである [Cleaves 1953, 105; Mostaert/Cleaves 1962, 29]. M. v. bayu- (> bayuy-a) 「下りる、降る；下営する」には「降伏する」の意もあるので [Kowalwski II, 1060; Lessing, 71; MKT, 418], 四日市の「ダマスカスを攻め落とそう」という訳文は——発話者であるアルグンの内心の意図は措いて——適切ではない。四日市は dimišyi の -i を対格語尾とみなし、また『秘史』 (§252, 11:14:06) の činggis qahan qosivu-yi bawu'at > 成吉思^中合罕 河西務^宜 保兀阿惕=太祖皇帝 鎮名【=河西務】 行 下了という対訳を参照したのかもしれない。しかし、ここで地名 Qosivu (< 河西務) に後続する -yi は対格として解釈すべきではなく [小澤 1989, 254, 257–259; 小澤 1986, 219–221], 後続の bawu'at < v. bawu- ~ bayu- も「下馬する」あるいは“set up camp”と解釈されている [村上 1976, 162; MNT/Rachewiltz I, 179; MNT/Rachewiltz II, 916].

⑤ 四日市は 22kem boljal qojidaǰu を「依然として約束が遅れて」とするが、先行研究に従って「期限・約限に遅れて」と解釈すべき [Mostaert/Cleaves 1962, 31, 32; 佐口 1972a, 198]. M. kem 「期限」[cf. Kowalewski III, 2480; Lessing, 450; MKT, 608] は、『秘史』でも kem > 客^木=限と対訳される。

⑥ 28sker ba soyuryaquyi 29tngri-yin küčün 30qayan-u suu metetügei は、「いかに我らが恩賜するかを、天の力と皇帝の威福が知り給わんことを！」と訳し、発令者アルグンの施政が究極的には「天 (tngri)」とモンゴル皇帝 (qayan) の権威に由来することを表現したものと解釈される。華夷訳語などの類例にも注意した Mostaert/Cleaves 1962, 46–48 を参照。四日市は「いかようにも恩賜しよう。天の力を、カアン/大ハンの力を知れ」と訳すが、soyuryaquyi の末尾の -quyi は voluntative ではなく、形動詞 -qu に対格 -yi が後続したものである。M. suu 「威福、福蔭」を「力」とするのは単純な誤記か。

⑦ 日付表記における 33qayučid (~qaučid) を四日市 2010 は「下旬」と訳出したものの、四日市 2015, 267, 268 では「下半月」つまり月の後半 (十五～三十日) と変更した。これは評者の考証 [本文⑨] 以前に提出されたものであるが、結果的には当初の解釈「下旬」を保つべきであった。ちなみに、最新の四日市 2020, 368–369, 372 は、この qayučid (~qayučin) を「下旬」・「下半月」の両様に解釈し、一貫しない。

Afšār 校訂本の修正については詳しくは説明されない。また、おそらくは刊行スケジュールの影響ではあろうが、遠藤光暁による『珍貴の書 (Tanksūq nāma)』の漢語音写体系についての包括的分析 [遠藤 2016] は参照されていない。とはいえ、著者が準備しているであろう全面的な訳註研究では、これらの不備は解消されるものと予想される。

以下に、著者の比定について若干の備忘を提示しておく。

①丁香・沈香・白檀香 [下巻 961] : NYK TYK << tink sang を丁香, ČM ĞYNK = čim ġing を沈香に比定するのは妥当に思われる。また, şandal-i safid 「白檀」とペルシア語訳される TALY HNG (تالی هنك) を bāytanhang と修訂して白檀香と再構するのも説得的である(著者の意図した校訂形式はおそらく bāytan hang بايتن هنك であろう)。ただし、同じ「香」(パクパ字音 h̄yang) に対して著者が sang / ġing / hang という 3 通りの音写形式を与えるのは、漢語の方言差を想定するとしても一貫性を缺く。

『珍貴の書』では、香は曉母拗音字のための特殊文字を用いて ç.yanġ ~ ç.ânġ と音写されるが [遠藤 2016-2, 337], 曉母一般には H- が用いられ、散見する H- 表記は H- の誤記と考えられるという [遠藤 2016-1, 38, 78]. 従って、沈香に対する著者の転写 čim ġing (چم جينك) は čim h̄ing (چم خينك) と修訂できよう。一方、著者が丁香の音写として想定する tink sang (تنك سنك) は Afšār 校訂の NYK TYK (نيك تيك) を修正したものであるが、TYK / SNK のいずれにせよ香 > HNK = h̄(i)ng (خنك) ~ HYNK = h̄ing (خينك) の誤写とはみなし難い。TNK HNK (تنك هنك) = ting hing (~hang) < 丁香とみれば、上述の bāytan hang (~hing) < 白檀香とも整合する。この香 > HNK = hing ~hang という推定が正しければ、『珍貴の書』の音写体系と比較する材料となり得る。

②穀物酒 [下巻 963] : 黍から製造される酒類として言及される T. sorma (> P. sūrma ~ Chin. 速兒麻 ~ 瓊兒麻) 「ビール的一种」 [TMEN III, Nr. 1241; Zieme 1997, 441-442] が中国地域にも普及したことは、著者の言及する『飲膳正要』や『高昌館訳語』 [下巻 987, n. 49] の他、カラホト出土漢文書や元・明代の編纂史料からも知られる [cf. 馬建春・馬磊磊 2016, 165-167].

一方、著者が後続の P. būza の原語を T.-M. bor とするのは、*Rasūlid Hexaglot* の A. al-ḥamr “wine” = M. darāsūn (< darasun) “grape wine” および A. al-ḥamr “wine” = P. šikī = T. čaġir (< čayir) “unfermented grape juice; wine” = M. būr (< bor) という対訳例 [RH, 81, 296; cf. ED, 409] から darasun と bor を等値させ、Afšār 校訂の būza (بوزه) を būr (بور) < T.-M. bor の誤記とみなしたのかもしれない。しかし、M. bor (< Uig. bor) は一般にブドウから製造されるブドウ酒・ワインを意味するので、『踪跡と生物』本処の「黍から製造される」酒という情報とは整合せず、著者の比定には従い難い⁽⁶⁸⁾。P. būza (~būzā) は「米・雑穀・麦から造られる飲料、ビール」として通行のペルシア語辞典にも収録され [Steingass, 206; Hayyim I, 289], T. boza 「諸種の穀物から作られる酒、ビール; 大麦・小麦のような穀物を練ったものを発酵させて作られる濃厚で甘酸っぱい酒」の借用語とみなされてい

(68) 著者 [下巻 987, nn. 50, 51] が引用する『元朝秘史』 (§281, 12:50:02-03) においても、bor > 孛孛兒 = 葡萄酒と darasun-a (dat.) > 荅荅刺速納 = 酒行とは訳し分けられている。ちなみに、Uig. borluq 「ブドウ園」の語も「ブドウ酒 (bor) のための場所 (← bor 「ブドウ酒」 + luq)」として形成されたものである [OTWF I, 127].

る [TMEN II, Nr. 788; VWTD IV, 1683; Redhouse, 397–398; ÖTS I, 666; cf. 竹内 1989, 59]. ちなみにイブン=バットウータの旅行記も A. dūqī (< T. tügi) 「穀粉；米」から製造される A. būza (< T. boza) の飲用を伝えており [家島 1999, 24, 97], T. boza が 14 世紀前半までにはテュルク語に定着していたことが知られる。なお、『飲膳正要』巻 3・酒の条に「速兒麻酒，又名撥糟。味微甘辣，主益氣，止渴，多飲令人膨脹，生痰」とみえる「撥糟」（バクパ字音 bvo-zaw）も，T. boza (~ P. būza) の漢字音写と考えられる⁽⁶⁹⁾。

③ ČWČW [下巻 982, n. 29] : マンジ (P. Manzi < Chin. 蛮子) すなわち江南地域の港市として言及されるこの地名について，著者は交州・潮州の両案を示す。しかし，著者自身の掲げる『集史』の P. Kafga < 交趾の例 [下巻 952, n. 79] に鑑みても，交 > ČW という音写は考え難い⁽⁷⁰⁾。潮のバクパ字音 čew から Čūcū ~ Čawcū < 潮州に特定できよう。

④ ĞWĜQ [下巻 984, n. 34] : 「ウイグルistan (Uyğuristān)」における棗 (P. 'unnāb) の産地として言及されるこの都市 (šahr) について，著者は二様の地理比定を提案する。第一案では，Afsār の校訂形式 ĞWĜQ (جووق) ではなく石印本の ĞRĜN (جرجن) = Čarčan を採り，タリム盆地南縁のチェルチェン (Čärčän, 現在の且末県) に比定する。第二案では，ĞWĜQ から Čečeq という原語を再構し，憲宗七年丁巳 (1257) 鹿邑太清宮宛てカイドゥ令旨 [光緒『鹿邑県志』巻 10; 蔡美彪 1955, 20] の発令地「徹徹里哥刺哈」，または耶律希亮神道碑 (『危太樸文統集』巻 2) の伝える山名「徹徹里沢刺」(著者の「徹徹里哥沢刺」は誤記) に関連させる。

しかし，ペルシア語史料にみえるウイグルistan = 「ウイグルの地」の地理的範囲は，常識的にはベシュバリク (Uig. Bešbaliq = Chin. 北庭)・高昌 (> Uig. Qočo > 火州) を中心に最大でも東はハミ・西はクチャあたりまでの天山山脈東半，またウイグル王国がモンゴルに降って以降は，西方ではおそらく焉耆 (Solmi > 唆里迷) までか，さらに漢文史料で「二十二城」または「貳拾肆個城市」と雅称される高昌周辺の諸オアシスに限定された可能性もある⁽⁷¹⁾。この点からすれば，第一案のチェルチェンは，トルファン盆地からタクラマカン砂漠を挟んで南西約 500 km を隔てた崑崙山脈北麓に位置し，モンゴル時代の「ウイグルistan」に含まれたとは考え難い⁽⁷²⁾。この引用部の直前でチェルチェンは P. Ğarġān (جرجان) < Čärčän として言及されるので，本処で再度かつ異

(69) Buell/Anderson 2010, 110 は，速兒麻 < T. sorma を蒸留酒とみなすことを前提として，T. boza > 撥糟を sorma の別称とする『飲膳正要』の記述を誤解とする。しかし本文に示したように，T. sorma を「ビール」とする解釈もあり，『飲膳正要』の記述を否定する必然性は無い。

(70) 『珍貴の書』でも交は見母を示す特殊文字を用いて ġ.yāpw. と音写される [遠藤 2016-2, 300]。前項 [67] の交 > M. K'V = gev の例も参照。

(71) 640 年に唐によって征服された時点で麴氏高昌国には「二十二城」が存在し，また西ウイグル時代にもその支配地域は漢語で「廿二城」，ウイグル語でも qočo ulus iki otuz baliq 「高昌国 22 城市」と雅称された。なお『通制条格』所収の至元十三年 (1276) 七月初二日クビライ聖旨では，ウイグル人の女兒間引き慣行の禁止が，ウイグル王 (亦都護 < idoq-qut) ほかに「火州 (< Uig. Qočo < Chin. 高昌)・呂中 (< Lükčüng < 柳中)・秃兒班 (< Turpan) を頭と爲る貳拾肆個の城市の官人毎」に対して通知されている [荒川 1986, 38–41; 森安 2015, 341–342]。

(72) マルコ=ポーロ『世界の記』も，チェルチェンがモンゴル時代までにイスラーム化していたことを伝え，また「ウイグルスタム (Juguristam)」すなわちウイグルistanには含めない [高田英樹 2013, 114–116]。

形で言及されるのも不自然である。また、著者の第二案の徹徹里哥刺哈／徹徹里沢刺とも、最盛期の西ウイグル領には含まれていたであろうが、ベシュバリク・高昌から西方 400 km 以上の遠隔地であり⁽⁷³⁾、やはりモンゴル時代に「ウイグリスタン」と認識されていた可能性は低い。これらの地名の冒頭の「徹徹」は明らかに T. *čäčäk* ~ M. *čečeg* 「花」の音写である。母音調和原則に鑑みれば、校訂本の *ĜWĜQ* というアラビア文字表記を「徹徹 (<*čäčäk*~*čečeg*>)」に結びつけたり、著者のように **Čečeq* と再構することはできない。

そもそも、如上の著者の比定は『踪跡と生物』原文の「ウイグリスタン」を「チャガタイ=ウルス」に換言することを前提としていたが、これも根拠の無い拡大解釈であった。原文の「ウイグリスタン」に鑑みれば、Afsār 校訂の *ĜWĜQ* (*جو جو ق*) を *HWĜW* (*خوجو*) = *Hūgū* と修訂し、「ウイグリスタン」の中心都市である高昌 (> Uig. *Qočo* > P. *Hūgū*) に比定すべきこと、自明である⁽⁷⁴⁾。高昌とその周辺のトゥルファン盆地で棗 (Uig. *čubayan*) の栽培が盛んだったことはウイグル語出土文書や漢文史料からも知られ、この比定を傍証する⁽⁷⁵⁾。

* * * * *

以上、前々稿・前稿・本稿では、本書上下両巻から、テュルク語・モンゴル語資料に関する叙述の不備・問題点を指摘してきた。その多くは、国内外の基本的な *lexicon*・文献学的研究の見落としや文法事項の等閑視に由来するものであり、本書に対する大塚修の「多岐に亘る内容の先行研究での議論が丁寧に紹介される事例は少ない」[大塚 2019, 102]、諫早庸一の「引用される二次文献は驚くほどに少ない」[諫早 2019, 237] という評言を、特にテュルク語・モンゴル語資料に関する叙述については是認せざるを得ない。モンゴル時代の多言語文献の分析におけるテュルク語・モンゴル語の知見の重要性がかねてから指摘されていること [杉山 2004, 336; 杉山 2000, 192, 196–197, 211–213, 221–223] に鑑みれば、いささか残念である。

ちなみに著者は、上述の諫早の評言に応答して、学界において「自らが見出した資料を自らの方

(73) 憲宗モンケ二年 (1252) にカイドゥはバルハシ湖南方のカヤリク (*Qayalīy* > 海押立) に封ぜられ、西はタラス (*Talas*) から東はサイラム (*Sayram*) の間を中核的な牧地としたと伝えられるので、カイドゥ令旨の徹徹里哥刺哈もその圏内に位置しよう。モンゴル語としては **čečeglig*-(*qa*)*yalıya* 「花の門」と再構可能できるかもしれない。一方、耶律希亮神道碑の徹徹里沢刺は、ボラド (*Bolad* > 不刺; 『元史』地理志・西北地附録の普刺 <M. *Bolad*) 城から「西行六百里」に位置する山名という。ボラドはトゥルファン盆地から西方約 400 km を隔て、サイラムはボラドのさらに西方に位置する。屠寄『蒙兀児史記』が徹徹里沢刺を「花石山」の意と解したのは、徹徹里 <*čečeglig*, 沢刺 <*čila*(*yu*(*n*)) 「石」という再構に基づくものであろう。ただし、この地名を徹徹里峯刺の誤記とみれば、M. **čečeglig*-*ayula* 「花満ちる山」への再構も可能か。

(74) Uig. (*Qara*-) *Qočo* > P. (*Qarā*-) *Hūgū* の例は『集史』にも確認される [ĜT/TS, 155a, 208a; ĜT/Rawšan I, 705; ĜT/Rawšan II, 913; cf. Pelliot 1912, 582; 杉山 2004, 361]。

(75) 西ウイグル時代のウイグル語免税特許勅令では土地税 (*irt bert*) として徴収される農産物が「胡麻 (*künčit*)・棉花 (*kāpāz*)・ブドウ酒 (*bor*)・棗 (*čubayan*)」で代表されており [Matsui 2005, 70]、またモンゴル時代の行政命令文書には使臣 (*elči*) に提供される棗 (*čubayan*) の臨時徴発に関するものもある [松井 2015a, Text E2]。永楽帝によってティムール朝に派遣された陳誠の報告『西域番国志』も、高昌の西隣のトゥルファン (*Turpan* > 土爾番) について「有桃・杏・棗・李, 多葡萄」, また東隣のルクチュン (*Lükčüng* > 魯陳) について「土宜襟麥・麻・豆, 廣植種葡萄・桃・杏・花紅・胡桃・小棗・甜瓜・胡蘆之屬」と伝える。

法で解析する」ことをせず「先人の微瑕や瑣末な問題を大きくとりあげ蜿蜒論じる“省エネ・安全飛行スタイル”が横行」していると難じる〔宮紀子 2020, 133〕。あくまで一次史料を分析研究の中心に据えるという著者の方針には、評者も全面的に賛同する。しかし同時に、二次文献を提出してきた研究者〔cf. 杉山 2000, esp. 210–216, 221–224〕の多くが、著者と同様に原典史料の分析に心血を注いできたことにも留意し、その成果に敬意を払うべきであろう。モンゴル時代のテュルク語・モンゴル語資料を扱う場合、二次文献の成果を殊更に見捨てては、研究未開拓期の誤謬・誤解を単に反復・再生産することになりかねない⁽⁷⁶⁾。杉山正明が、多言語文献の分析に際しては「一語の確定に一日を要することも稀でない」〔杉山 1996, 246–247〕と述べるとともに、「部分史は、たとえどんなにささやかなものではあっても、確実な定点となる強固なものでありたい」〔杉山 2000, 226〕と提唱するように、用語一つの解釈にも厳密・安全を期す姿勢を放擲すべきではないだろう。

とはいえ、拙評冒頭に述べたように、膨大な漢籍・ペルシア語資料の博捜を通じてモンゴル時代ユーラシア東西の「知」の結びつきの諸相を闡明した本書の価値が損なわれることはあり得ない。拙評で指摘してきた諸問題も、その過半は、註釈あるいは著者自身が「註に註することも避けがたく、“清人十三経注疏”のごとき様相を呈するにいたった」〔上巻 71〕とする箇所へ属し、本書全体からみればあくまで「微瑕や瑣末な問題」に過ぎないことを、重ねて強調しておきたい。

なお付言すれば、大塚が「本書ほど詳細な脚注が数多く付されている学術書に出会ったことはない」〔大塚 2019, 103〕と感嘆するように、本書のメリットが如上の註釈や“注疏”による博引傍証にあることも明らかである。著者はこの博引を自ら評して「煩わしければ、まずは本文のみ読みたい」〔上巻 71〕と述べていた。これはもとより謙辞や自嘲ではなく、多言語文献の参照の質・量を自負したものに相違あるまい。とすれば、些末・微細な註解をあげつらうような読まれ方こそ、著者の望むところであったと思われる。また、常に一次史料に拠ることの重要性を強調する著者であれば、自説の細部についても一次史料や堅実な研究成果に基づく反論・反応こそを学界に期待しているはずである⁽⁷⁷⁾。殊更に重箱の角をつついた拙評は、このような評者の思い込みから発した

(76) 先行研究の扱いについて、著者は「手続き等に疑念をいだかざるをえない論文についてはことさらに言及を回避し、……同様に研究会等の場における剽窃行為、実情等を目睹・仄聞した者の論著」はあえて「無視」したとも述べ、先行研究に「言及しないことにも意味はある」とする〔宮紀子 2020, 134〕。ただし、拙評で指摘してきたような、著者の主張を *critical* に反証する先行研究の等閑視も、これと同様の意図に基づくものであったのか、評者には判然としない。また著者は、「トルコやロシア、中国、台湾、韓国など」から刊行される研究成果を参照することに「いかほどの意義があるのだろう」と疑義を呈するが〔宮紀子 2020, 138〕、これでは国際的水準での獨創性を期し難い。例えば、本書第 15 章でのイスラーム世界の八角形の分銅の画期性についての著者の見解は、トルコ発の研究成果〔Tekin, O. 2013〕を等閑視したために事実と反することとなった〔前項【74】参照〕。学術研究のグローバル化が現実に進捗する以上、可能な範囲で国内外の成果に注意を払うことが、獨創性・正確性の維持には不可欠である。もちろん、著者のような「日本で一、二を争う恵まれた環境の研究機関に身を置く者」〔下巻 1053〕ではない多くの研究者にとって、個人的努力には限界があり見落としも避けられないが、良心的に最善を尽くしたいものである。

(77) 著者は近稿〔宮紀子 2021, 840〕で、おそらく拙評前々稿【5】〔松井 2019a, 66–67〕の指摘に反応して、「（松井＝評者が）『ヴァッサーフ史』等を読まずに、現存文書の研究報告のみに拠って、ガイハトゥ・カンがイリンチン・ドルジの名で令旨を発していたことを疑問視したりしている」と述べる。しかし、拙評では「[イ

ものであること、あらためて著者と読者のご理解・ご海容を願うものである。

略号・参考文献（ABC 順）

- 安部健夫 1972 : 『元代史の研究』 創文社。
- 愛新覺羅烏拉熙春 2006 : 「蒙古九峰石壁石刻と「札兀惕・忽里」」『立命館文学』 595, 40–59.
- AOH = *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*
- 荒川正晴 1986 : 「麹氏高昌国の郡県制の性格をめぐって」『史学雑誌』 95-3, 37–74.
- Arat, Reşid Rahmeti 1947 : *Kutadgu bilig*, I: *Metin*. İstanbul.
- 白玉冬 2018 : 「葛兒罕稱號考」『西域文史』 12, 233–247.
- Bailey, Harold Walther 1957 : *Adversaria Indoiranica. Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 19-1, 49–57.
- Бартольд, Василий Владимирович 1927 : *Киргизы: Исторический очерк*. Фрунзе, 1927.
- Biran, Micah 2005 : *The Empire of the Qara Khitai in Eurasian History*. Cambridge (UK).
- Borbone, Pier Giorgio 2008 : Egly Alexandre (tr.), *Un ambassadeur du Khan Argun en Occident: Histoire de Mar Yabballaha et de Rabban Sauma*. Paris.
- Bretschneider = Emil Bretschneider, *Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources*, 2 vols. London, 1888.
- BSOAS = *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*
- BT XVI = Dalantai Cerensodnom / Manfred Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung (Berliner Turfantexte XVI)*. Berlin, 1993.
- Buell, Paul D. / Anderson, Eugene N. 2010 : *A Soup for the Qan: Chinese Dietary Medicine of the Mongol Era as Seen in Hu Sihui's Yinshan Zhengyao*. Leiden/Boston.
- 蔡美彪 1955 : 『元代白話碑集録』 科學出版社。
- Carpini/Risch = Johann de Plano Carpini, *Geschichte der Mongolen und Reisebericht 1245–1247*. Tr. by Friedrich Risch. Leipzig, 1930.
- 陳得芝 2001 : 「常德西使與『西使記』中的幾個問題」『元史及民族史研究集刊』 14, 1–108.
- 陳得芝 2015 : 「劉郁『〔常德〕西使記』校注」『中華文史論叢』 2015-1, 67–108.
- Cleaves, Francis Woodman 1949 : The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu. HJAS 12-1/2, 1–133.
- Cleaves, Francis Woodman 1951 : The Sino-Mongolian Inscription of 1338 in Memory of Jigün-tei. HJAS 14-1/2, 1–104.
- Cleaves, Francis Woodman 1953 : The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran. HJAS 16-1/2, 1–107.
- CTD = Maḥmūd al-Kāšyārī, *Compendium of the Turkic Dialects (Dīwān Luḡāt at-Turk)*, 3 vols. Tr. and ed. by Robert Dankoff / James Kelly. Cambridge (MA), 1982–1985.
- 党寶海 2019 : 「察合台史事四題：卒年・駐地・漢民與投下」『西域研究』 2019-3, 58–70.
- DMBS = 彭金章・王建軍・敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟北區石窟』全 3 卷. 文物出版社, 2000–2004.
- Doerfer, Gerhard 1975 : *Mongolica aus Ardabil. Zentralasiatische Studien* 9, 187–263.
- 海老澤哲雄・宇野伸浩 1995 : 「C. de Bridia による *Hystoria Tartarorum* 訳・注(1)」『内陸アジア言語の研究』 10, 13–65.
- ED = Gerard Clauson, *An Etymological Dictionary of the Pre-Thirteenth Century Turkish*. Oxford, 1972.
- EI² = *The Encyclopaedia of Islam*, New edition, 12 vols., Leiden/London, 1960–2004.
- 遠藤光暁 2016 : 『元代音研究』 (1)研究篇・(2)資料篇. 汲古書院。
- 方齡貴 1991 : 『元明戲曲中蒙古語』 漢語大詞典出版社。

リンチン=ドルジの名が用いられると]著者のいう「令旨」の具体的情報を知りたい」と述べたのであって、キカトゥ (M. Kiqatu) が発行する令旨にモンゴル名イリンチン=ドルジを用いたこと自体を「疑問視した」わけではない。その点、著者の叙述は曲解である。もちろん、著者の「令旨」という用語が具体的な原文書を意図したものではなく、『ワッサーフ史』の叙述に関することを理解しなかったのは評者の無知ゆえであり、著者の示教に感謝する。

- Fekete, Lajos 1977 : *Einführung in die persische Paläographie*. Ed. by György Hazai. Budapest.
- Franke, Herbert 1965 : A 14th Century Mongolian Letter Fragment. *Asia Major* (n. s.) 11-2, 120–127, +1 pl.
- 船田善之 2007 : 「蒙文直訳体の展開」『内陸アジア史研究』22, 1–20.
- Gharib = Badresman Gharib, *Sogdian Dictionary*. Tehran, 1995.
- Geng Shimin / Hamilton, James 1981 : L'inscription ouïgoure de la stèle commémorative des Iduq qut de Qoço. *Turcica* 13, 10–54.
- Gronke, Monika 1993 : *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart.
- ĠT/Ali-zade = Фазлуллаҳ Рашид-ад-дин, *Джамӣ'-ам-Таварӣҳ*. Ed. by Абдул-Керим Али-оглы Али-заде. I-1, Москва, 1965; II-1, Москва, 1980; III, Баку, 1957.
- ĠT/Arends = Рашид-ад-Дин, *Сборник летописей*, vol. III. Tr. by Альфред Карлович Ареднс. Москва, 1946.
- ĠT/Blochet = Fadl Allah Rashid ed-Din, *Djami el-Tévarikh: Histoire générale du monde*, II: *Contenant l'histoire des empereurs mongols successeurs de Tchinkkiz Khaghan*. Ed. by Edgar Blochet. Leyden/London. 1911.
- ĠT/BnF209 = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīh*. MS., Paris, Bibliothèque national de France, Supplément persan 209.
- ĠT/Boyle = Rašīd al-Dīn, *The Successors of Genghis Khan*. Tr. by John Andrew Boyle. New York/London, 1971.
- ĠT/Chin. = 余大鈞・周建奇 (譯)『史集』全4冊. 商務印書館, 1983–1986.
- ĠT/Rawšan = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīh*, 4 vols. Ed. by Muḥammad Rawšan / Muṣṭafa Mūsawī. Tihṛān, 1373/1994.
- ĠT/Thackston = Rashidudin Fazlullah, *Jami 'u'l-Tawarikh: Compendium of Chronicles: a History of the Mongols*, 3 vols. Tr. by Wheeler McIntosh Thackston. Cambridge (MA), 1998–1999.
- ĠT/TS = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīh*. MS., İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan Köşkü 1518.
- ĠTF/JahnD = Karl Jahn (tr.), *Die Frankengeschichte des Rašīd ad-Dīn*. Wien, 1977.
- ĠTF/JahnF = Karl Jahn (ed./tr.), *Histoire universelle de Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Abul-Khair*, I: *Histoire des Francs*. Leiden, 1951.
- ĠTF/Rawšan = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīh: Tārīh-i Afranğ, Pāpān wa Qayāšira*. Ed. by Muḥammad Rawšan. Tihṛān, 1384/2005.
- Haenisch, Erich 1949 : Zu den Briefen der mongolischen Il-Khane Argun und Öljeitü an den König Philipp den Schönen von Frankreich (1289 u. 1305). *Oriens* 2-2, 216–235.
- Hambis, Louis 1954 : *Le chapitre CVIII du Yuan che*. Leiden.
- Hayyim = Sulayman Hayyim, *New Persian-English Dictionary*, 2 vols. Tehran, 1934–1936.
- Herrmann, Gottfried. 1973: Ein Erlaß des Ġalāyeriden Solṭān Ḥoseyn aus dem Jahr 780/1378. In: G. Wießner (ed.), *Erkenntnisse und Meinungen I (Göttinger Orientforschungen: Veröffentlichungen des Sonderforschungsbereiches Orientalistik an der Georg-August-Universität Göttingen, I. Reihe: Syriaca, Band 3)*, Wiesbaden, 135–163.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975 : Ein persisch-mongolischer Erlass des Ġalāyeriden Šeyḥ Oveys. *Central Asiatic Journal* 19, 1–84, + m. pls.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975b: Ein persisch-mongolischer Erlaß aus dem Jahr 725/1325. *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 125, 317–346.
- HJAS = *Harvard Journal of Asiatic Studies*
- 本田實信 1991 : 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- HWAU = Jens Wilkens, *Handwörterbuch des Altuigurischen*. Göttingen, 2021.
- HYYY/Beijing = 『華夷譯語・高昌館課・回回館雜字・譯語・百譯館譯語・暹羅館譯語・八館館考』(北京圖書館古籍珍本叢刊6) 書目文獻出版社, n.d.
- HYYY/MR = Antoine Mostaert / Igor de Rachewiltz, *Le matériel mongol du Houa i i u* 華夷譯語 *de Houng-ou (1389)*, 2 vols. Bruxelles, 1977–1995.
- 井黒忍 2008 : 「太原竇大夫祠祈雨碑刻研究二題」范世康・王尚義 (編)『建設特色文化名城』山西出版集團・北岳文藝出版社, 163–169.
- 諫早庸一 2019 : (書評)「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』」『史苑』79-2, 224–243.

- Jackson, Peter / Morgan, David 1990 : *The Mission of Friar William of Rubruck*. London.
- 照那斯圖 (Jayunasutu) 1991 : 『八思巴字和蒙古語文獻 II・文獻匯集』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- Kara, György 2003 : Mediaeval Mongol Documents from Khara Khoto and East Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Insitute of Oriental Studies, *Manuscripta Orientalia* 9-2, 3–40.
- 河内良弘 1986 : 「明代遼陽の東寧衛について」『東洋史研究』44-4, 89–127.
- 川本正知 2000 : 「中央アジアのテュメンなる地域区分について」『西南アジア研究』53, 24–60.
- 川本正知 2013 : 『モンゴル帝国の軍隊と戦争』山川出版社。
- 北村秀人 1972 : 「高麗時代の藩王についての一考察」『人文研究』24-10, 93–144.
- 呼格吉勒圖 (Kögjiltü)・薩如拉 (Sarayu) 2004 : 『八思巴字蒙古語文獻匯編』内蒙古教育出版社。
- Kotwicz, Władysław 1933 : *En marge des lettres des il-khans de Perse retrouvées par Abel-Rémusat*. Lwów.
- 小山皓一郎 1977 : 「マフムード・カシュガリー『トルコ・アラビア語辞典』に見えるチュルク称号」『北方文化研究』11, 39–61.
- Kowalewski = Joseph Étienne Kowalewski, *Dictionnaire mongol-russe-français*, 3 vols. Kazan, 1844–1849.
- 栗林均 2002 : 「『元朝秘史』と『華夷訳語』における与位格接尾辞の書き分け規則について」『言語研究』121, 1–18.
- 栗林均 2003 : 『『華夷訳語』甲種モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター。
- 栗林均 2009 : 『『元朝秘史』モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』東北大学東北アジア研究センター。
- 栗林均 2010 : 『『蒙文総彙』: モンゴル語ローマ字転写配列』東北大学東北アジア研究センター。
- 栗林均・呼日勒巴特爾 (Hurelbator) 2006 : 『『御製滿珠蒙古漢字三合切音清文鑑』モンゴル語配列対照語彙』東北アジア研究センター。
- 栗林均・松川節 2016 : 『『西藏歴史檔案薈粹』所収バズバ文字文書』東北大学東北アジア研究センター。
- Ledyard, Gari 1964 : The Mongol Campaigns in Korea and the Dating of the Secret History of the Mongols. *Central Asiatic Journal* 9-1, 1–22.
- Lessing = Ferdinand D. Lessing, *Mongolian-English Dictionary*. Berkeley/Los Angeles, 1960.
- Ligeti, Louis 1966 : Un vocabulaire sino-ouïgour des Ming: *Le Kao-tch'ang-kouan yi-chou* du Bureau des Traducteurs. AOH 19, 117–199, 257–316.
- Ligeti, Louis 1972a : *Monuments préclassiques 1: XIII^e et XIV^e siècles*. Budapest.
- 劉迎勝 1990 : 「9–12 世紀民族遷移浪潮中的一些突厥・達旦部落」『元史及北方民族史研究集刊』12/13, 80–106, 19.
- 劉迎勝 2008 : 『『回回館雜字』與『回回館譯語』研究』中國人民大學出版社。
- 馬建春・馬磊磊 2016 : 「元代流行宮廷與民間西域飲品輯述」『絲路文明』1, 153–167.
- 前田直典 1973 : 『元朝史の研究』東京大学出版会。
- Mahendrarajah, Shivan 2018 : Two Original Decrees by Sulṭān Ḥusayn Bayqarā in the National Archives in Kabul. AOH 71–2, 161–178.
- Massé, Henri 1938 : Ordonnance rendue par le prince ilkhanien Ahmad Jalair en faveur du Cheikh Sadr-od-Din. *Journal Asiatique* 230, 465–468.
- 松井太 1997 : 「カラホト出土蒙漢合璧稅糧納入簿断簡」『待兼山論叢』史学篇 31, 25–49.
- 松井太 2002 : 「モンゴル時代ウイグリスタンの稅役制度と徵稅システム」松田孝一 (編) 『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・經濟システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096), 87–127.
- 松井太 2003 : 「ヤリン文書」『人文社会論叢』人文科学篇 10, 51–72.
- 松井太 2004 : 「モンゴル時代の度量衡」『東方学』107, 166–153.
- Matsui Dai 2004b: Unification of Weights and Measures by the Mongol Empire as Seen in the Uigur and Mongol Documents. In: D. Durkin-Meisterernst et al. (eds.), *Turfan Revisited*, Berlin, 197–202.
- 松井太 2004c : 「モンゴル時代のウイグル農民と仏教教団」『東洋史研究』63-1, 1–32.
- Matsui Dai 2005 : Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, 67–82.

- 松井太 2008a: 「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」『人文社会論叢』人文科学篇 19, 13–25.
- 松井太 2008b: 「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒」『内陸アジア史研究』23, 25–48.
- Matsui Dai 2010b: *Uigur Manuscripts Related to the Monks Sivšidu and Yaqšidu at “Abita-Cave Temple” of Toyoq*. 新疆吐魯番學研究院 (編) 『吐魯番學研究：第三屆吐魯番學暨歐亞游牧民族的起源與遷徙國際學術研討會論文集』上海古籍出版社, 697–714.
- 松井太 2013: 「契丹とウイグルの關係」荒川慎太郎ほか (編) 『契丹 [遼] と 10～12 世紀の東部ユーラシア』勉誠出版, 56–69.
- 松井太 2015a: 「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」『人文社会論叢』人文科学篇 33, 55–81.
- 松井太 2017b: 「トゥルファン=ウイグル人社会の連保組織」土肥義和・氣賀澤保規 (編) 『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』汲古書院, 287–310.
- 松井太 2019a: (批評) 「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む」『内陸アジア言語の研究』34, 61–84.
- 松井太 2020: (批評) 「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む (二)」『内陸アジア言語の研究』35, 53–111.
- Matsui Dai / Watabe Ryoko / Ono Hiroshi 2015: *A Turkic-Persian Decree of Timurid Mīrān Šāh of 800 AH/1398 CE. Orient* 50, 53–75.
- 松川節 1995: 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29, 25–52.
- 松川節 1995b: (批評・紹介) BT XVI. 『東洋史研究』54-1, 105–122.
- 松川節 1997: 「カラコルム出土 1348 年漢蒙碑文」『内陸アジア言語の研究』12, 83–98, +Pl. XII.
- 松川節 2002: 「新発表のモンゴル語命令文碑 3 件」松田孝一 (編) 『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096), 55–67.
- Мацүкава Такаши 2010: Шанси Мужийн Тай-юань хотын Дөү-да-фу-гийн тахилын сүмийн 1348 оны нэгэн мөр Монгол бичээс ба нүүдэлчин Монголчуудын “Тиеэм бузу татал бичиг”-ийн уламжлал. *Nomadic Studies Bulletin* 17, 122–126.
- MDQ = 吉田順一・チメドドルジ (Čimeddorji) (編) 『ハラホト出土モンゴル文書の研究』雄山閣, 2008.
- Melville, Charles 1994: *The Chinese-Uighur Animal Calendar in Persian Historiography of the Mongol Period. Iran* 32, 83–98.
- Menges, Kahl Heinrich 1968: *Tungusen und Liao*. Wiesbaden.
- Minorsky, Vladimir 1954: *A Mongol Decree of 720/1320 to the Family of Shaykh Zāhid*. BSOAS 16-3, 515–527.
- Minorsky, Vladimir 1956: *Pūr-i Bahā’s “Mongol” Ode*. BSOAS 18-2, 261–278.
- Minorsky, Vladimir 1970: (tr.) *Ḥudūd al-‘Ālam*, 2. ed. Cambridge.
- 宮紀子 2010: 「東から西への旅人：常德」窪田順平 (編) 『ユーラシア中央域の歴史構図』総合地球環境学研究所, 167–190.
- 宮紀子 2014: 「ジャライル朝スルタン・アフマドの金宝令旨より」杉山正明 (編) 『続 ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科, 15–52.
- 宮紀子 2020: 「諫早庸一「書評 宮紀子『モンゴル時代の知の東西』」に対する疑義」『史苑』80-1, 131–148.
- 宮紀子 2021: 「モンゴル帝国史研究を志す人のために」志茂碩敏・志茂智子『モンゴル帝国史研究：完編』東京大学出版会, 819–887.
- MKT = 『蒙漢詞典 (増訂本)』内蒙古大學出版社, 1999.
- MNT/Rachewiltz = Igor de Rachewiltz, *The Secret History of the Mongols: A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*, 3 vols. Leiden/Boston, 2004–2013.
- Mokri, Mohammad 1975: *Un farmān de Sulṭān Ḥusain Bāyqarā recommandant la protection d’une ambassade ottomane en Khorāsān en 879/1474. Turcica* 5, 68–79.
- 護雅夫 1965: 『カルピニ・ルブルク 中央アジア・蒙古旅行記』桃源社.
- 森安孝夫 1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32.
- 森安孝夫 1997: 「ウイグル文字新考」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会, 1238–1226.
- 森安孝夫 2015: 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会.
- 森安孝夫 2015b: 『ウイグル=マニ教史関係史料集成』(『近畿大学国際人文科学研究紀要』平成 26 年度版) 近畿大学国際人文科学研究所.

- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1952 : Trois documents mongols des Archives Secrètes Vaticanes. HJAS 15-3/4, 419–506.
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1962 : *Les Lettres de 1289 et 1305 des ilkhan Arjun et Öljeitü à Philippe le Bel*. Cambridge (MA).
- 村上正二 1970 : (訳註)『モンゴル秘史 1 : チンギス・カン物語』(東洋文庫 163) 平凡社。
- 村上正二 1972 : (訳註)『モンゴル秘史 2 : チンギス・カン物語』(東洋文庫 209) 平凡社。
- 村上正二 1976 : (訳註)『モンゴル秘史 3 : チンギス・カン物語』(東洋文庫 294) 平凡社。
- 那珂通世 1907 : 『成吉思汗実録』大日本図書。
- 中村淳・松川節 1993 : 「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, 1–92, +Pls. I–VIII.
- 中野美代子 1961 : 「耶律楚材西遊録」『世界ノンフィクション全集 19』筑摩書房, 393–432.
- 岡田英弘 1959 : 「元の瀋王と遼陽行省」『朝鮮学報』14, 533–543.
- 小野浩 2000 : 「メフメト II 世の『ヤルリグ』」『京都橘女子大学研究紀要』26, 117–164.
- 小野浩 2006 : 「テムル朝シャルフのウイグル文字テュルク語文書再読」堀川徹(編)『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティの成立と変容に関する歴史的研究』科研費報告書 (No. 14201037), 28–47.
- 小野浩 2012 : 「トクタミシュのアラビア文字テュルク語ヤルリグ一通」窪田順平(編)『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 65–82.
- 小野川秀美 1943 : 「突厥碑文訳註」『満蒙史論叢』4, 294–425.
- 大竹昌巳 2016 : 「契丹小字文献における「世選之家」」『KOTONOHA』159, 1–12.
- ÖTS = Yaşar Çağbayır, *Ötüken Türkçe sözlük*, 2. ed., 5 vols. İstanbul, 2015.
- 大塚修 2019 : (書評)「宮紀子著『モンゴル時代の「知」の東西』」『史林』102-4, 98–105.
- OTWF = Marcel Erdal, *Old Turkic Word Formation*, 2 vols. Wiesbaden, 1991.
- 小澤重男 1984 : 『元朝秘史全釈 (上)』風間書房。
- 小澤重男 1986 : 『元朝秘史全釈 (下)』風間書房。
- 小澤重男 1989 : 『元朝秘史全釈続考 (下)』風間書房。
- 小澤重男 1993 : 『元朝秘史蒙古語文法講義』風間書房。
- Özyetgin, Ayşe Melek 1996 : *Altın Ordu, Kırım ve Kazan sahasına ait yarlık ve bitiklerin dil ve üslup incelemesi*. Ankara.
- Pelliot, Paul 1912 : Kao-tch'ang, Qoço, Houo-tcheou et Qarâ-khodja. *Journal Asiatique*, mai-juin 1912, 579–603.
- Pelliot, Paul 1923 : Les Mongols et la papauté [I]. *Revue de l'Orient chrétien* 23 [1922–1923], 3–30.
- Pelliot, Paul 1929 : Neuf notes sur des questions d'Asie centrale. *T'oung Pao* (2. s.) 26-4/5, 201–266.
- Pelliot, Paul 1932 : Les Mongols et la papauté [III]. *Revue de l'Orient chrétien* 28 [1931–1932], 141–222.
- Pelliot, Paul 1936 : *Sao-houa, sauça, sauçat, saguate*. *T'oung Pao* (2. s.) 32-4, 230–237.
- Pelliot, Paul 1949 : *Notes sur l'histoire de la Horde d'Or*. Paris.
- Pelliot, Paul 1959 : *Notes on Marco Polo*, Vol. I. Paris.
- Pelliot, Paul 1963 : *Notes on Marco Polo*, Vol. II. Paris.
- Поппе, Николай 1938–1939 : *Монгольский словарь Мукаддимат ал-адаб*. Москва/Ленинград (Rpt. Farnborough, 1971).
- PTMD = Völker Rybatzki, *Die Personennamen und Title der mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki, 2006.
- PUM = Gottfried Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden, 2004.
- Qā'im-Maqāmī, Ġahāngīr 1347 AHS : Farmān-i mansūb ba Sulṭān Aḥmad Ġalāyir. *Barrasīhā-yi Tārīḫī* 3-5, 273–290.
- 哈斯巴特爾 (Qasbayatur) 2015 : 「蒙古文借貸契約文書中の專有名詞 “asiy”, “singsi”, “yabuqu šim” 和 “sinei šim”」『蒙古學集刊』2015-2, 22–29.
- de Rachewiltz, Igor 1962 : The *Hsi-yu lu* 西遊錄 by Yeh-lü Ch'u-ts'ai 耶律楚材. *Monumenta Serica* 21, 1–128.
- Rachmati, Gabdul Rašid 1932 : Zur Heilkunde der Uiguren, II. *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften* (Phil.-hist. Kl.) 1932-22, 401–448.
- Raschmann, Simone-Christiane 1995 : *Baumwolle im türischen Zentralasien*. Wiesbaden.
- Redhouse = James W. Redhouse, *A Turkish and English Lexicon*. Beirut, 1890.
- RH = Peter B. Golden (ed.), *The King's Dictionary: the Rasūlid Hexaglot*. Leiden/London, 2000.

- Richards, Donald Sidney 2011 : *Mamluk Administrative Documents from St Catherine's Monastery*. Leuven/Paris/Walpole (MA).
- Robinson, David M. 2009 : *Empire's Twilight: Northeast Asia under the Mongols*. Cambridge (MA) / Longon.
- 佐口透 1942 : 「十四世紀に於ける元朝大カーンと西方三王家との連帯性について」『北亜細亜学報』1, 151-214.
- 佐口透 1972a : 『モンゴル帝国と西洋』平凡社.
- 佐口透 1972b : 「鉄勒伝」佐口透・山田信夫・護雅夫（訳注）『騎馬民族史2・正史北狄伝』（東洋文庫228）平凡社, 1-25.
- 佐口透 1972c : 「回鶻伝」佐口透・山田信夫・護雅夫（訳注）『騎馬民族史2・正史北狄伝』（東洋文庫228）平凡社, 299-462.
- Šayḥ al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太 2017 : 「ジャライル朝シャイフ=ウワイズ発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』32, 49-149.
- Schmidt = Isaak Jakob Schmidt, *Mongolisch-deutsch-russisches Wörterbuch*. St. Petersburg/Leipzig, 1835.
- 石堅軍・張曉非 2016 : 「『雙溪醉隱集』呉長元鈔本所批校人名地名考釋」『西北民族論叢』13, 105-126.
- 代田貴文 1992 : 「『遼史』に見える「大食（国）」について」『中央大学アジア史研究』16, 54-36.
- 庄垣内正弘 1978 : 「古代ウイグル語」におけるインド来源借用語彙の導入経路について」『アジア・アフリカ言語文化研究』15, 79-110.
- 庄垣内正弘 1984 : 「『畏兀兒館訳語』の研究」『内陸アジア言語の研究』1 [1983], 51-172.
- 庄垣内正弘 1987 : 「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 [1986], 17-156.
- 庄垣内正弘 1990 : 「モンゴル語仏典中のウイグル語仏教用語について」崎山理ほか（編）『アジアの諸言語と一般言語学』三省堂, 157-174.
- Silvestre de Sacy, Antoine-Isaac 1822 : Mémoire sur une correspondance inédite de Tamerlan avec Charles VI. *Histoire et mémoires de l'Institut royal de France* 6, 470-522.
- Steingass = Francis Joseph Steingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary*. London, 1892.
- Stern, Samuel Miklós 1964 : *Fāṭimid Decrees*. London.
- Street, John C. 1963 : Review of Mostaert/Cleaves 1962. *Journal of the American Oriental Society* 83-2, 265-268.
- Street, John C. 1986 : The Particle *ele* in Early Middle Mongolian. *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 80, 195-258.
- 杉山正明 1996 : 『モンゴル帝国の興亡』下. 講談社.
- 杉山正明 1997 : 「中央ユーラシアの歴史構図」『中央ユーラシアの統合』（岩波講座世界歴史11）岩波書店, 3-89.
- 杉山正明 2000 : 『世界史を変貌させたモンゴル』角川書店.
- 杉山正明 2004 : 『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会.
- 杉山正明 2010 : 「モンゴル西征への旅立ち」窪田順平（編）『ユーラシア中央域の歴史構図』総合地球環境学研究所, 13-126.
- SUK = 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全3巻. 小田壽典ほか編. 大阪大学出版会, 1993.
- 高田英樹 2013 : (訳) マルコ=ポーロ・ルスティケッロ=ダ=ピーサ『世界の記：「東方見聞録」対校訳』名古屋大学出版会.
- 高橋文治 2011 : 『モンゴル時代道教文書の研究』汲古書院.
- 武井紀子 2008 : 「日唐律令制における倉・蔵・庫」大津透（編）『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社, 119-141.
- 竹内和夫 1989 : 『トルコ語辞典（ポケット版）』大学書林.
- 田中謙二 1964 : 「元典章における蒙文直訳体の文章」吉川幸次郎・田中謙二『元典章の文体』京都大学人文科学研究所, 47-161.
- 田坂興道 1964 : 『中国における回教の伝来とその弘通』上・下. 東洋文庫.
- Tekin, Oğuz 2013 : Büyük Sultan II. Kılıçarslan dönemine ait bir Anadolu Selçuklu Devleti ağırlığı. *Toplumsal Tarih* 238, 48-49.
- TĠ/Boyle = 'Ala-ad-Din 'Ata-Malik Juvaini, *The History of the World Conqueror*, 2 vols. Tr. by John Andrew Boyle, Manchester, 1958.
- TĠ/Qazwīnī = *Ta'rikh-i-Jahān-gushā of 'Alā'u 'ud-Dīn 'Atā Malik-i-Juvainī*, 3 vols. Ed. by Mīrzā Muḥammad ibn

- ‘Abdu’l-Wahháb-i-Qazwíni. Leiden/London, 1912.
- TMEN = Gerhard Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, 4 vols. Wiesbaden, 1963–1975.
- TT VII = Gabdul Rašid Rachmatí, *Türkische Turfan-Texte VII. Abhandlungen der Preußischen Akademie der Wissenschaften* (Phil.-hist. Kl.) 1936-12, 3–124.
- TT X = Annemarie von Gabain, *Türkische Turfantexte X: Das Avadāna des Dāmons Ātavaka*, bearbeitet von Tadeusz Kowalski aus dem Nachlaß herausgegeben. *Abhandlungen der Preußischen Akademie der Wissenschaften* (Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst) 1958-1.
- TU = Abū al-Qāsim ‘Abd Allāh b. Muḥammad al-Qāšānī, *Tārīḫ-i Ūlgāytū*. MS. İstanbul, Aya Sofya Kütüphanesi, 3019/3, f. 135–240.
- Tumurtoogo 2010 : *Mongolian Monuments in ‘Phags-pa Script*. Taipei.
- 植木久行 1982 : 「瀚海・海風考」『中国文学研究』8, 88–107.
- 梅村坦 1977 : 「13世紀ウイグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, 01–031.
- Underdown, Michael 1997 : European knowledge of Korea during the Yuan Dynasty. *Études mongoles et sibériennes* 27 [1996], 385–404.
- 海野一隆 1988 : 「漢代の瀚海」『東方』91, 2–6.
- User, Hatice Şirin 2009 : *Köktürk ve Ötüken Uygur kağanlığı yazıtları*. Konya.
- UTIL = *Uyghur tilining izahliq lughiti*, 6 vols. Beijing, 1990–1998.
- UWN II = Klaus Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch: Neubearbeitung, II: Nomina–Pronomina–Partikeln*, 1–2+. 2015–2017+.
- Vovin, Alexander 2013 : The Mongolian Names for “Korea” and “Korean” and Their Significance for the History of the Korean Language. In: Sohn Sung-Ock et al. (eds.), *Studies in Korean Linguistics and Language Pedagogy: Festschrift for Ho-min Sohn*, Seoul, 200–205.
- Vovin, Alexander 2021 : On the Origin of the Middle Mongolian Title *ča’ut quri* ~ *ja’ut quri*. In: T. Karaayak / U. Uzunkaya (eds.), *Esengü Bitig: Doğumunun 60. Yılında Zühal Ölmez Armağanı*, İstanbul, 795–800.
- VWTD = W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte*, 4 vols. St. Petersburg, 1893–1911.
- Wang Ding 2004 : Ch 3586: Ein khitanisches Fragment mit uigurischen Glossen in der Berliner Turfansammlung. In: D. Durkin-Meisterernst et al. (eds.), *Turfan Revisited*, Berlin.
- Wing, Patrick 2016 : *The Jalayirids*. Edingburgh.
- 家島彦一 1999 : (訳注) イブン・バットウータ『大旅行記』4. 平凡社.
- 渡部良子 2015 : 「13–14世紀イルハン朝期イランの徴税制度とバラート制度」近藤信彰(編)『近世イスラーム国家史研究の現在』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 15–56.
- 山田信夫 1989 : 『北アジア遊牧民族史研究』東京大学出版会.
- 四日市康博 2010 : 「イル・カン朝の西歐外交 (13世紀末)」歴史学研究会(編)『世界史史料4 : 東アジア・内陸アジア・東南アジアII (10–18世紀)』岩波書店, 62–64.
- 四日市康博 2012 : 「伊利汗朝の印章制度における朱印, 金印と漢字印」『歐亞學刊』10, 311–355.
- 四日市康博 2015 : 「ユーラシア的視点から見たイルハン朝公文書」『史苑』75-2, 257–300.
- 四日市康博 2020 : 「イルハン朝(モンゴル支配期イラン)の公文書」小島道裕・田中大喜・荒木和憲(編)『古文書の様式と国際比較』勉誠出版, 356–381.
- 吉田豊 1989 : 「ソグド語雑録(II)」『オリエント』31-2 [1988], 165–176.
- 沙西里(Zahiri, Mahmoud)・劉振玉 2018 : 「也論劉郁『西使記』不明地理問題」『西域研究』2018-4, 88–99.
- 張廣達・王小甫 1995 : 「劉郁『西使記』不明地理考」張廣達『西域史地叢稿初編』上海古籍出版社, 83–112.
- Zieme, Peter 1994 : *Samboqdu et alii: Einige alttürkische Personennamen im Wandel der Zeiten. Journal of Turkology* 2-1, 119–133.
- Zieme, Peter 1997 : Alkoholische Getränke bei den alten Türken. In: Á. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between Inner-Asia and Europe*, Szeged, 435–445.

【付記】本稿はJSPS 科研費JP20H01324による研究成果の一部である。成稿に際しては、令和3年度大阪大学研究支援員制度による支援を受けた。関係各位に謝意を表す。